

平成 30 年 3 月

酒 の し り

国税庁課税部酒税課

目 次

〔酒 レ ポ ー ト〕

○ 酒レポート	1
---------------	---

〔酒 税 収 入〕

1 国税収入の累年比較	11
2 酒税収入の累年比較	12
付表 我が国における酒税制度等の沿革（概要）	13

〔酒 類 の 品 目〕

3 酒税法における酒類の分類及び定義	14
4 酒類の製造工程図	
(1) 清酒	15
(2) 連続式蒸留焼酎・原料用アルコール	16
(3) 単式蒸留焼酎	17
(4) 単式蒸留焼酎（泡盛）	18
(5) ビール	19
(6) ワイン	20
(7) ウイスキー	21

〔酒 税 の 税 率〕

5 酒税率一覧表（平成18年5月1日～）	22
付表1 主要酒類の酒税等負担率表	23
付表2 酒税等の負担率の推移	23

〔製 成 数 量〕

6 酒類製成数量の推移	24
付表1 酒類製成数量の推移表	26
付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の推移表	27

〔課税数量及び課税額〕

7 酒類課税数量の推移（国税局分及び税関分の合計）	28
付表 酒類課税数量の推移表（国税局分及び税関分の合計）	30
8 酒類課税数量の推移（国税局分）	31
付表1 酒類課税数量の推移表（国税局分）	33
付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の推移表（国税局分）	34

9 酒類課税数量の推移（税関分）	35
付表1 酒類課税数量の推移表（税関分）	37
付表2 国内製造品・輸入品別課税数量の推移	38
10 酒税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）	39
付表 酒税課税額の推移表（国税局分及び税関分の合計）	41
11 酒税課税額の推移（国税局分）	42
付表 酒税課税額の推移表（国税局分）	44
〔販売（消費）数量〕	
12 酒類販売（消費）数量の推移	45
付表 酒類販売（消費）数量の推移表	47
13 平成28年度成人1人当たりの酒類販売（消費）数量表（都道府県別）	48
〔免許場数〕	
14 酒類等製造免許場数の推移	49
付表1 地ビール製造免許場（者）数の推移	50
付表2 果実酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））	50
付表3 濁酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（その他醸造酒））	51
付表4 果実酒製造免許場（者）数の推移（特産酒類（果実酒））	51
付表5 リキュール製造免許場（者）数の推移（特産酒類（リキュール））	52
15 酒類販売業免許場数の推移	53
〔酒類業者の概況〕	
16 酒類販売業者の概況	54
〔酒類の表示〕	
17 酒類の表示義務	58
18 清酒の製法品質表示基準	59
19 果実酒等の製法品質表示基準	63
20 酒類における有機の表示基準	65
21 酒類の地理的表示に関する表示基準	67
22 未成年者の飲酒防止に関する表示基準	71
23 酒類の表示の基準における重要基準	73
〔酒類容器のリサイクル〕	
24 酒類容器等の3R（スリーアール）の推進	74

〔未成年者の飲酒防止〕	
25	未成年者の飲酒防止等に関する取組等 76
26	未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱 79
27	酒類自動販売機の設置状況 84
28	「未成年者飲酒防止への取組」7か条 86
〔アルコール健康障害対策〕	
29	アルコール健康障害対策基本法の概要 87
〔酒類販売管理者制度〕	
30	酒類販売管理者制度 89
〔公正取引の確保〕	
31	酒類の公正な取引に関する基準 91
32	酒類に関する公正な取引のための指針 92
33	酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 97
〔酒類業の活性化・経営革新支援〕	
34	酒類業に対する活性化支援 104
35	経営革新計画等の制度の概要 105
〔独立行政法人酒類総合研究所〕	
36	独立行政法人酒類総合研究所の概要 106
〔酒類業組合〕	
37	酒類業組合等構成図表 107
〔輸出環境の整備〕	
38	最近の日本産酒類の輸出動向について 108
39	最近の清酒の輸出動向について 109
40	清酒・焼酎の主な輸出先（平成29年） 110
41	日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組等について 111
42	酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度 112
43	日EU経済連携協定（EPA）交渉の結果概要 114

[放射性物質に対する酒類の安全性確保]

- 44 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について 116

[そ の 他]

- 45 国税庁の使命 118

[参 考]

- 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表（平成29年10月30日現在） 119

酒レポート 平成30年3月

はじめに

酒類は、酒税が課される担税物資であり、安定した税収が見込まれることから、国家財政において重要な役割を果たしています。また、酒類は、「百葉の長」と言われているほか、その国の食文化とも関わりの深い伝統性を有した代表的な嗜好品の一つですが、アルコール飲料であるため致醉性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物資でもあります。

酒税は、明治以降、地租とともに政府の大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともあります。その後、所得税・法人税などの直接税のウエイトが高まり、平成28年度においては、酒税が国税収入に占める割合は2.2%となっています。酒税は、景気の影響を受けにくく、平成28年度の税収は1.32兆円と安定した税収が見込まれています。

酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業については免許制度が採用されています。

国税庁は、酒類業の所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るために、人口減少社会の到来、国民の健康や安

全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点に立った施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取組も行っています。

さらに近年では、官民一体となって日本産酒類の輸出拡大・輸出環境整備などに関する取組を進めており、その一環として、平成29年10月1日から、輸出酒類販売場制度が開始されました。

以下、酒類業を取り巻く環境や酒類業の現状について、統計データ等を参照しながら説明するとともに、諸問題に対する国税庁の取組を紹介します。



Japan.
“Kampai”
to the world.

1 酒類業を取り巻く環境

(1) 国内市場環境

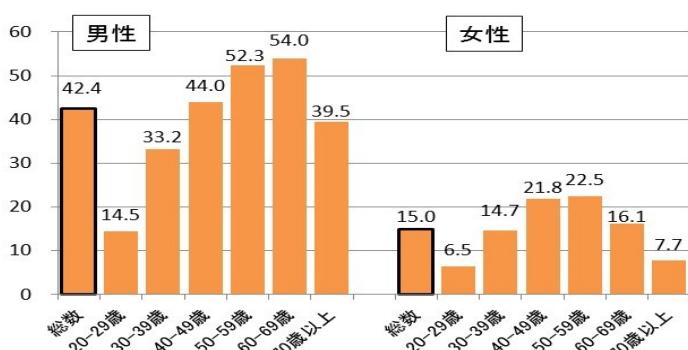
国内の市場環境は、平成20年に1億2,808万人であった人口が減少過程に入っています。その構成においても、成人人口に占める60歳以上の割合が、平成元年度の23.2%から平成28年度には40.7%へ増加するなど、人口減少社会の到来、高齢化が進展しています。【図1、図2参照】

飲酒習慣のある者は、男女ともに30歳代から大幅に増加し、70歳以上では減少する傾向がありますので、人口構成の変化が酒類の消費に与える影響は大きいものと考えられます。【図3参照】

このような環境の変化を背景に、酒類の販売（消費）数量は平成8年度の966万KLをピークとして減少してきています。【図4参照】

また、成人1人当たりの酒類消費数量について、平成元年以降は、平成4年度の101.8Lをピークとして減少傾向にあり、平成28年度には80.9Lとピーク時のおよそ8割に減少しています。この間、成人人口は増加傾向であったことを踏まえると、飲酒習慣のある者においても、その飲酒量は減少

図3 飲酒習慣のある者の割合
(性・年齢階級別)

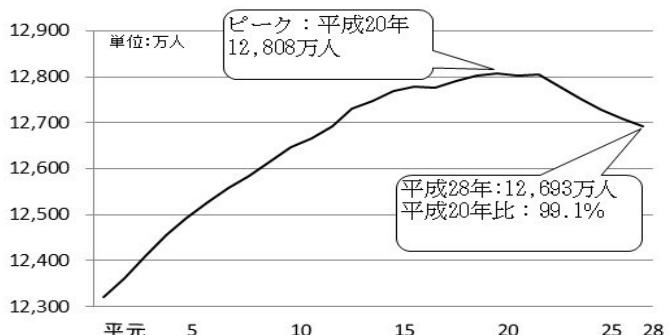


資料：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）表15を再編加工
(週3日以上飲酒する者を「飲酒習慣あり」とした。)

しているものと考えられます。【図5参照】

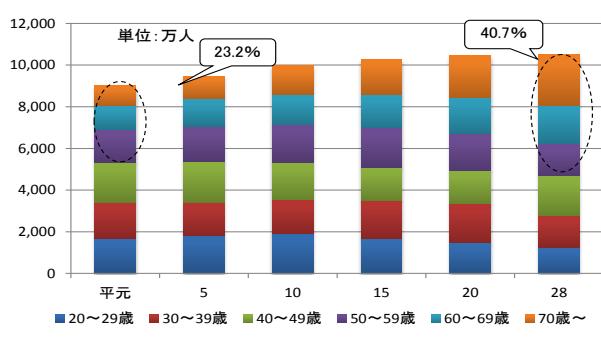
続いて、各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移を見ると、平成10年度以降、その構成が大きく変化していることが分かります。特にビールの構成比率は大きく減少

図1 人口の推移



資料：国政調査結果・人口推計（総務省統計局）

図2 成年人口の推移（年齢層別）



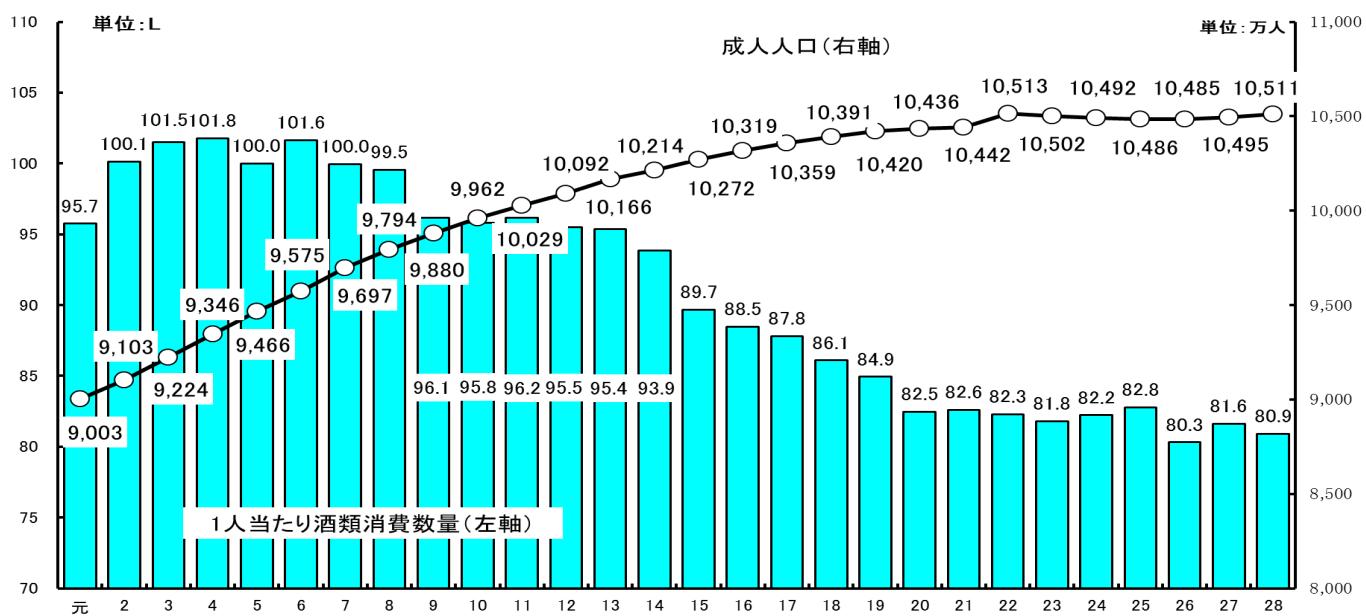
資料：国勢調査結果・人口推計（総務省統計局）

図4 酒類販売（消費）数量の推移



資料：国税庁統計年報（以下の図表において、特記がない資料は国税庁統計年報による。）

図5 成人一人当たり酒類消費数量の推移



資料：成人口は、「国勢調査結果・人口推計年報（各年10月1日現在）」（総務省統計局）による。
注釈：1人当たり酒類消費数量（左軸）に沖縄県は含まない。

していますが、これはリキュール及びその他の醸造酒等を合計した構成比率が増加していることから、ビールからチューハイやビールに類似した低価格の酒類（いわゆる「新ジャンル飲料」）に消費が移行していることによるものと考えられます。【図6参照】

と、2010年の15歳以上1人当たりの純アルコール消費数量について、東地中海の0.7Lからヨーロッパの10.9Lまで大きくばらつきがあり、かつ各地域で飲まれている品目についても違いがあることが分かります。【図7参照】また、各地域の飲酒人口の割合について、男女の差を見ると、どの地域でも女性より男性の飲酒者の方が多くなっています。しかし、男女の比を見ると、ヨーロッパの1.2倍から南東アジア地域の4.3倍と、地域によって違いがあることが分かります。【表1参照】

(2) 海外市場環境

WHOが2014年に発表した世界の地域区分別アルコール消費動向に係る調査報告による

図6 各酒類の販売（消費）数量構成比率の推移

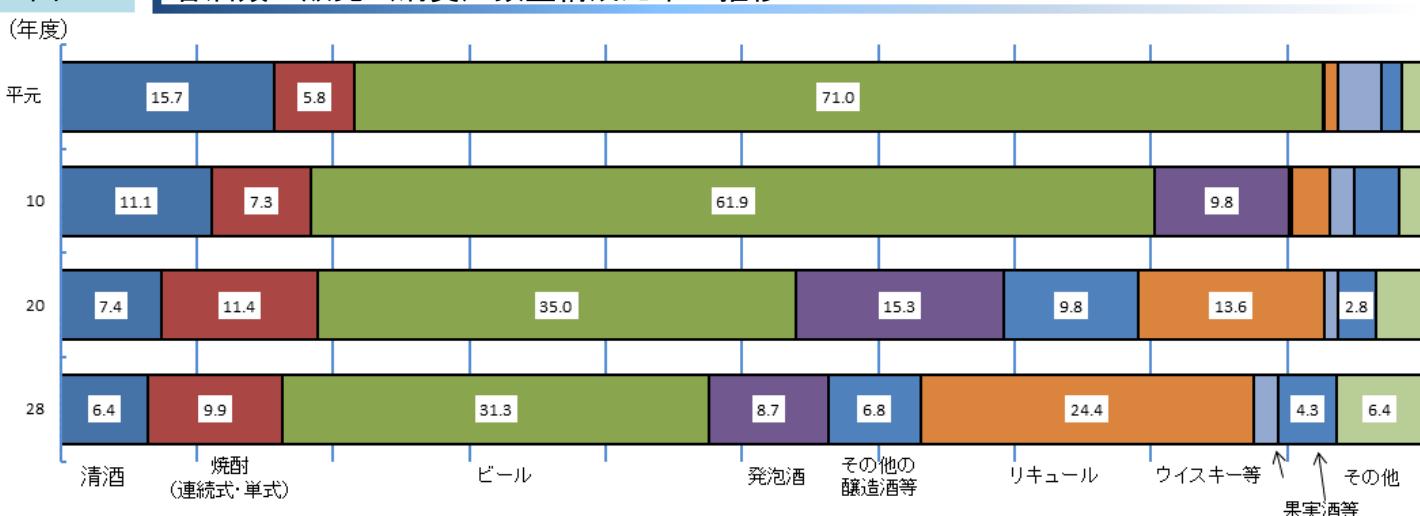
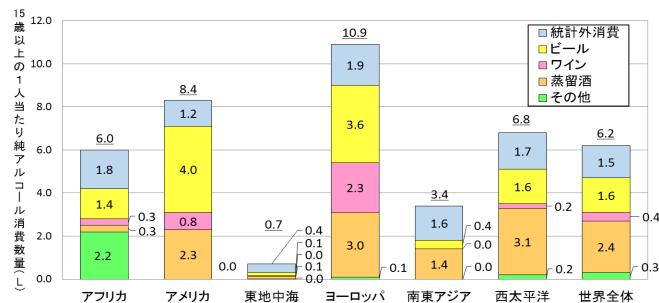


図7

世界の地域区分別アルコール消費動向（2010年）



資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」

注釈：統計外消費とは、自家醸造や非飲用アルコール等政府が関知していない消費量の推計値である。

表1

世界の地域区分別男女別飲酒人口の割合（2010）

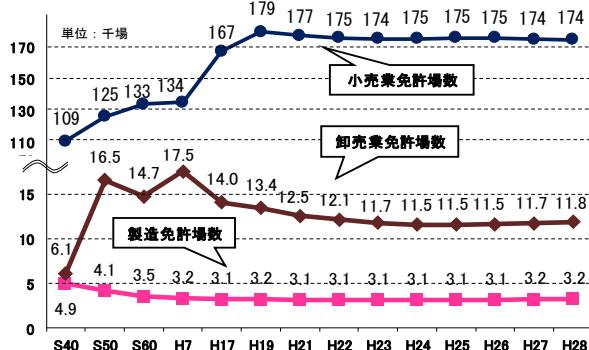
地域区分	飲酒者の割合		
	男性(%)	女性(%)	男性/女性
アフリカ地域	40.2	19.6	2.1
アメリカ地域	70.7	52.8	1.3
東地中海地域	7.4	3.3	2.2
ヨーロッパ地域	73.4	59.9	1.2
南東アジア地域	21.7	5.0	4.3
西太平洋地域	58.9	32.2	1.8
世界全体	47.7	28.9	1.6

資料：世界保健機構（WHO）「Global status report on alcohol and health 2014」

注釈：15歳以上を対象として算定している。

図8

酒類業免許場数の推移



2 酒類業の現状

(1) 酒類の製造業と販売業の状況

まずは、酒類の製造業の状況について概観します。酒類を製造するには酒類製造免許を酒類の品目や製造する場所ごとに取得する必要があります。酒類製造免許は税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しており、平成28年度の酒類製造免許場数（各酒類を通じたもの）は3,184場となっています。

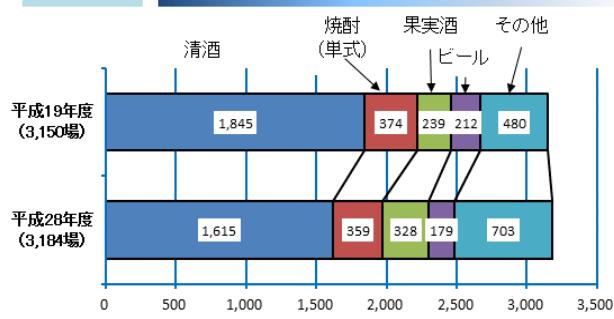
酒類製造免許場数は、長期で見れば総数は減少傾向にあるものの、大きな変化は生じていません。【図8参照】

品目別に平成19年度と比べると、清酒製造免許場数が12.5%、ビール製造免許場数が15.6%減少しており、果実酒製造免許場数が37.2%、その他の品目の製造免許場数が46.5%増加しています。なお、その他の品目の製造免許場数の増加幅が大きくなっていますが、その要因としては、構造改革特別区域法による最低製造数量基準の特例を受けたその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」）やリキュール（特産品を原料としたもの）の酒類製造場が増加していることが挙げられます。【図9参照】

次に、酒類の販売業の状況について概観します。酒類の販売業を行うには酒類販売

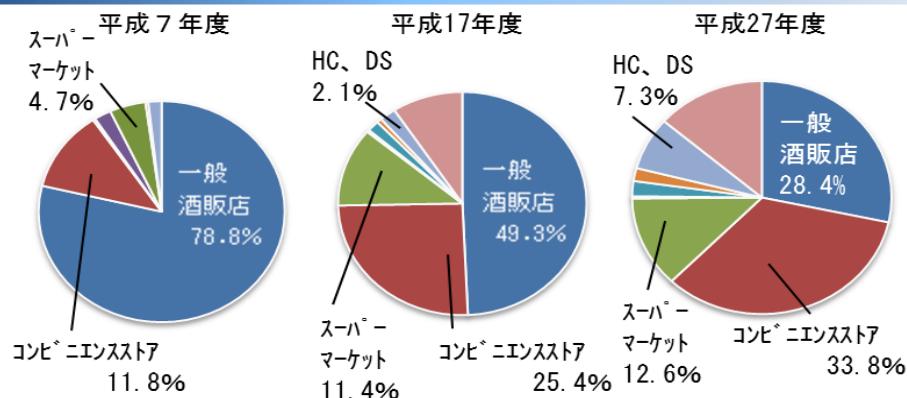
図9

酒類製造業の現状



注釈：複数の品目を製造している製造場は、製造数量が最も多い酒類の品目で計上している。

図10 酒類小売業免許場の業態別構成比



資料：平成7年度及び17年度は酒類小売業者経営実態調査による。平成27年度は酒類小売業者の概況による。

注釈：HC（ホームセンター）、DS（ドラッグストア）

業免許を販売場ごとに取得する必要があります。酒類販売業免許は酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分し、税務署において人的要件等の審査を経て免許を付与等しております。平成28年度の酒類卸売業免許場は11,808場、一般酒類小売業免許場は173,828場となっています。

また、需給調整要件の段階的な緩和の結果、一般酒類小売業免許場数は、平成19年度までは増加していましたが、近年は減少傾向にあります。【図8参照】

なお、この需給調整要件の緩和により、スーパー・マーケットやコンビニエンスストア等の酒類小売業への参入が進んだ結果、酒類小売業免許場の業態別構成比ではこれ

らの業態の比率が増加する一方で、一般酒販店の比率が大きく減少するなど、酒類小売業界の構造は大きく変化しています。

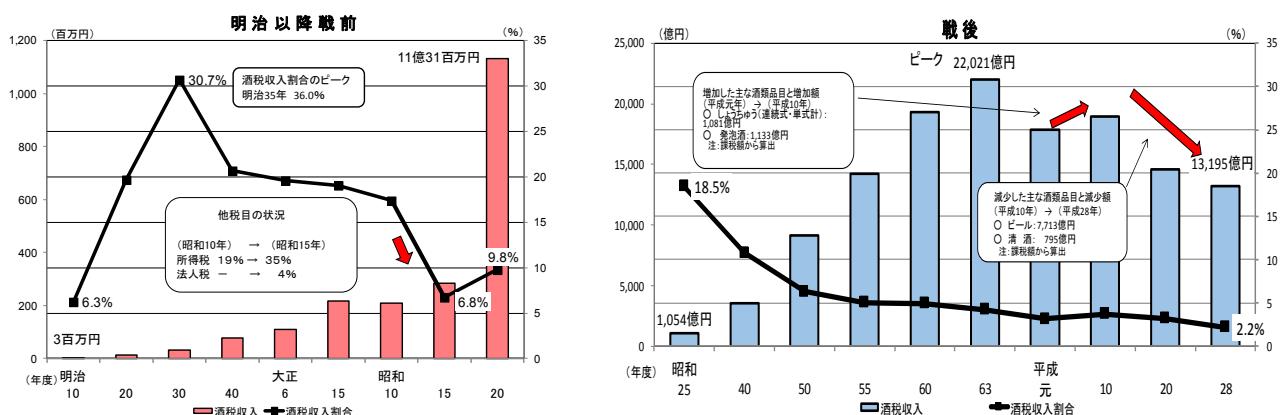
【図10参照】

(2) 酒税の課税状況

日本の租税収入における酒税収入割合は、明治35年度にはおよそ3割強を占めており、日本が近代国家として発展する過程において重要な役割を果たしていました。

戦後においても、長らく租税収入の1割超を担っていましたが、経済発展により法人税や所得税の収入が増加したためその割合は低下しているものの、平成28年度の税収は1.32兆円となっており、安定した租税

図11 酒税収入と国税における酒税収入割合の推移



収入として引き続き重要な役割を果たしています。【図11参照】

近年の酒類の課税数量と課税額の推移を見ると、課税数量は平成11年度の1,017万KL、課税額は平成6年度の2.12兆円をそれぞれピークに、平成28年度には877万KL、1.32兆円といずれも減少しています。【図12参照】

次に、平成28年度における酒税の課税実績を見ると、全課税数量のおよそ3割がビール（271万KL）であり、発泡酒（73万KL）、チューハイや新ジャンル飲料が大部分を占めるリキュール（219万KL）、その他の醸造酒（50万KL）を合わせると、これら低アルコール飲料でおよそ7割を占めます。また、酒税の課税額ではおよそ5割がビール（5,948億円）によるものとなっています。【図13参照】

(3) 輸出の状況

日本から輸出される酒類は近年増加傾向にあり、平成29年の酒類の輸出金額は545億

円と6年連続で過去最高を記録し、10年前（平成19年）の約3.5倍となっています。品目別にみると、最も金額の大きい清酒については平成19年が70億円、平成29年が187億円と、約2.7倍となっています。また、ウイスキーについては、平成19年の12億円に対し、平成29年は136億円と約11.3倍に大きく増加しました。【図14参照】

輸出される酒類のうち、清酒について国（地域）別で見ると、アメリカ合衆国が金額、数量ともに最大であり、輸出金額割合が32.3%、輸出数量割合が24.6%を占めています。香港は輸出金額割合では15.0%と2番目ですが、輸出数量割合では7.7%と、中華人民共和国や大韓民国よりも少なくなっています。

一方で、輸出数量割合が20.4%とアメリカ合衆国に次ぐ規模である大韓民国は、輸出金額割合では中華人民共和国よりも少なくなっているなど、輸出先の国（地域）によって輸出される清酒の主要な価格帯が異なっています。【表2参照】

図12 | 酒類課税数量と課税額の推移

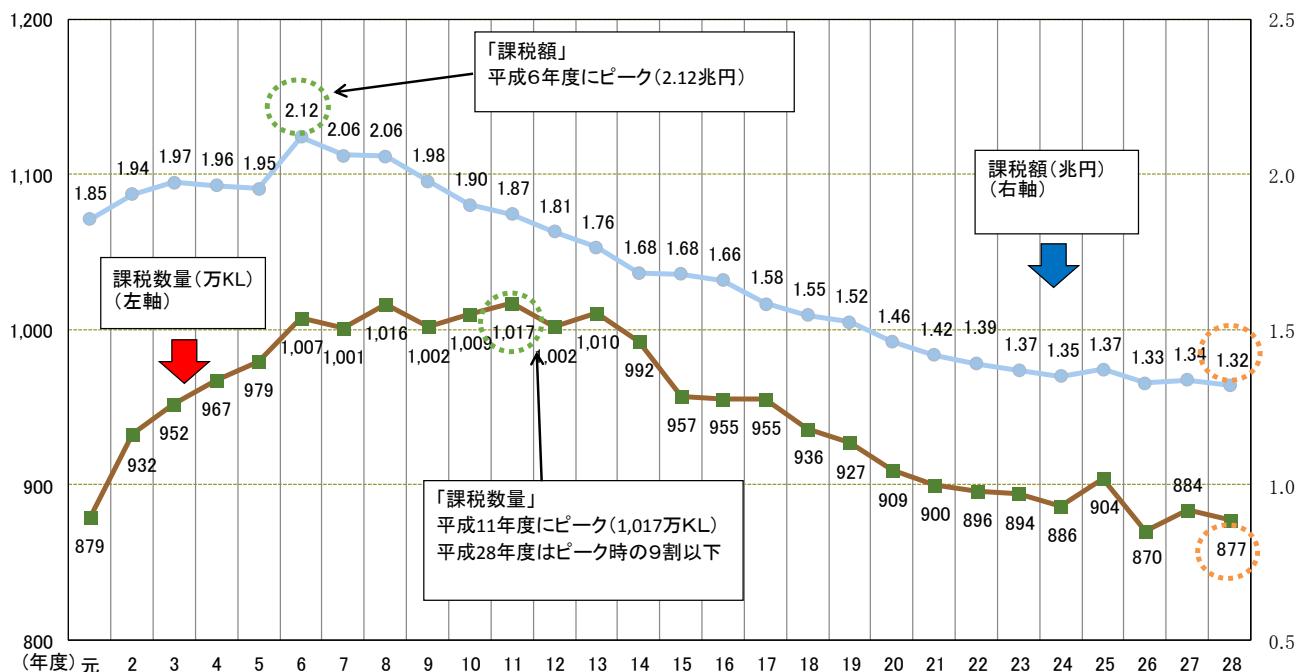
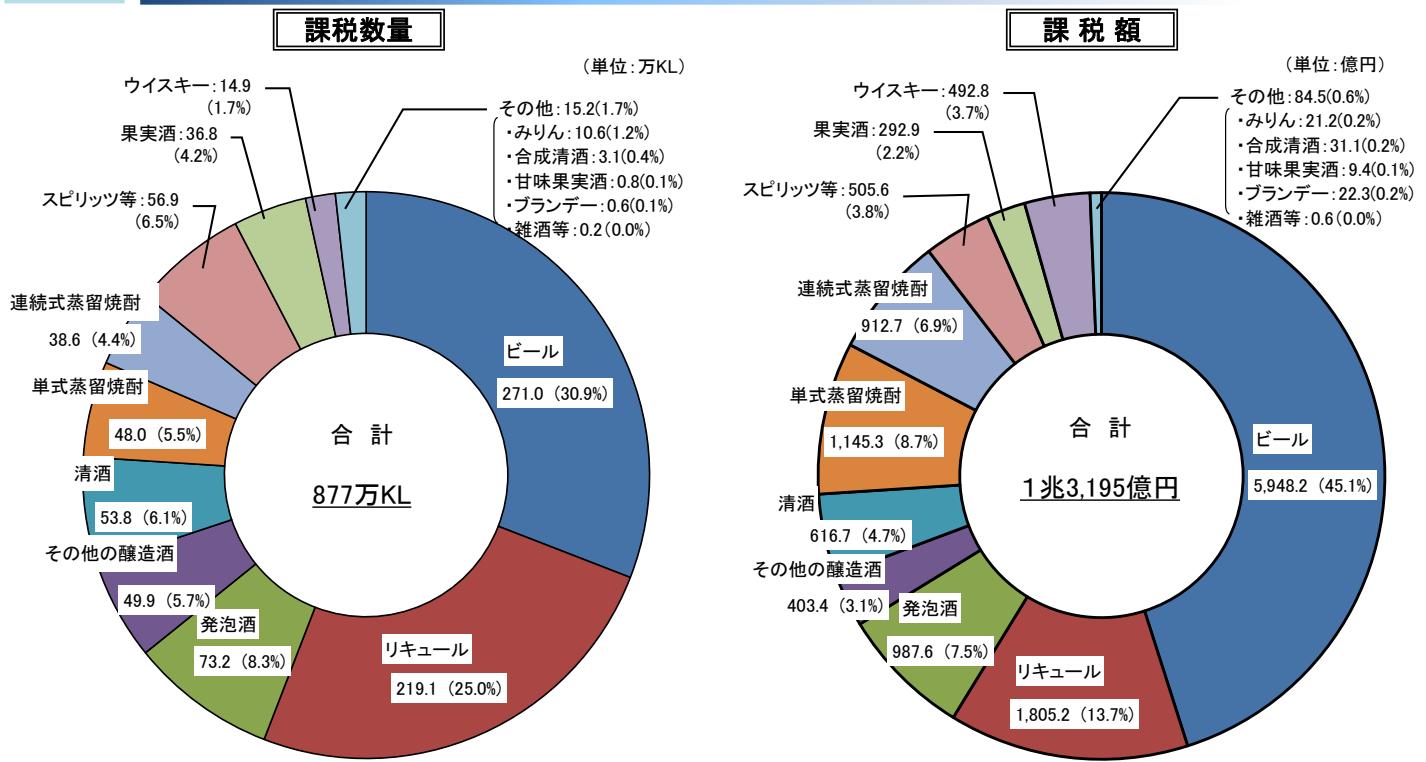
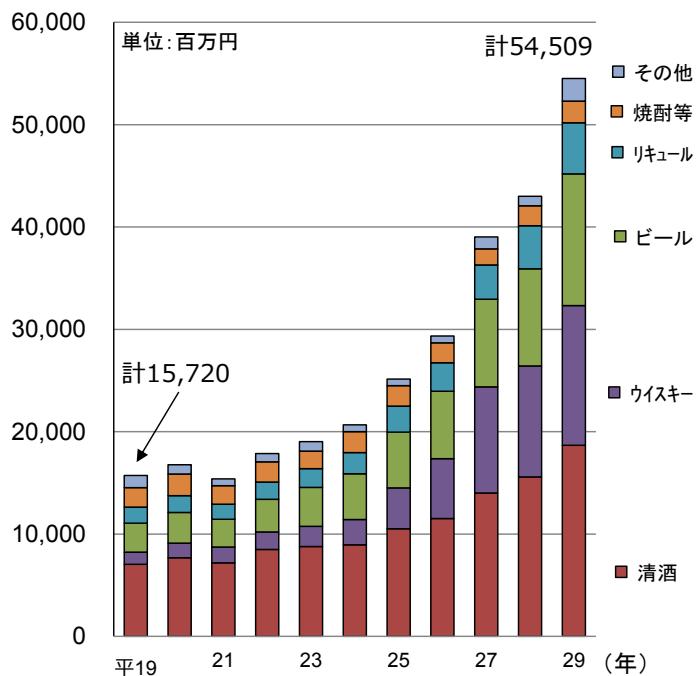


図13 酒税の課税実績（平成28年度）



注釈：() 内は構成比。単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない。

図14 酒類の輸出金額の推移



資料：財務省貿易統計

表2 清酒の国（地域）別輸出状況
(金額順・平成29年)

	国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (KL)	輸出全体 に占める 割合 (%)
1	アメリカ合衆国	6,039	32.3	5,780	24.6
2	香港	2,799	15.0	1,807	7.7
3	中華人民共和国	2,660	14.2	3,341	14.2
4	大韓民国	1,864	10.0	4,798	20.4
5	台湾	948	5.1	1,985	8.5
6	シンガポール	691	3.7	530	2.3
7	カナダ	486	2.6	711	3.0
8	オーストラリア	396	2.1	444	1.9
9	英国	348	1.9	388	1.7
10	ベトナム	267	1.4	376	1.6
	合計	18,679	100.0	23,482	100.0

資料：財務省貿易統計

3 酒税行政の取組

(1) 免許・酒税調査等

酒類の製造及び販売業の免許事務については、免許付与手続の公平性及び統一性の確保に努めるとともに、制度の趣旨を踏まえ、申請等に対して適正かつ厳格な審査を行っています。また、長期間休造又は休業中の酒類製造場や酒類販売場については、的確な実態把握等に努め、免許の取消処分を行うなど、適切に対処しています。

酒税の調査及び指導事務については、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、適正・公平な課税の実現を図ることを目的として、効果的・効率的な実施に努めるほか、無免許による酒類の製造や販売業など酒税法に違反する行為が認められる場合には、国税犯則取締法に基づき犯則調査を実施し、厳正かつ適切な処理に努めています。

(2) 酒類業の振興及び輸出環境の整備

酒類業の振興については、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示等の観点から、平成27年10月に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定しました。

日本産酒類の輸出環境整備については、クールジャパン推進の一環として、「未来投資戦略2017」や「農林水産業の輸出力強化戦略」などを踏まえ、官民一体となって日本産酒類の海外展開の推進に関する取組を進めているところです。

また、国税庁では関係府省と連携しながら各種国際交渉の機会を通じて、輸入関税の撤廃、非関税障壁の改善、日本産酒類の地理的表示の保護を求めていきます。

平成29年12月にEUとの間で交渉妥結した日EU・EPA交渉においても、EU側は、①ワイン及び清酒関税の即時撤廃、②「日本ワイン」の輸入規制の撤廃（EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明をして輸出することが可能になります）、③単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和（EUでは、700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売できませんでしたが、今後四合瓶や一升瓶での輸出が可能になります）をすることとしています。さらに、日EU双方が、GI「日本酒」等の酒類の地理的表示（GI：Geographical Indication）の相互保護を行うための手続を開始することとしています。

このほか、国際会議等の場を活用した日本産酒類のPR、酒類の安全性等に関する情報発信、日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援などといった酒類に関する専門的知識等の普及・啓発等にも取り組んでいます。平成29年にはロンドンにおける展示会やニューヨークにおける国連総会などの機会を活用して国内外に対する日本産酒類のPRを行ったほか、日本酒造組合中央会と協力して在京の各国外交官を対象とした酒蔵ツアーや開催しました。

(3) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年8月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）や、平成29年3月に制定・公表した「酒類の公正な取引に関する基準」（以下「取引基準」といいます。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」といいます。）を実施し、取引基準等に照らして問題がある取引と認められた場合には、改善指導等を行っています。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、毎年、取引実態調査の結果概要とともに、指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表しています。

(4) 社会的要請への対応

平成26年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行されるなど、未成年者の飲酒防止や適正飲酒に関する社会的要請は強まっています。

政府においても、同法に基づき、「不適切な飲酒の誘引の防止」などを盛り込んだ「アルコール健康障害対策推進基本計画」を閣議決定（平成28年5月）し、関係する省庁や関団体等が一体となって、同計画に掲げられた施策に取り組んでいます。

国税庁では、酒類小売業者に対して、酒類の陳列場所における表示義務の遵守や未成年者への酒類販売の禁止の周知を徹底しているところです。

また、平成29年6月からは、酒類の適正な販売管理の確保のため、販売場ごとに選任される酒類販売管理者に係る酒類販売管理研修の受講が義務化されました。

研修機会の増加に併せ、不適切な飲酒誘引の防止などに関する研修内容の充実を図るなど、引き続き社会的要請に応えるための取組を推進していきます。

このほか、食料品業界の一員として、酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制などを通じた循環型社会の構築の観点から、酒類業団体等を通じて酒類容器のリサイクル等への取組が一層推進されるよう周知・啓発を行っています。

(5) 酒類業の健全な発達に向けた技術的指導等

各国税局には、技術部門として鑑定官室を設置しており、酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、全国市販酒類調査、酒類の製造工程の改善等に関する技術指導・相談、酒類の安全性に係る成分の実態把握等を行っています。

また、鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等については、独立行政法人酒類総合研究所で行っています。

2 酒税収入の累年比較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間接税率
	総額	対前年比	収入額	対前年比	対国税収入	
昭和	億円	%	億円	%	%	%
55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,007	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,007	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,977	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,139	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.4	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	481,029	106.0	16,599	98.6	3.5	41.8
17	522,905	108.7	15,853	95.5	3.0	39.7
18	541,169	103.5	15,473	97.6	2.9	38.1
19	526,558	97.3	15,242	98.5	2.9	38.6
20	458,309	87.0	14,614	95.9	3.2	42.3
21	402,433	87.8	14,168	96.9	3.5	47.1
22	437,074	108.6	13,893	98.1	3.2	43.7
23	451,754	103.4	13,693	98.6	3.0	42.8
24	470,492	104.1	13,496	98.6	2.9	41.3
25	512,274	108.9	13,709	101.6	2.7	39.2
26	578,492	112.9	13,276	96.8	2.3	43.2
27	599,694	103.7	13,380	100.8	2.2	44.0
28	589,564	98.3	13,195	98.6	2.2	44.3
29	614,240	104.2	13,110	99.4	2.1	42.2

(注) 国税には、特別会計分を含み、平成28年度までは決算額、平成29年度は補正後予算額である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年 次	事 項
明 治 4 年 7 月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札取与並収税法規則の制定
明 治 8 年 2 月	酒類税則の制定
明 治 13 年 9 月	酒造税則の制定
明 治 26 年 4 月	酒精營業税法の制定
明 治 29 年 3 月	酒造税法の制定
明 治 34 年 10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明 治 34 年 12 月	麦酒税法の制定
明 治 38 年 1 月	酒造組合法の制定
昭 和 13 年 4 月	酒類販売業が免許制度となる
昭 和 14 年 3 月	酒類の価格が統制価格となる
昭 和 15 年 3 月	酒税法の制定(造石税、庫出税の併課)
昭 和 16 年 11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭 和 18 年 4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体法の制定
昭 和 19 年 4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭 和 22 年 3 月	酒類業団体法を酒類業組合法に改正
昭 和 23 年 7 月	酒類業組合法の廃止
昭 和 24 年 6 月	国税庁が発足
昭 和 28 年 2 月	酒税法(現行法)の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類業組合法・現行法)の制定
昭 和 35 年 10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭 和 37 年 4 月	酒税法の大幅改正(酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用、申告納税制度の採用)
昭 和 39 年 6 月	基準販売価格制度の廃止(自由価格となる)
昭 和 42 年 6 月	登録免許税法の制定(酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税)
平 成 元 年 4 月	酒税法等の大幅改正(級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設)
平 成 6 年 4 月	酒税法の一部改正(ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等)
平 成 9 年 10 月	酒税法の一部改正(WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し)
平 成 10 年 5 月	
平 成 12 年 12 月	酒税法の一部改正(酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加)
平 成 15 年 4 月	酒税法の一部改正(酒類等の検定制度の廃止等)
平 成 15 年 7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定(時限立法、平成18年8月に緊急調整地域の指定が失効)
平 成 15 年 9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正(免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設)
平 成 18 年 5 月	酒税法等の一部改正(酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正)
平 成 29 年 6 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正(「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、酒類販売管理研修の義務化等)

3 酒税法における酒類の分類及び定義

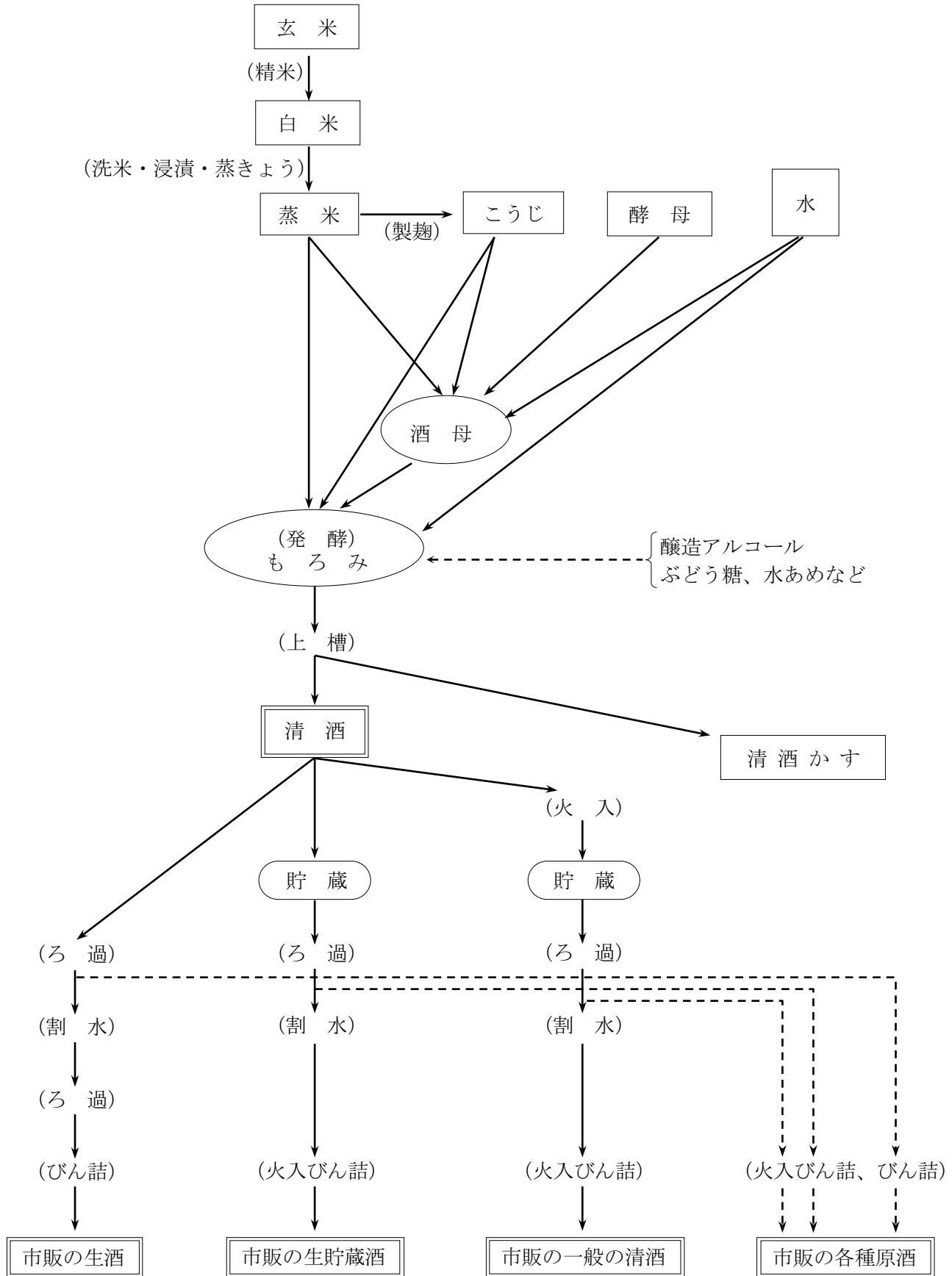
種類	内訳 (酒税法第3条第3号から第6号まで)
アルコール分 （酒度税法上第2飲料）	発泡性酒類 ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分が10度未満で発泡性を有するもの）
	醸造酒類（注） 清酒、果実酒、その他の醸造酒
	蒸留酒類（注） 連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ
	混成酒類（注） 合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒

（注） その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

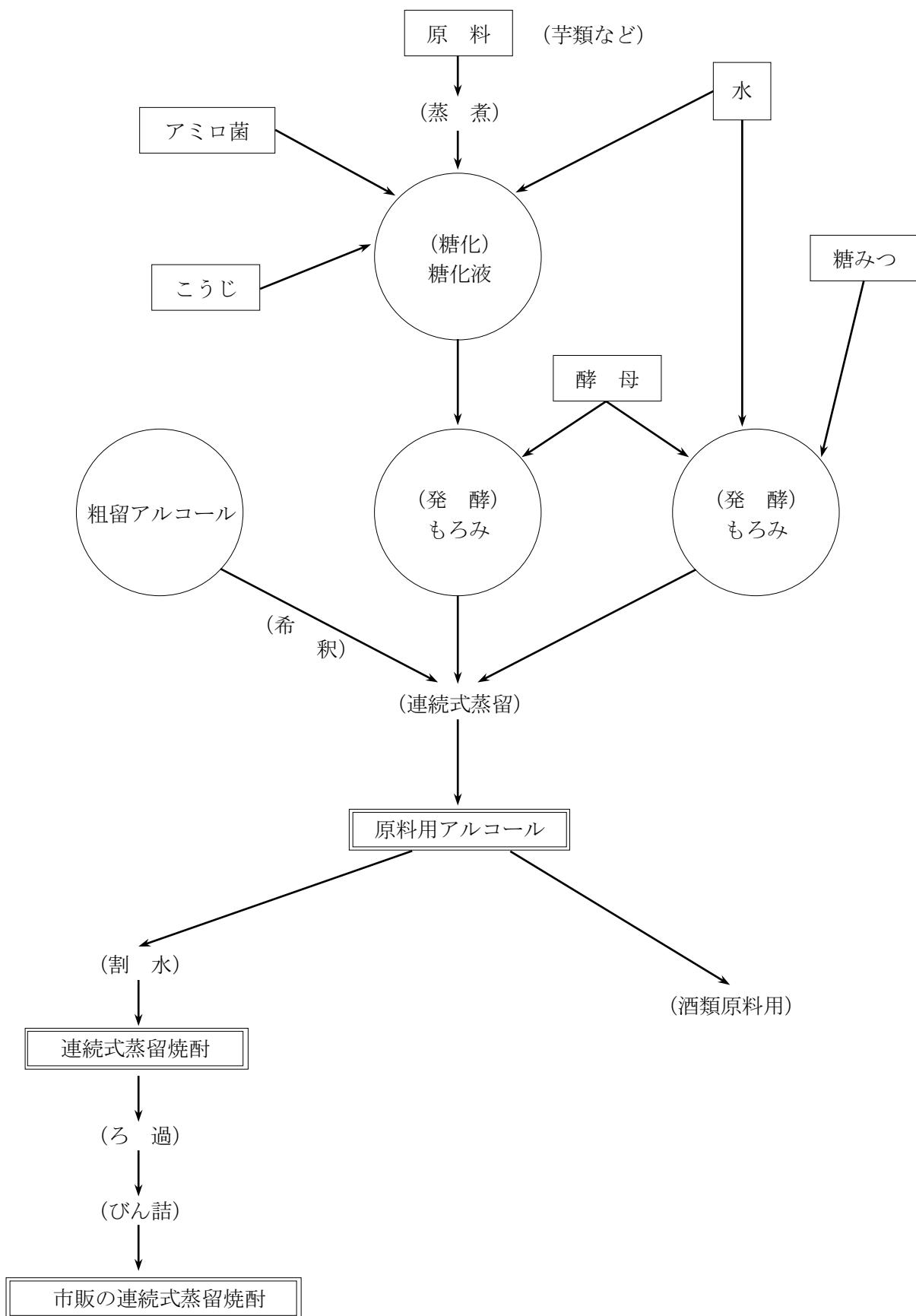
品目	定義の概要 (酒税法第3条第7号から第23号まで)
清酒	* 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの） * 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分が22度未満のもの）
合成清酒	* アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの）
連続式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が36度未満のもの）
単式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの（アルコール分が45度以下のもの）
みりん	* 米、米こうじに焼酎又はアルコールを加えてこしたもの（アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの）
ビール	* 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 麦芽、ホップ、水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの）
果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） * 果実に糖類を加えて発酵させたもの（アルコール分が15度未満のもの）
甘味果実酒	* 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
ウイスキー	* 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブランデー	* 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が20度未満のもの）
その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上のもの）
スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができます粉末状のもの
雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

4 酒類の製造工程図

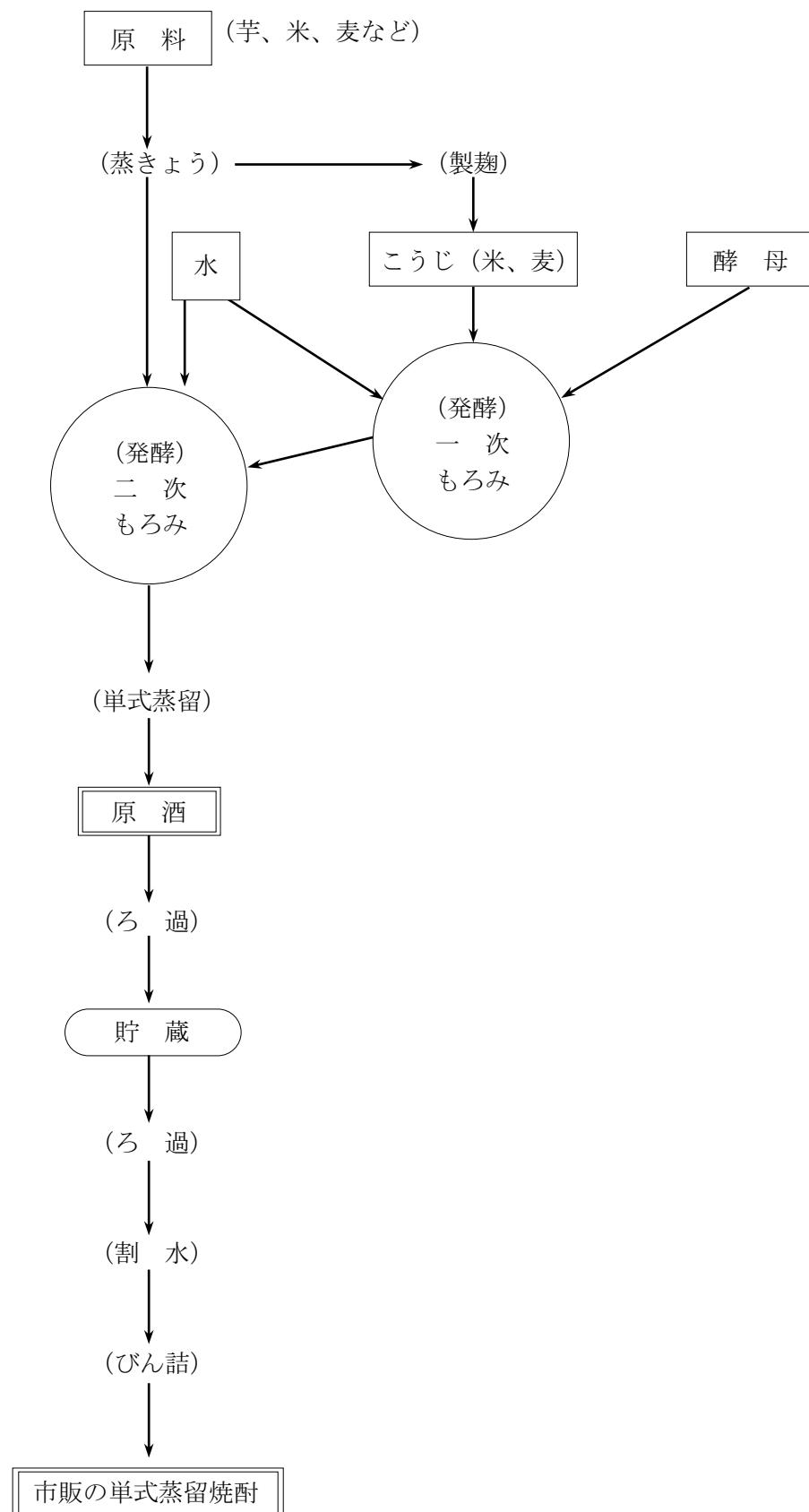
(1) 清 酒



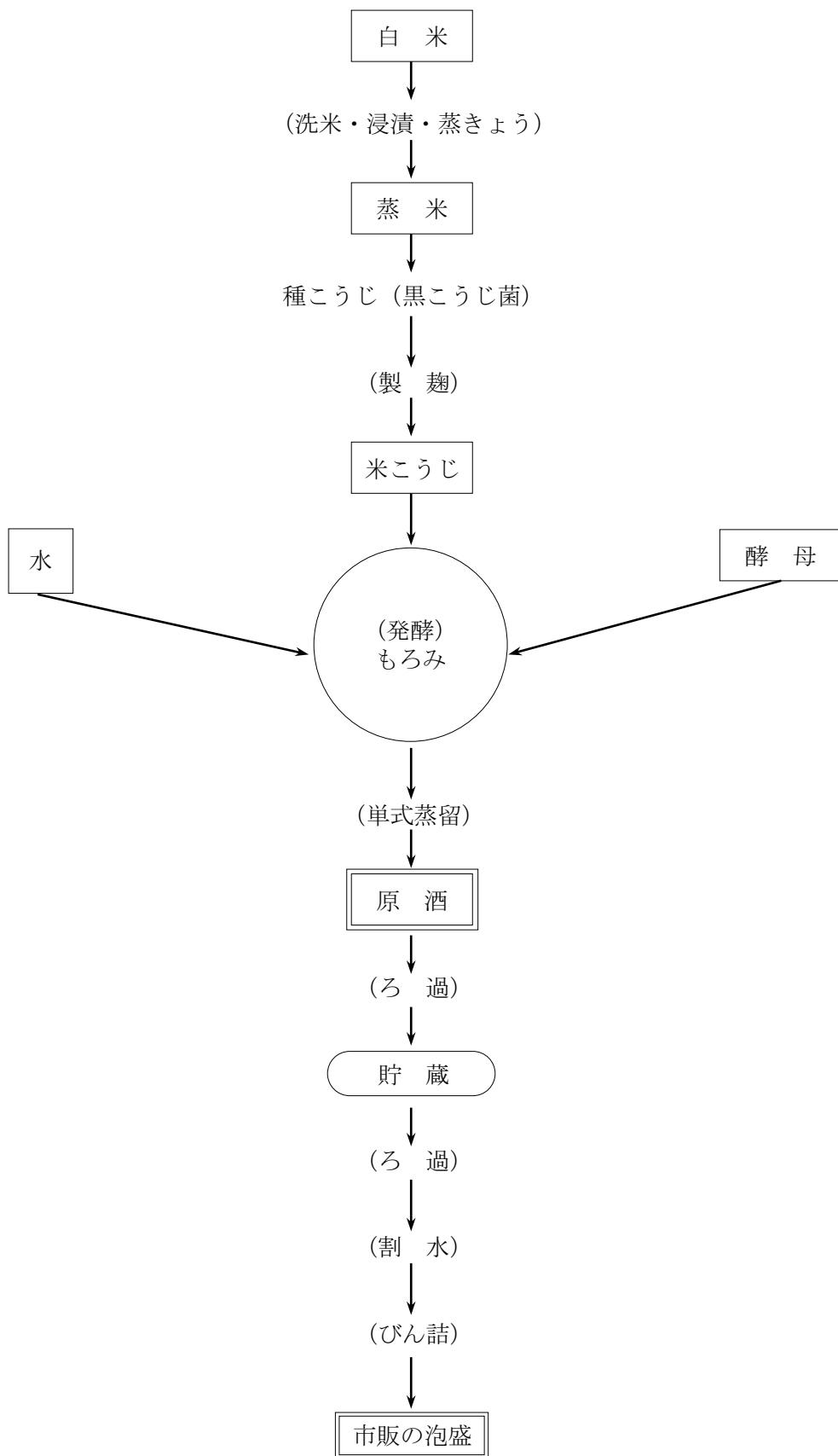
(2) 連続式蒸留焼酎・原料用アルコール



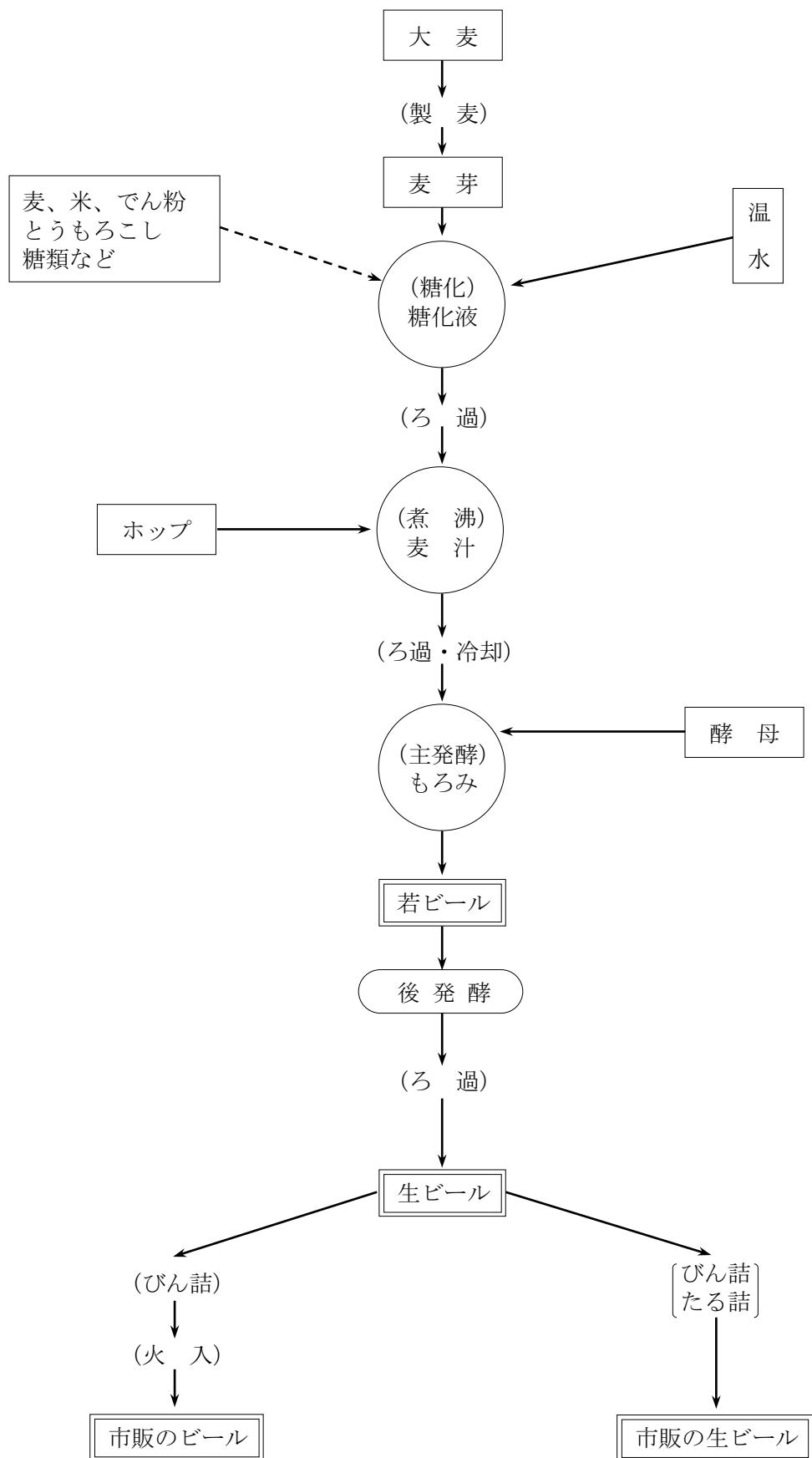
(3) 单式蒸留焼酎



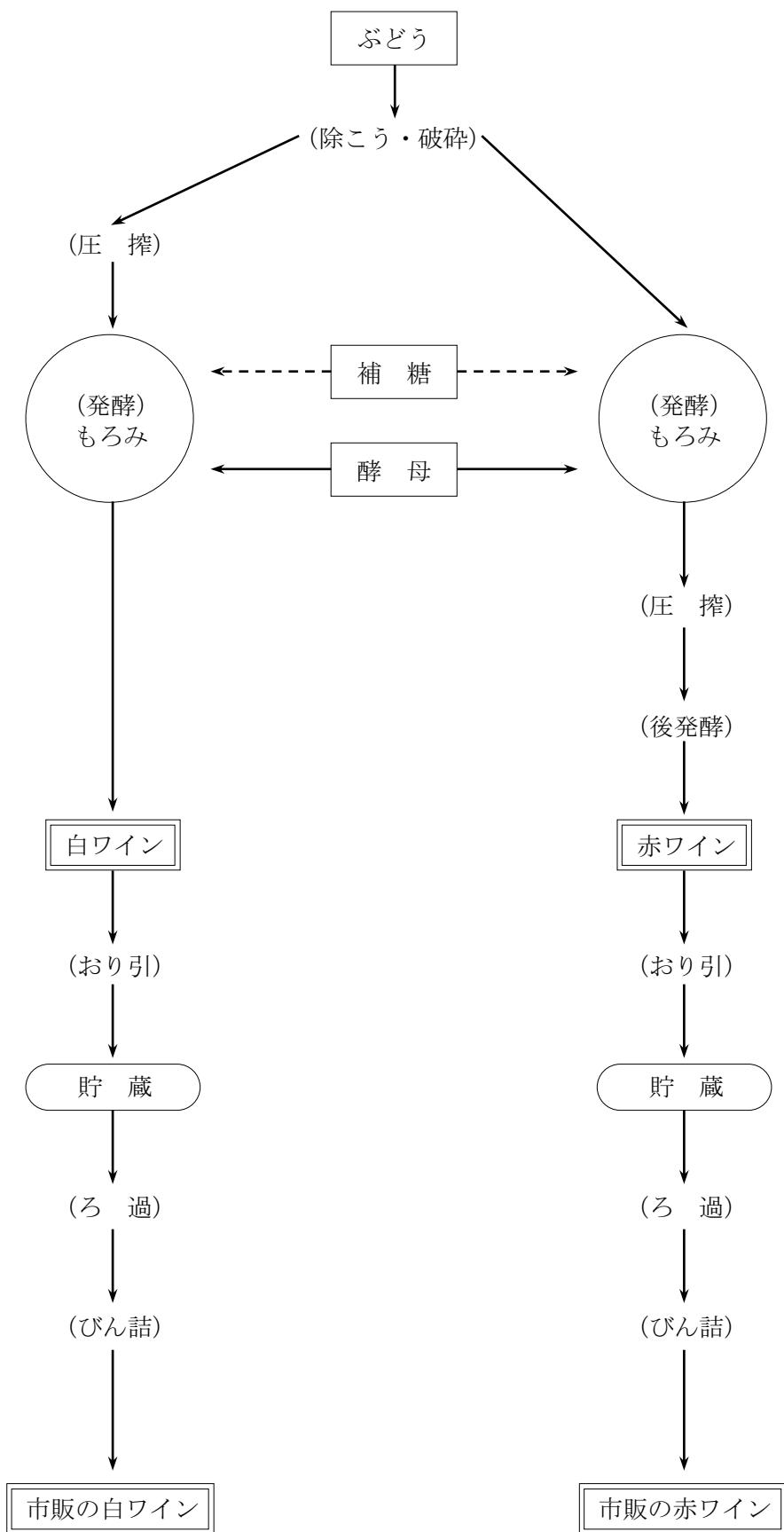
(4) 单式蒸留焼酎（泡盛）



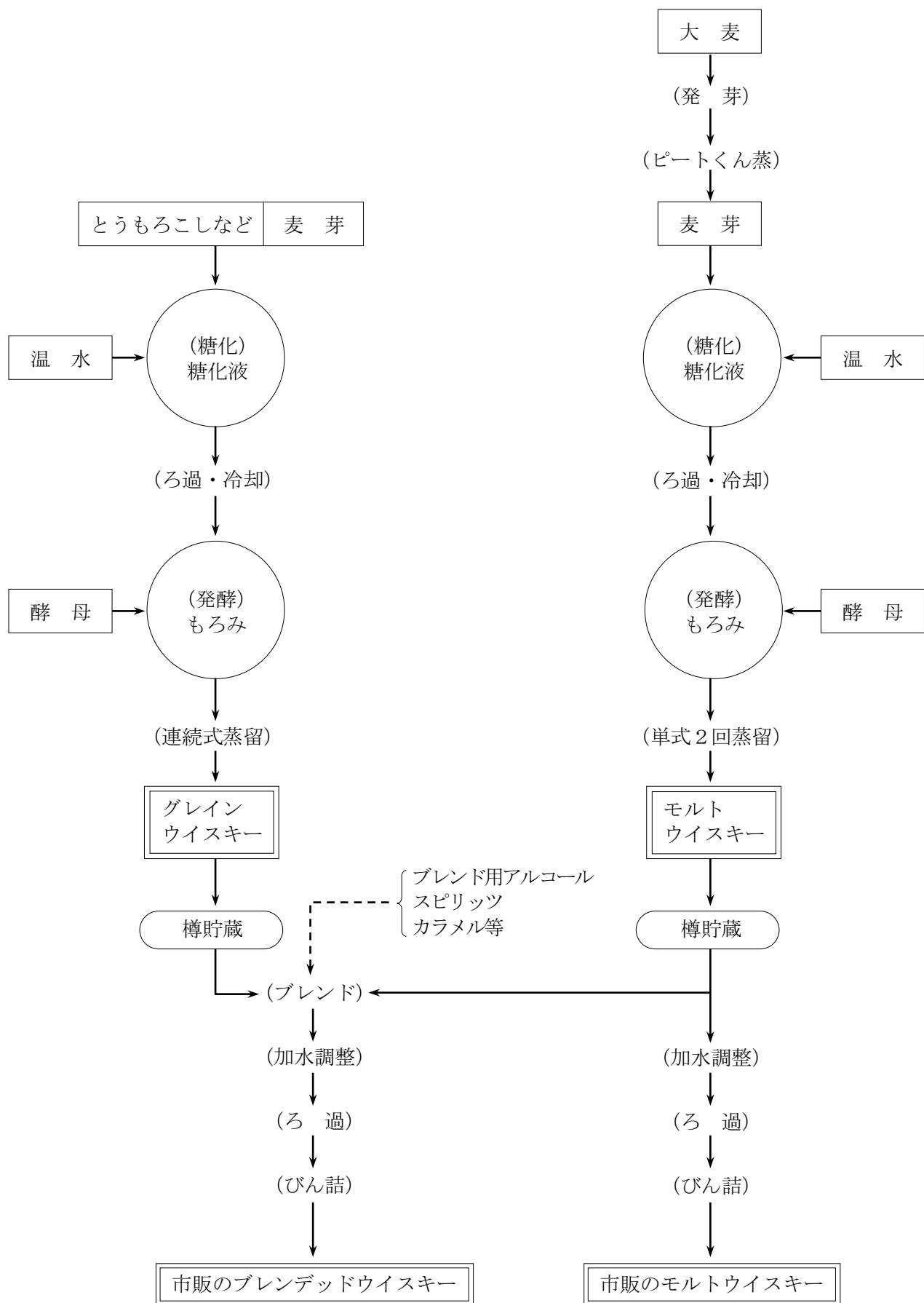
(5) ビール



(6) ワイン



(7) ウイスキー



3-1 酒税率一覧表(平成18年5月1日～)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1 k1 当たり	税率
○発泡性酒類(基本税率)	220,000円		
ビ　　一　　ル	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円	
酒	麦芽比率25%以上(アルコール分10度未満)	178,125円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)	134,250円	
その他の発泡性酒類(※)	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※)	80,000円	
○醸造酒類(基本税率)	140,000円		
清　　酒		120,000円	
果　　実　　酒		80,000円	
そ　の　他　の　醸　造　酒		140,000円	
○蒸留酒類(基本税率)	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
連　続　式　蒸　留　焼　酎	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
單　式　蒸　留　燒　酎		200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円	
原　料　用　アル　コ　ー　ル			
ウ　　ブ　　ス　　キ　　チ　　デ　　ッ　　ツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円	
○混成酒類(基本税率)	21度以上 21度未満	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	
合　成　清　酒		100,000円	
み　り　ん		20,000円	
甘　味　キ　　ユ　　ニ　　一　　酒　　酒　　ル	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円	
粉　末　酒		390,000円	
雄　　雌	みりん類以 21度以上 21度未満	20,000円 220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円	

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。
1 醤類(ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒))

- (注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。
 - イ　　たんぱく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エラムル又はこれらと食料繊維(ローハ、とうもろこしを原料とするもの)及びカラム(小麦の胚乳又は穀物の胚乳)を主成分とするもの)。
 - ハ　　とうもろこしを原料とするもの)及びカラム(小麦の胚乳又は穀物の胚乳)を主成分とするもの)。
 - 2　　麦芽及びホップを原料の一部として発酵したスビリッシュを加入了した発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麥を原料の一部として発酵させたもの(リキュール)。

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュール)については12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品　　目	アルコール分等	1 k1 当たり	税率
連　続　式　蒸　留　燒　酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える1度ごとに10,000円加算	
連　続　式　蒸　留　燒　酎	9度未満	80,000円	

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の4関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300k1以下である者が、当年度に移出する酒類の200k1までのものについて、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。なお、ビール以外の酒類は28年度～29年度について、ビールは27年度～29年度について、前年度の課税移出数量が1,000k1超～1,300k1以下の場合には上段の軽減割合、1,000k1以下の場合は下段の軽減割合を適用する。

品　　目	軽減割合			
	25年度	26年度	27年度	28年度
清　　酒	20%	20%	10%	10%
合　成　清　酒	10%	10%	5%	5%
ビ　　ー　　ル　　(注2)	15%	15%	15%	15%

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。(平成25～29年度)

(注) 2 当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に応じた軽減割合が適用される。

- ・ 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた月の属する日から5年を経過する日の属する月の末日までは20%。
- ・ 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた月の属する日から5年を経過する日の属する月の末日までは15%。
- ・ 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた月の属する月の末日までは15%。

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(平成28年12月現在)

品目	区分	容量	アルコール分	代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒税額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)／①
ビール	mℓ	633	%	円 355	円 139.26	円 26.30	% 46.6
発泡酒 (麦芽比率25%未満のもの)		350	5.0	221	77.00	16.37	42.2
その他の醸造酒 (発泡性)①		350	5.5	164	46.99	12.15	36.1
リキュール (発泡性)①		350	5.0	143	28.00	10.59	27.0
清酒		1,800	15.0	2,017	216.00	149.41	18.1
果実酒		720	11.0	615	57.60	45.56	16.8
連續式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,482	450.00	109.78	37.8
単式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,844	450.00	136.59	31.8
ウイスキー		700	43.0	2,030	301.00	150.37	22.2

(注) 1 清酒、果実酒、連續式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。

また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。

なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。

2 その他の醸造酒(発泡性)①及びリキュール(発泡性)①とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で酒税法第23条第2項第3号イ又はロに該当するものをいう。

3 消費税率は8%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位: %)

品目	年度	昭和 45	55	平成 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28~
ビール (大びん: 633ml)		47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6
清酒 (1.8ℓ)		35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1
連續式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)		19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)		12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8
ウイスキー (43度、700ml)		46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2

(注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。

2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。

3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。

6 潤類製成数量の推移

(単位:千kg)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎 (a分25%換算)	単式蒸留 焼酎 (a分25%換算)	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー (a分40%換算)	ブランデー (a分40%換算)	発泡酒	リキュール	スピリッツ等 (a分100%換算)	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	1,257	32	164	54	33	3,037	10	27	139	5	—	25	9	0	4,793
50	1,350	18	125	80	40	3,897	6	21	242	6	—	22	11	1	5,819
55	1,193	18	146	118	65	4,559	28	18	351	13	0	25	10	1	6,545
60	928	18	358	312	79	4,852	34	17	252	21	4	76	29	2	6,983
平成 元	1,119	20	210	246	117	6,287	46	10	182	27	0	99	45	2	8,409
5	1,026	36	359	279	91	6,964	42	9	144	27	1	129	32	2	9,141
6	963	39	317	330	95	7,101	43	9	142	27	30	216	33	2	9,346
7	980	43	347	327	94	6,797	58	8	110	24	210	223	24	2	9,245
8	937	42	356	345	97	6,908	60	8	102	21	327	233	19	2	9,457
9	872	39	373	356	107	6,637	83	10	135	19	487	251	25	1	9,396
10	781	39	330	331	108	6,176	104	12	113	11	1,061	253	16	2	9,338
11	735	39	353	365	150	5,890	87	14	125	17	1,433	332	43	2	9,585
12	720	39	356	399	127	5,464	85	12	122	14	1,715	327	39	2	9,421
13	680	40	405	392	102	4,813	78	11	98	14	2,374	419	82	1	9,510
14	633	40	394	424	100	4,300	84	5	79	10	2,624	558	53	2	9,305
15	601	34	425	480	105	3,959	75	5	71	10	2,503	595	47	46	8,955
16	524	38	431	612	103	3,844	65	4	64	8	2,282	714	76	282	9,048
17	499	34	424	627	86	3,650	89	5	62	8	1,694	742	76	1,043	9,037
18	513	49	416	600	113	3,536	65	10	61	7	1,594	755	114	1,056	8,888
19	505	53	402	587	116	3,470	67	6	56	6	1,528	1,025	157	835	8,812
20	488	50	417	537	112	3,213	70	5	60	6	1,383	1,285	272	781	8,678
21	469	45	417	539	106	3,036	72	4	68	5	1,103	1,562	270	749	8,444
22	447	43	402	492	102	2,954	74	4	80	5	948	1,714	274	720	8,258
23	440	41	393	460	97	2,895	80	4	80	5	773	1,838	303	699	8,110
24	439	39	382	495	90	2,803	87	4	84	5	626	1,891	326	660	7,929
25	444	37	383	514	92	2,862	93	5	89	5	527	1,996	359	608	8,015
26	447	35	358	518	91	2,733	95	7	101	5	560	1,871	444	537	7,801
27	445	35	352	480	96	2,794	107	5	111	5	536	1,920	531	506	7,923
28	427	32	344	470	94	2,753	96	4	114	4	502	1,979	565	485	7,871

(注) 1 本表は、主として国税庁統計年報書(「4月～翌年3月」)によつた。

2 品目は、平成8年度改正後の酒税法の品目によつた。

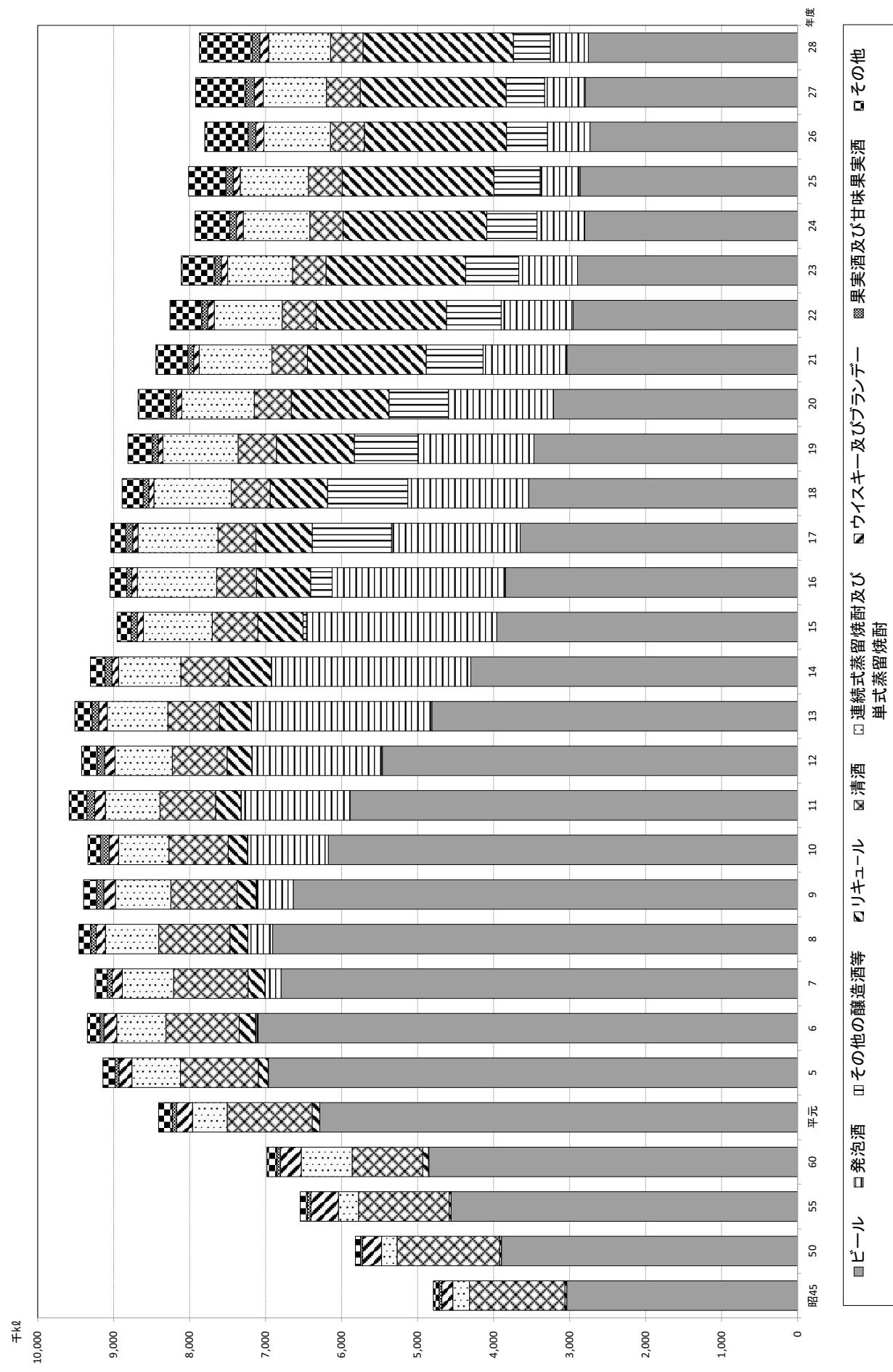
3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、他の酒類には粉末酒及び雜酒を含む。

5 その他の醸造酒等中、粉末酒については酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。

6 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

(6 酒類製成数量の推移)



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

(6 酒類製成数量の推移)

付表1 酒類製成数量の推移表

品目	年度 平18	23	26	27	28			
						対18年度比	対23年度比	対前年度比
清 酒	kℓ 513,418	kℓ 440,472	kℓ 447,487	kℓ 444,711	kℓ 426,549	% 83.1	% 96.8	% 95.9
合 成 清 酒	48,784	41,121	35,332	34,846	32,022	65.6	77.9	91.9
連続式蒸留焼酎 (al分 25%換算)	435,619	393,155	357,507	352,056	344,329	79.0	87.6	97.8
単式蒸留焼酎 (al分 25%換算)	583,971	460,447	518,432	479,878	470,026	80.5	102.1	97.9
み り ん	112,523	96,954	90,601	96,105	93,920	83.5	96.9	97.7
ビ 一 ル	3,536,114	2,895,187	2,732,643	2,793,854	2,752,795	77.8	95.1	98.5
果 実 酒	65,355	80,000	95,163	107,007	96,317	147.4	120.4	90.0
甘 味 果 実 酒	9,548	4,322	6,661	5,465	4,240	44.4	98.1	77.6
ウ イ ス キ 一 (al分 40%換算)	60,749	79,626	100,530	111,457	114,296	188.1	143.5	102.5
ブ ラ ン デ 一 (al分 40%換算)	6,634	5,171	4,819	4,594	4,368	65.8	84.5	95.1
発 泡 酒	1,593,622	773,463	559,529	535,996	502,438	31.5	65.0	93.7
リ キ ュ ー ル	755,365	1,837,676	1,870,845	1,919,572	1,979,404	262.0	107.7	103.1
スピリッツ等 (al分 100%換算)	114,213	303,237	444,019	531,501	565,155	494.8	186.4	106.3
その他の醸造酒等	1,055,615	698,831	537,122	506,494	485,291	46.0	69.4	95.8
合 計	8,891,536	8,109,662	7,800,690	7,923,536	7,871,150	88.5	97.1	99.3

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別製成数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の製成数量である。

4 平成17年度の連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の数量は実数値である。

5 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

6 その他の醸造酒等中、粉末酒については、酒税法施行令第12条の3の方法により計算した数量としている。

7 原料用酒類(ウイスキー原酒及びブランデー原酒を含む。)として製成された数量は除いている。

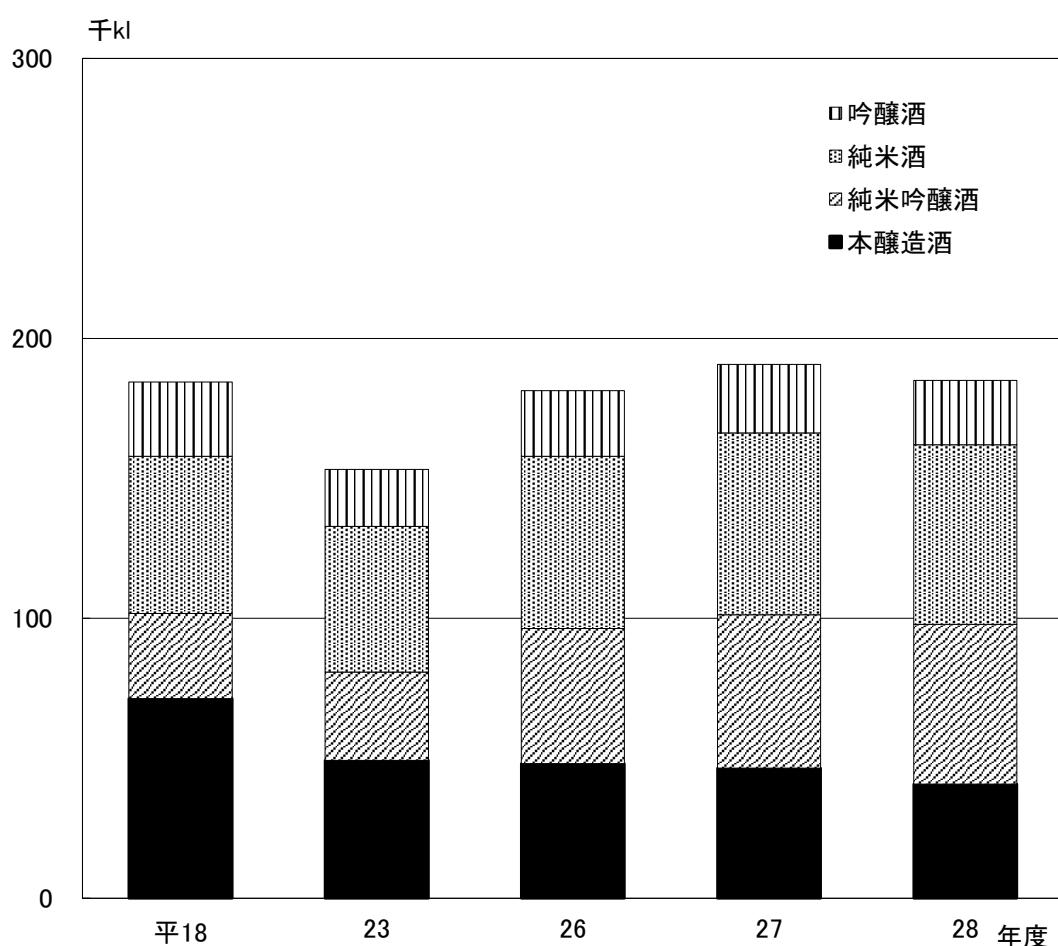
(6 酒類製成数量の推移)

付表2 特定名称の清酒のタイプ別製成数量の内訳表

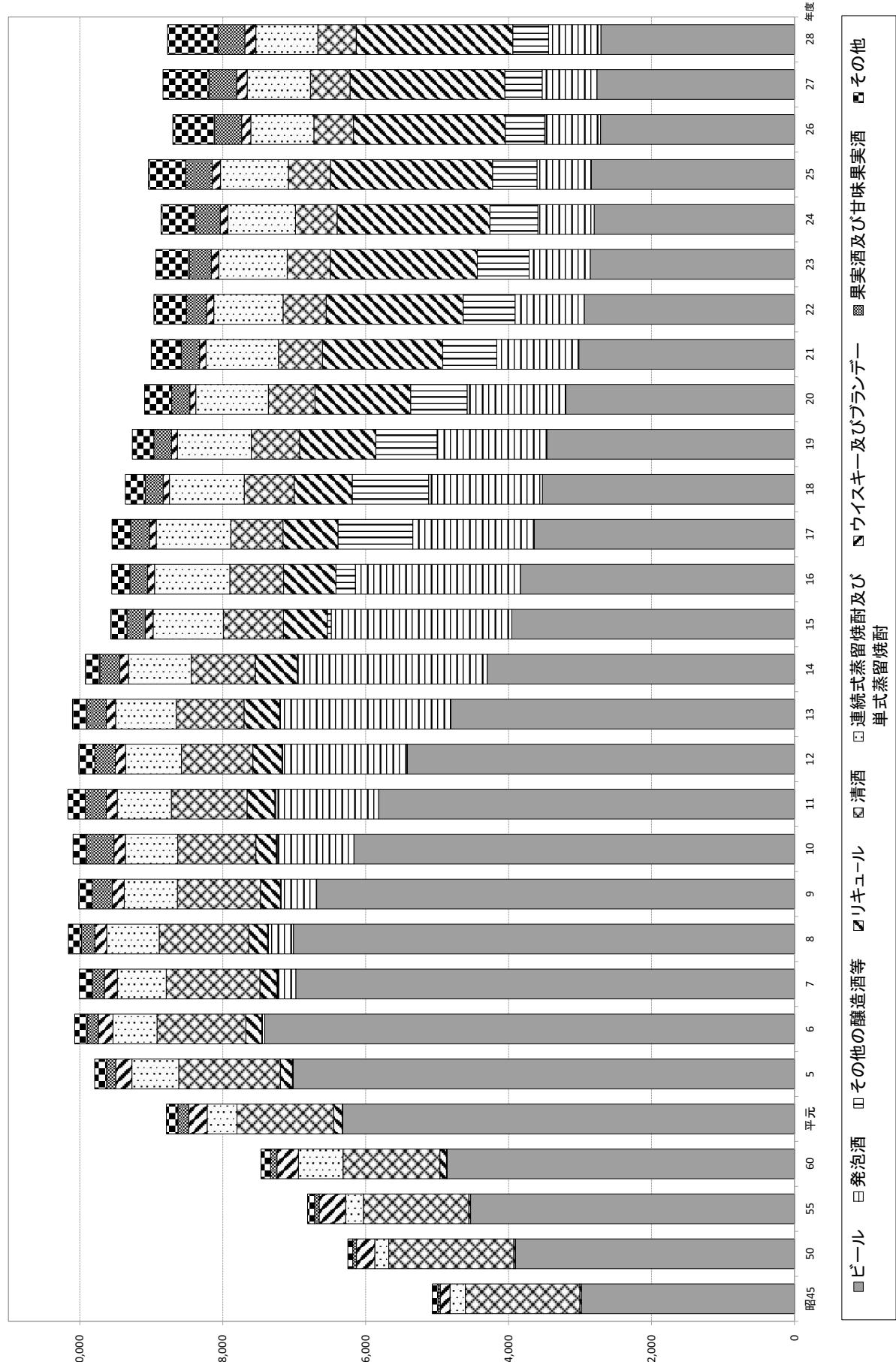
酒造年度 タイプ	平18	構成比	23		26		27		28	
			kl	%	kl	%	kl	%	kl	%
吟醸酒	26,535	5.1	20,311	4.5	23,532	5.2	24,497	5.5	22,970	5.4
純米酒	56,170	10.8	51,993	11.5	61,529	13.7	64,990	14.6	64,177	15.2
純米吟醸酒	30,446	5.8	31,582	7.0	48,265	10.7	54,743	12.3	57,079	13.5
本釀造酒	71,292	13.7	49,266	10.9	48,057	10.7	46,518	10.5	40,736	9.6
計	184,443	35.4	153,152	34.0	181,383	40.2	190,748	42.9	184,962	43.7
総製成数量	521,591	100.0	450,909	100.0	450,658	100.0	444,789	100.0	423,414	100.0

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



千kg



(7) 酒類課税数量の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒類課税数量の推移表(国税局分及び税関分の合計)

品目	年度 平18	23	26	27	28	対前年度比		
						対18年度比	対23年度比	対前年度比
清酒	kℓ 700,475	kℓ 603,026	kℓ 554,857	kℓ 554,029	kℓ 538,071	% 76.8	% 89.2	% 97.1
合成清酒	57,522	41,407	35,107	34,147	31,269	54.4	75.5	91.6
連続式蒸留焼酎	494,828	450,259	404,969	399,691	385,616	77.9	85.6	96.5
単式蒸留焼酎	550,438	507,541	476,967	485,539	479,533	87.1	94.5	98.8
みりん	113,005	104,253	104,141	107,956	106,213	94.0	101.9	98.4
ビール	3,527,836	2,859,334	2,713,719	2,764,195	2,709,758	76.8	94.8	98.0
果実酒	236,284	302,045	369,326	378,979	368,297	155.9	121.9	97.2
甘味果実酒	13,570	7,834	9,996	8,526	7,627	56.2	97.4	89.5
ウイスキー	79,820	96,195	121,522	142,154	148,824	186.4	154.7	104.7
ブランデー	9,456	6,872	6,267	6,194	5,777	61.1	84.1	93.3
発泡酒	1,590,804	854,538	782,642	767,184	732,058	46.0	85.7	95.4
リキュール	813,304	2,058,462	2,123,897	2,165,698	2,191,445	269.4	106.5	101.2
スピリッツ等	105,678	319,542	444,198	500,321	568,664	538.1	178.0	113.7
その他の醸造酒等	1,069,136	724,368	550,167	521,806	500,292	46.8	69.1	95.9
合計	9,362,161	8,935,681	8,697,779	8,836,409	8,773,475	93.7	98.2	99.3

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

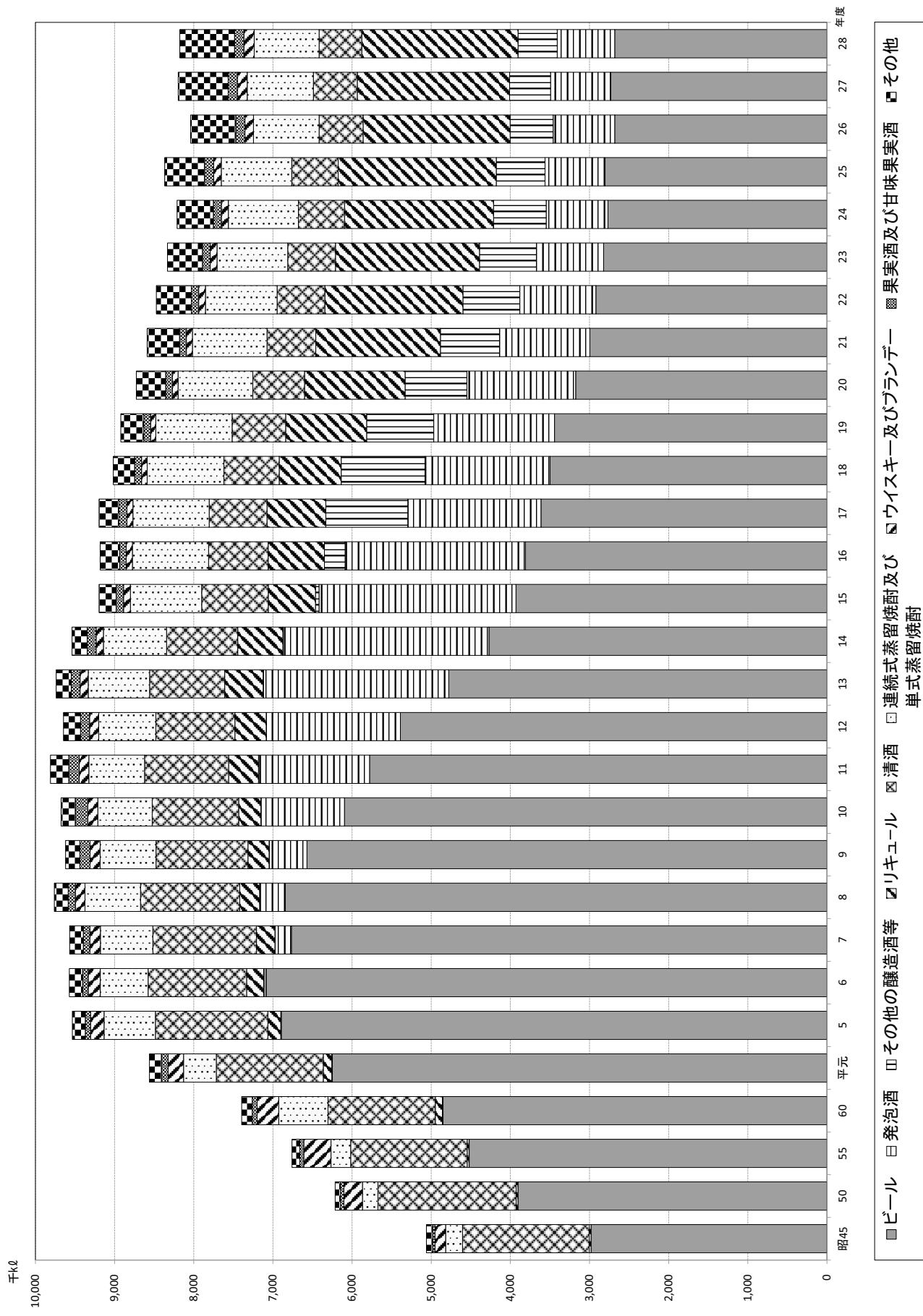
3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

8 酒類課税数量の推移(国税局分)

品目	清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリット等	その他の醸造酒等	合計
年度															
昭和	45	1,601	38	161	52	31	2,981	5	25	130	4	—	23	8	0
	50	1,747	22	122	73	41	3,905	24	19	228	6	—	22	5	0
	55	1,473	21	141	107	69	4,521	35	16	332	12	—	23	7	1
	60	1,355	21	363	260	80	4,851	47	15	252	20	5	90	31	3
	平成元	1,353	22	206	207	91	6,250	71	11	168	27	0	107	41	6
平成5	5	1,421	42	359	289	93	6,895	58	9	142	29	1	163	26	5
	6	1,243	48	330	275	92	7,086	64	8	126	26	26	216	27	5
	7	1,310	54	362	300	95	6,766	75	7	110	24	205	233	23	3
	8	1,253	56	373	328	97	6,846	84	7	101	21	318	252	21	4
	9	1,162	54	381	324	106	6,570	119	11	109	19	475	267	19	3
10	1,093	55	357	331	110	6,096	146	11	104	20	1,053	280	16	3	9,676
	11	1,061	57	359	346	158	5,779	120	13	103	18	1,400	378	17	3
	12	999	61	365	357	134	5,389	103	12	100	15	1,693	395	20	3
	13	949	64	408	368	106	4,778	101	10	89	13	2,342	486	21	3
	14	898	67	404	394	106	4,271	105	6	82	11	2,600	571	20	3
15	841	64	431	469	108	3,929	89	5	77	10	2,488	597	44	45	9,197
	16	753	64	431	532	107	3,810	80	4	69	8	2,278	711	73	261
	17	730	65	425	539	111	3,613	99	4	67	8	1,683	743	75	1,036
	18	700	58	418	550	112	3,499	81	7	65	7	1,580	783	98	1,058
	19	676	55	396	569	113	3,442	81	6	59	6	1,526	1,023	121	848
20	653	51	410	536	110	3,175	83	4	63	6	1,374	1,270	209	781	8,726
	21	616	47	411	531	106	2,996	83	4	71	6	1,141	1,575	256	747
	22	603	44	398	508	106	2,920	88	4	81	5	1,745	292	718	8,472
	23	603	41	388	507	103	2,822	95	4	80	5	850	1,819	297	718
	24	583	39	380	505	103	2,767	99	4	83	5	781	1,882	317	665
25	587	38	380	511	104	2,806	110	5	92	5	756	1,997	361	616	
	26	555	35	353	476	103	2,681	110	6	103	5	778	1,858	432	544
	27	554	34	350	485	106	2,732	113	5	120	5	761	1,925	489	517
	28	538	31	342	479	104	2,681	114	4	126	4	727	1,975	557	495
	(注)														8,177

1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によつた。
 2 品目は、平成18年度改訂後の酒税法の品目によつた。
 3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改訂前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。
 4 スピリット等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(8) 酒類課税数量の推移 (国税局分)



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリット等の合計である。

(8 酒類課税数量の推移(国税局分))

付表1 酒類課税数量の推移表(国税局分)

品目	年度 平18	23	26	27	28	対18年度比	対23年度比	対前年度比
						%	%	%
清酒	kℓ 700,369	kℓ 602,987	kℓ 554,804	kℓ 553,989	kℓ 538,025	76.8	89.2	97.1
合成清酒	57,522	41,396	35,091	34,130	31,254	54.3	75.5	91.6
連続式蒸留焼酎	418,353	387,833	353,219	350,194	341,583	81.6	88.1	97.5
単式蒸留焼酎	550,018	506,922	476,328	485,011	479,124	87.1	94.5	98.8
みりん	111,910	102,706	102,573	106,175	104,482	93.4	101.7	98.4
ビール	3,499,344	2,821,727	2,681,473	2,732,321	2,681,181	76.6	95.0	98.1
果実酒	81,246	95,482	109,952	112,653	114,026	140.3	119.4	101.2
甘味果実酒	7,378	3,777	6,004	4,573	3,998	54.2	105.9	87.4
ウイスキー	64,740	79,682	103,024	119,936	125,549	193.9	157.6	104.7
ブランデー	6,854	5,257	4,882	4,784	4,485	65.4	85.3	93.8
発泡酒	1,580,079	849,862	777,675	761,186	726,744	46.0	85.5	95.5
リキュール	782,782	1,819,348	1,858,494	1,925,399	1,974,924	252.3	108.6	102.6
スピリッツ等	97,591	297,388	432,202	489,256	556,999	570.7	187.3	113.8
その他の醸造酒等	1,058,159	717,728	544,092	516,511	494,542	46.7	68.9	95.7
合計	9,016,355	8,332,100	8,039,812	8,196,112	8,176,947	90.7	98.1	99.8

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

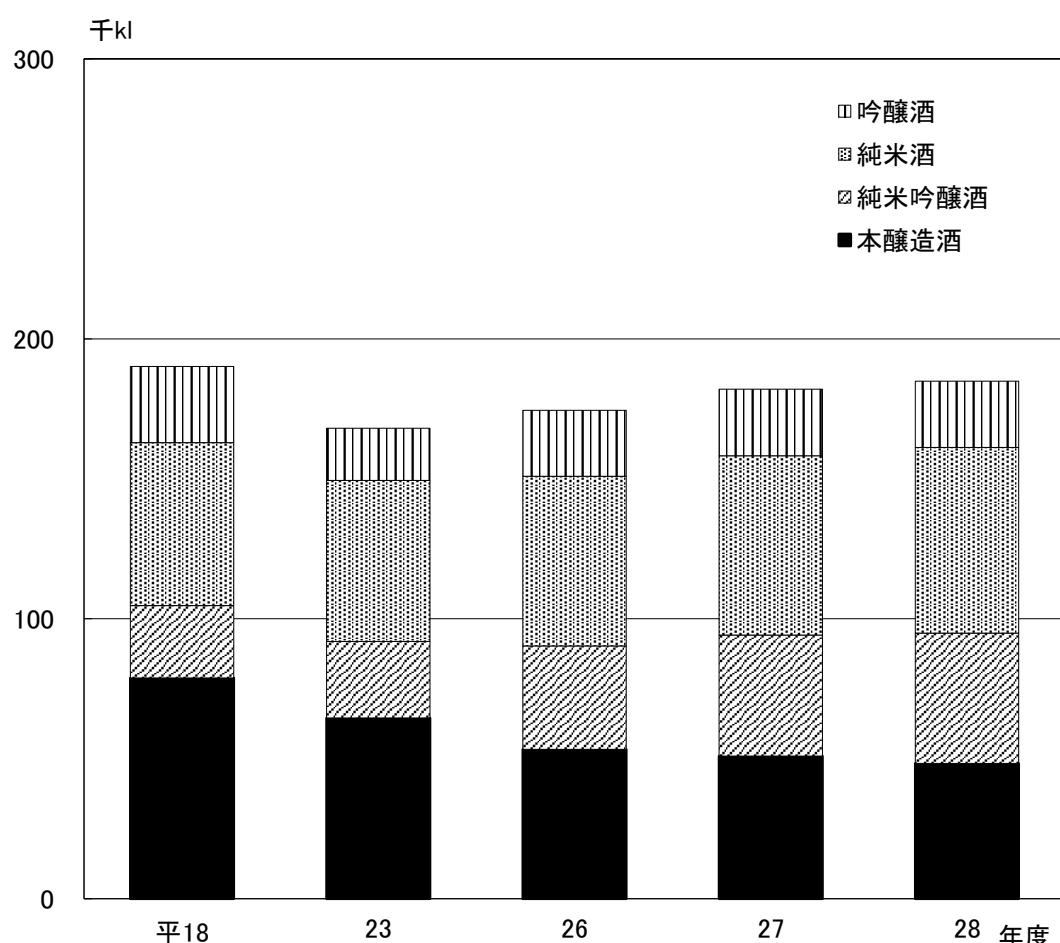
(8 酒類課税数量の推移(国税局分))

付表2 特定名称の清酒のタイプ別課税移出数量の内訳表(国税局分)

酒造年度 タイプ	平18	構成比	23		26		27		28	
			kl	%	kl	%	kl	%	kl	%
吟 醸 酒	27,278	3.8	18,668	3.0	23,572	4.2	23,813	4.2	23,638	4.3
純 米 酒	58,121	8.2	57,516	9.1	60,666	10.7	63,995	11.4	66,288	12.2
純米吟醸酒	25,825	3.6	27,309	4.3	36,897	6.5	43,189	7.7	46,570	8.6
本 醸 造 酒	78,927	11.1	64,628	10.3	53,380	9.4	50,994	9.1	48,334	8.9
計	190,151	26.8	168,121	26.7	174,516	30.8	181,990	32.5	184,830	34.0
総移出数量	708,656	100.0	629,558	100.0	567,209	100.0	560,477	100.0	544,377	100.0

(注) 1 本表は、「清酒の製造状況等について」(国税庁)によった。

2 酒造年度は7月～翌年6月までをいう。



9 酒類課税数量の推移(税関分)

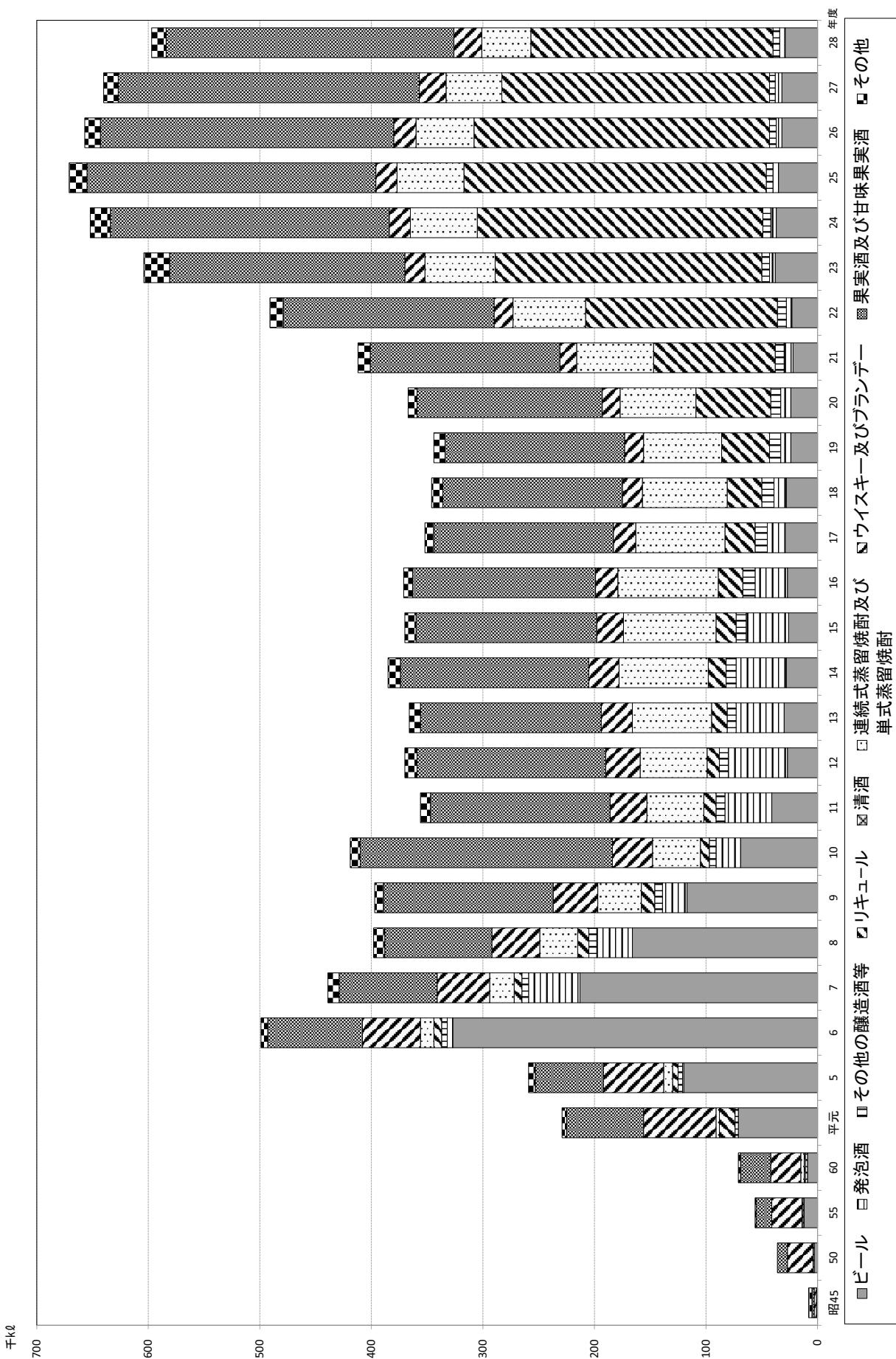
品目		清酒	合成清酒	連続式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計	
年度	年															(単位:千kℓ)	
昭和	45	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	8	
50	0	0	0	0	0	0	0	3	7	2	21	2	0	0	1	36	
55	0	0	0	0	0	0	0	12	12	2	22	5	0	1	1	56	
60	0	0	3	0	0	0	0	9	22	5	20	7	0	1	2	71	
平成 元	5	0	0	3	0	0	0	71	67	2	54	11	0	14	5	3	229
6	0	0	8	0	0	0	0	120	58	3	43	11	1	5	5	4	259
7	0	0	12	0	0	0	0	327	82	3	42	10	5	7	6	5	499
8	0	0	22	0	0	0	0	213	83	5	38	9	46	7	8	6	439
9	0	0	33	1	0	0	0	166	92	4	33	10	32	10	8	7	398
10	0	0	39	0	0	0	0	117	149	3	32	8	22	12	8	7	397
11	0	0	43	0	0	0	0	41	158	3	28	5	42	11	9	8	356
12	0	0	51	0	0	1	1	27	166	3	26	5	53	11	9	8	370
13	0	0	60	0	0	0	0	71	0	30	158	4	23	5	43	14	9
14	0	0	79	1	1	1	1	28	165	4	23	4	45	16	9	9	385
15	0	0	81	2	1	1	1	26	159	3	20	4	38	18	9	9	370
16	0	0	88	2	1	1	1	27	161	3	17	3	29	22	8	11	371
17	0	0	80	0	0	0	0	29	158	3	17	3	16	27	8	11	352
18	0	0	76	0	1	1	1	28	155	6	15	3	11	31	8	11	346
19	0	0	70	0	1	1	1	24	157	4	15	2	9	43	9	10	344
20	0	0	68	0	1	1	1	24	163	3	14	2	9	67	8	9	367
21	0	0	69	0	1	2	1	22	167	3	14	1	8	110	8	9	412
22	0	0	65	1	2	2	2	23	186	3	15	1	5	172	10	8	491
23	0	0	62	1	2	3	2	38	207	4	17	2	5	239	22	7	604
24	0	0	59	1	2	3	2	37	245	4	18	1	5	256	17	7	652
25	0	0	59	1	2	3	2	35	255	4	17	1	5	271	14	6	671
26	0	0	52	1	2	3	2	32	259	4	18	1	5	265	12	6	658
27	0	0	49	1	2	3	2	32	266	4	22	1	6	240	11	5	640
28	0	0	44	0	0	0	2	29	254	4	23	1	5	217	12	6	597

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改訂後の品目による。
3 平成17年度以前の品目に対応する平成18年度改訂前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(9) 酒類課税数量の推移（税関分）



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリッツ等の合計である。

(9) 酒類課税数量の推移(税関分)

付表1 酒類課税数量の推移表(税関分)

品目	年度 平18	23	26	27	28	対前年度比		
						対18年度比	対23年度比	対前年度比
清酒	kℓ 106	kℓ 39	kℓ 53	kℓ 40	kℓ 46	% 43.4	% 117.9	% 115.0
合成清酒	0	11	16	17	15	-	-	88.2
連続式蒸留焼酎	76,475	62,426	51,750	49,497	44,033	57.6	70.5	89.0
単式蒸留焼酎	420	619	639	528	409	97.4	66.1	77.5
みりん	1,095	1,547	1,568	1,781	1,731	158.1	111.9	97.2
ビール	28,492	37,607	32,246	31,874	28,577	100.3	76.0	89.7
果実酒	155,038	206,563	259,374	266,326	254,271	164.0	123.1	95.5
甘味果実酒	6,192	4,057	3,992	3,953	3,629	58.6	89.5	91.8
ウイスキー	15,080	16,513	18,498	22,218	23,275	154.3	140.9	104.8
ブランデー	2,602	1,615	1,385	1,410	1,292	49.7	80.0	91.6
発泡酒	10,725	4,676	4,967	5,998	5,314	49.5	113.6	88.6
リキュール	30,522	239,114	265,403	240,299	216,521	709.4	90.6	90.1
スピリッツ等	8,087	22,154	11,996	11,065	11,665	144.2	52.7	105.4
その他の醸造酒等	10,977	6,640	6,075	5,295	5,749	52.4	86.6	108.6
合計	345,811	603,581	657,967	640,297	596,528	172.5	98.8	93.2

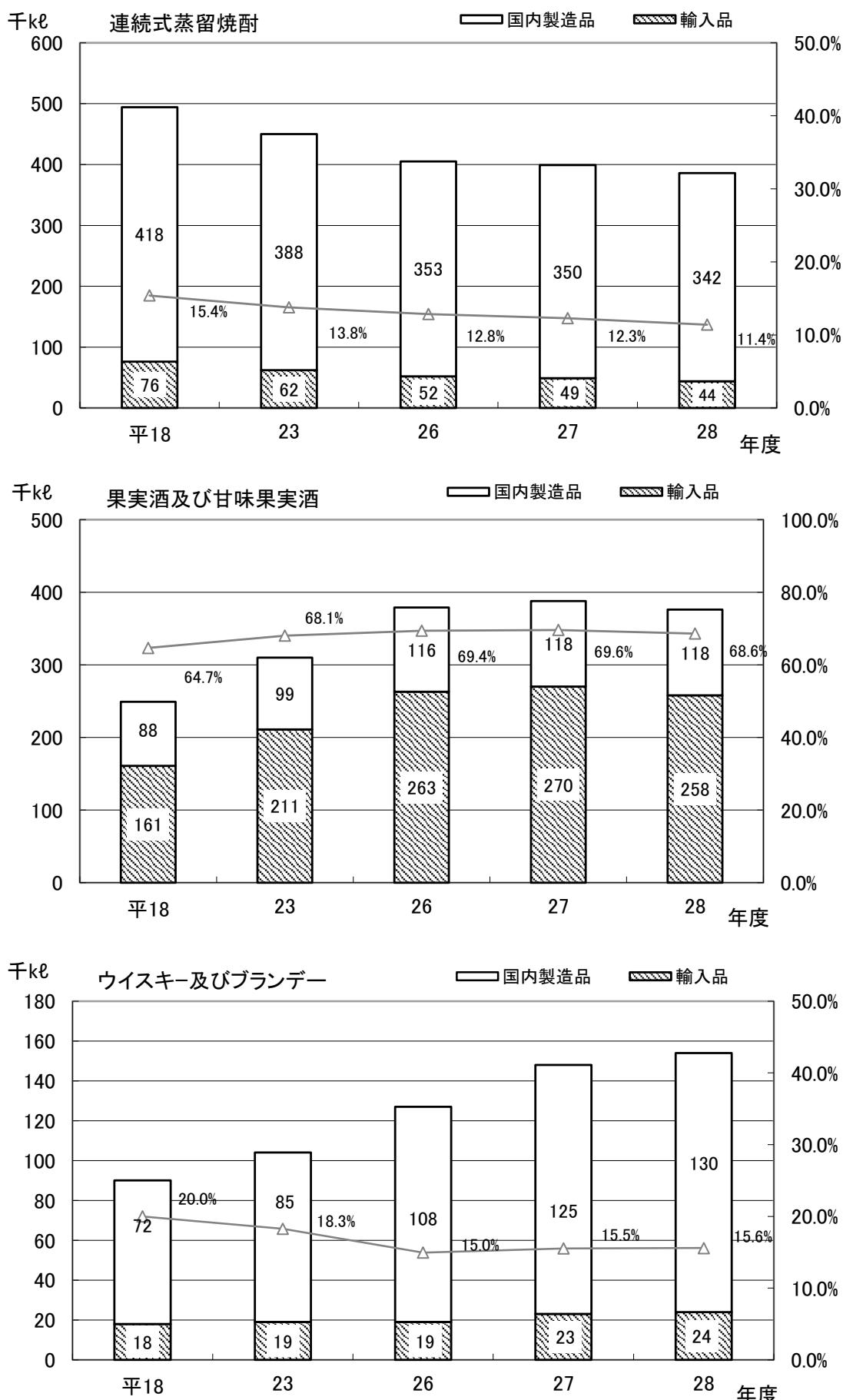
(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 平成17年度以前の品目別課税数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

付表2 国内製造品・輸入品別課税数量の推移



10 消費課税額の推移(国税局分及び税関分の合計)

(単位:億円)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	20	21	3,161	4	15	605	51	0	24	17	0	6,137
50	2,600	14	74	28	4,190	26	13	1,976	143	0	22	12	1	9,125	
55	2,538	13	93	41	47	7,295	52	18	3,793	312	0	33	24	2	14,260
60	2,728	17	318	134	58	11,608	73	28	3,662	477	8	116	102	12	19,336
平成 元	1,963	15	249	139	20	13,150	63	13	2,294	375	0	111	148	8	18,549
5	1,777	27	460	199	20	14,594	52	12	1,743	371	2	148	112	9	19,527
6	1,614	35	510	262	20	16,327	78	12	1,635	347	46	197	118	11	21,211
7	1,709	39	581	300	20	15,464	85	13	1,431	323	301	217	115	11	20,610
8	1,633	40	602	326	21	15,540	96	13	1,305	310	343	235	108	12	20,583
9	1,508	38	693	391	23	14,817	148	16	1,032	205	523	267	97	12	19,771
10	1,412	39	918	551	24	13,661	203	16	554	103	1,133	295	85	11	19,005
11	1,365	40	965	652	42	12,898	152	16	516	91	1,516	373	83	13	18,721
12	1,279	43	1,001	752	32	12,002	145	14	486	82	1,834	386	82	13	18,150
13	1,209	45	1,131	860	24	10,656	140	13	434	71	2,503	461	79	13	17,638
14	1,139	46	1,140	925	23	9,528	145	10	408	60	2,776	531	78	13	16,822
15	1,065	50	1,203	1,107	23	8,761	163	9	369	54	3,302	552	91	43	16,792
16	950	50	1,221	1,262	23	8,501	162	8	326	45	3,093	643	111	194	16,588
17	918	50	1,185	1,274	24	8,068	170	9	318	41	2,281	674	109	731	15,849
18	803	54	1,171	1,312	23	7,751	184	15	295	37	2,133	712	127	846	15,461
19	772	55	1,103	1,363	23	7,611	187	12	271	33	2,057	916	148	692	15,244
20	746	51	1,135	1,285	22	7,024	195	10	279	31	1,854	1,132	214	636	14,613
21	703	46	1,139	1,270	22	6,626	198	9	312	27	1,541	1,415	255	608	14,171
22	688	43	1,095	1,213	21	6,463	217	9	358	26	1,297	1,590	284	585	13,891
23	695	41	1,067	1,216	21	6,279	240	10	362	27	1,146	1,701	300	584	13,687
24	671	39	1,039	1,212	21	6,156	273	10	374	24	1,055	1,770	314	541	13,498
25	675	38	1,042	1,227	21	6,239	289	11	392	25	1,024	1,876	348	502	13,708
26	636	35	959	1,142	21	5,957	293	12	421	24	1,055	1,873	401	444	13,274
27	635	34	946	1,161	22	6,068	301	11	490	24	1,034	1,786	446	421	13,378
28	617	31	913	1,145	21	5,948	293	9	493	22	988	1,805	506	404	13,195

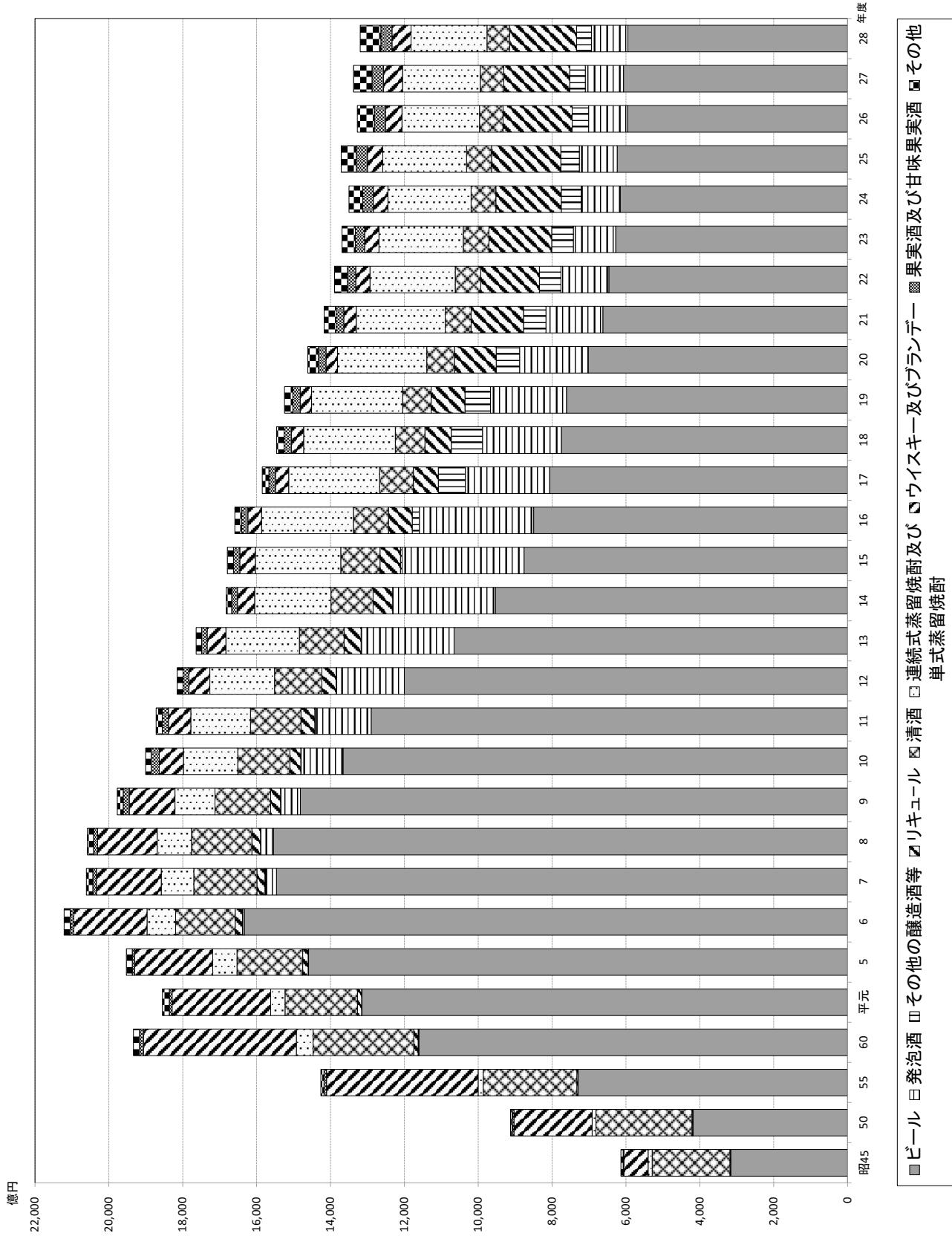
(注) 1 本表は、主として「国税局統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改訂後の品目とした。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に対応する平成18年度改訂前の酒税法の種類又は品目の課税額である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び維酒を含む。

(10) 消税課税額の推移（国税局分及び税関分の合計）



(注) その他は、合成清酒、みりん及びスピリット等の合計である。

(10 酒税課税額の推移(国税局分及び税関分の合計))

付表 酒税課税額の推移表(国税局分及び税関分の合計)

品目	年 度	平18	23	26	27	28			
							対18年度比	対23年度比	対前年度比
清 酒	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清 酒	80,317	69,517	63,646	63,489	61,674	76.8	88.7	97.1	
合 成 清 酒	5,420	4,113	3,491	3,392	3,105	57.3	75.5	91.5	
連 続 式 蒸 留 烧 酎	117,131	106,657	95,915	94,613	91,265	77.9	85.6	96.5	
单 式 蒸 留 烧 酎	131,213	121,582	114,189	116,093	114,534	87.3	94.2	98.7	
み り ん	2,271	2,085	2,082	2,159	2,124	93.5	101.9	98.4	
ビ 一 ル	775,078	627,879	595,739	606,792	594,817	76.7	94.7	98.0	
果 実 酒	18,369	23,990	29,256	30,089	29,285	159.4	122.1	97.3	
甘 味 果 実 酒	1,481	973	1,187	1,052	937	63.3	96.3	89.1	
ウ イ ス キ 一	29,462	36,151	42,144	49,049	49,276	167.3	136.3	100.5	
ブ ラ ン デ 一	3,683	2,651	2,411	2,387	2,226	60.4	84.0	93.3	
発 泡 酒	213,252	114,648	105,477	103,441	98,755	46.3	86.1	95.5	
リ キ ュ 一 ル	71,154	170,088	187,321	178,582	180,515	253.7	106.1	101.1	
ス ピ リ ツ 等	12,711	30,045	40,135	44,610	50,556	397.7	168.3	113.3	
そ の 他 の 醸 造 酒 等	84,573	58,359	44,407	42,102	40,402	47.8	69.2	96.0	
合 計	1,546,115	1,368,738	1,327,401	1,337,849	1,319,472	85.3	96.4	98.6	

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

11 酒税課税額の推移(国税局分)

(単位:億円)

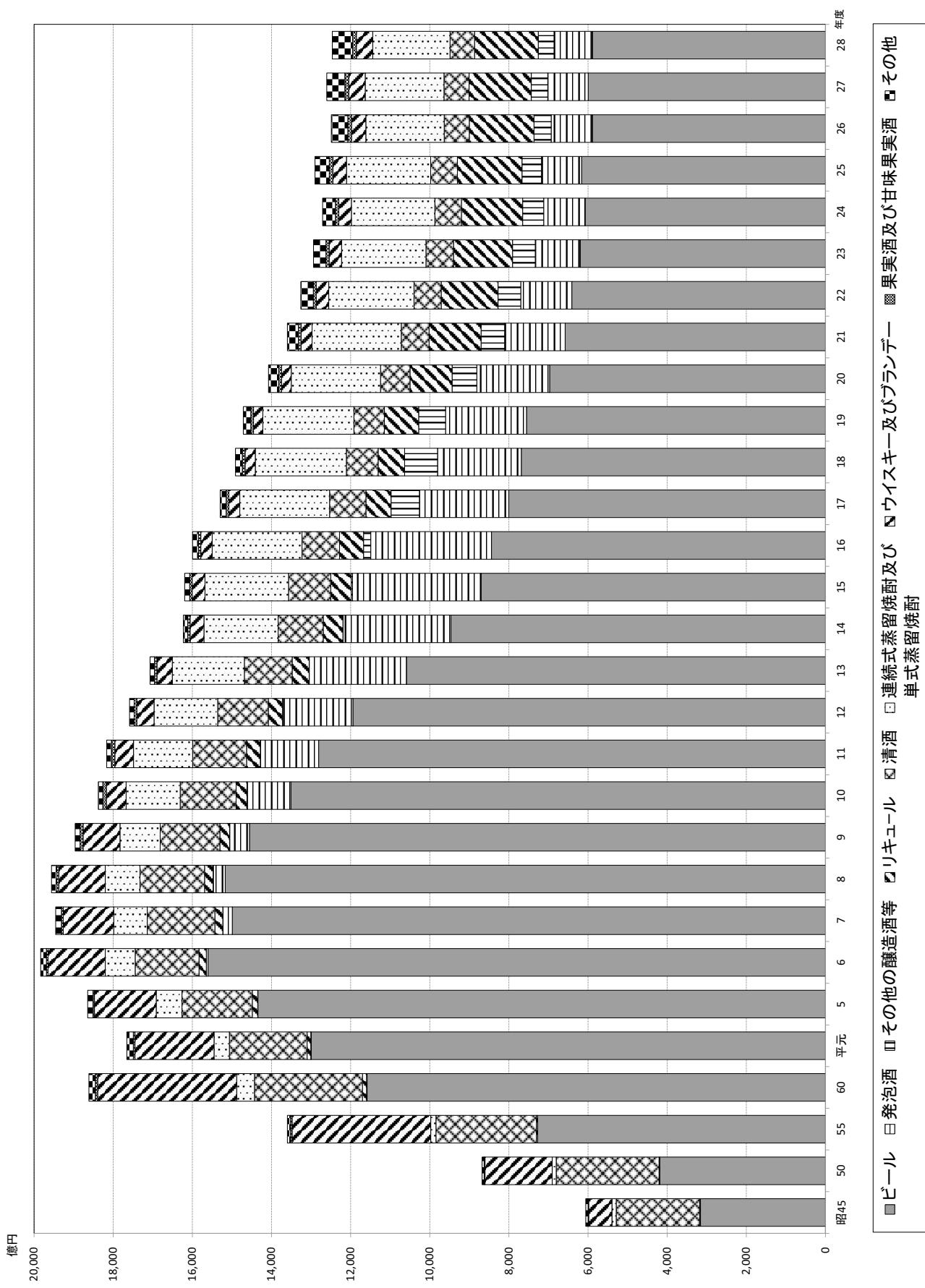
品目 年度	清酒	合成清酒	連續式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の醸造酒等	合計
昭和 45	2,106	24	89	19	21	3,160	2	14	553	34	-	23	13	0	6,058
50	2,600	14	74	28	4,187	13	10	1,628	69	-	19	9	0	8,679	
55	2,538	13	93	41	47	7,276	28	13	3,371	133	-	28	18	1	13,598
60	2,728	17	316	134	58	11,585	38	19	3,228	283	8	107	90	4	18,615
平成 元	1,963	15	247	139	20	13,002	31	10	1,733	267	0	95	129	5	17,656
5	1,777	27	451	199	20	14,343	25	9	1,296	264	1	139	92	4	18,646
6	1,614	35	492	262	20	15,604	33	9	1,196	250	40	184	92	4	19,833
7	1,709	39	547	300	20	14,992	40	8	1,045	230	235	202	83	3	19,454
8	1,633	40	552	325	21	15,171	45	8	964	206	301	216	74	3	19,561
9	1,507	38	627	391	23	14,558	64	11	786	146	498	247	64	3	18,963
10	1,412	39	816	551	24	13,509	79	12	418	82	1,109	274	50	3	18,378
11	1,365	40	840	652	42	12,808	65	12	400	70	1,472	348	47	3	18,163
12	1,279	43	856	752	31	11,942	55	11	378	60	1,777	359	43	3	17,588
13	1,208	45	962	859	24	10,589	54	9	336	53	2,457	430	42	2	17,069
14	1,139	46	951	923	22	9,465	55	6	309	42	2,728	499	39	2	16,226
15	1,065	50	1,012	1,101	23	8,703	57	6	285	39	3,251	519	54	31	16,196
16	950	50	1,013	1,256	23	8,440	53	5	255	32	3,053	608	78	180	15,996
17	918	50	997	1,273	24	8,004	62	5	248	30	2,259	635	76	716	15,296
18	803	54	990	1,311	22	7,688	62	8	233	26	2,117	670	94	831	14,910
19	772	55	938	1,362	23	7,557	62	7	211	24	2,045	866	112	679	14,713
20	746	51	974	1,284	22	6,971	65	6	223	23	1,841	1,062	183	625	14,074
21	703	46	976	1,269	21	6,578	64	5	255	21	1,530	1,313	220	597	13,599
22	688	43	943	1,211	21	6,412	69	5	296	21	1,288	1,437	249	575	13,258
23	695	41	920	1,214	21	6,196	75	5	294	20	1,138	1,493	252	574	12,939
24	671	39	899	1,210	21	6,075	77	5	301	18	1,046	1,548	268	532	12,710
25	675	38	902	1,225	21	6,162	86	6	322	19	1,014	1,634	303	493	12,899
26	636	35	838	1,140	21	5,887	85	7	346	19	1,044	1,634	360	436	12,487
27	635	34	830	1,160	21	5,998	88	6	400	18	1,022	1,572	406	414	12,603
28	617	31	810	1,144	21	5,885	89	5	398	17	977	1,613	462	396	12,465

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によつた。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によつた。

3 平成17年度以前の品目別課税額は、現行の品目に応じる平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の課税額である。
4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

(11) 酒税課税額の推移（国税局分）



(注) その他は、合成清酒、みりん及びビリツ等の合計である。

(11 酒税課税額の推移(国税局分))

付表 酒税課税額の推移表(国税局分)

品目	年 度	平18	23	26	27	28			
							対18年度比	対23年度比	対前年度比
清 酒	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
清 酒	80,304	69,512	63,640	63,484	61,669	76.8	88.7	97.1	
合 成 清 酒	5,420	4,112	3,489	3,390	3,104	57.3	75.5	91.6	
連 続 式 蒸 留 烧 酎	99,042	91,961	83,770	82,994	80,965	81.7	88.0	97.6	
单 式 蒸 留 烧 酎	131,106	121,421	114,032	115,963	114,434	87.3	94.2	98.7	
み り ん	2,249	2,054	2,051	2,124	2,090	92.9	101.8	98.4	
ビ 一 ル	768,826	619,610	588,652	599,781	588,531	76.5	95.0	98.1	
果 実 酒	6,163	7,467	8,508	8,784	8,943	145.1	119.8	101.8	
甘 味 果 実 酒	833	498	731	589	524	62.9	105.2	89.0	
ウ イ ス キ 一	23,253	29,408	34,612	40,005	39,822	171.3	135.4	99.5	
ブ ラ ン デ 一	2,633	1,999	1,857	1,821	1,707	64.8	85.4	93.7	
発 泡 酒	211,687	113,835	104,445	102,213	97,650	46.1	85.8	95.5	
リ キ ュ 一 ル	67,003	149,324	163,394	157,230	161,271	240.7	108.0	102.6	
ス ピ リ ツ 等	9,364	25,217	35,976	40,603	46,227	493.7	183.3	113.9	
そ の 他 の 醸 造 酒 等	83,076	57,446	43,565	41,361	39,599	47.7	68.9	95.7	
合 計	1,490,960	1,293,864	1,248,722	1,260,340	1,246,535	83.6	96.3	98.9	

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

12 酒類販売(消費)数量の推移

(単位:千kℓ)

品目 年度	清酒	合成 清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	リキュール	スピリッツ等	その他の 醸造酒等	合計
昭和 50 55 60 平成 元 5	1,532	39	151	51	30	2,910	6	27	132	0	15	8	1	4,901	
	1,675	22	125	64	44	3,736	27	23	238	0	16	6	1	5,978	
	1,504	21	146	92	64	4,383	44	20	360	0	17	8	2	6,660	
	1,335	21	367	226	76	4,725	62	18	293	4	80	31	5	7,244	
	1,345	21	287	205	85	6,060	113	17	233	0	89	35	7	8,540	
	1,362	37	340	248	88	6,756	108	13	186	2	149	36	10	9,380	
6	1,257	43	358	249	85	7,057	123	13	165	40	17	193	33	11	9,642
7	1,262	51	381	267	87	6,744	144	13	153	38	194	222	32	16	9,603
8	1,213	52	403	286	89	6,697	159	12	139	34	289	236	30	17	9,657
9	1,122	51	401	291	93	6,330	225	14	134	29	431	244	27	17	9,410
10	1,052	52	393	296	96	5,857	298	15	138	27	926	262	24	19	9,456
11	1,030	55	405	317	126	5,508	278	15	132	25	1,278	344	23	19	9,554
12	977	58	411	324	138	5,185	266	16	124	22	1,574	381	27	16	9,520
13	933	60	453	338	103	4,622	253	13	116	19	2,157	447	27	15	9,556
14	888	62	468	364	100	4,132	259	12	106	16	2,465	541	26	15	9,455
15	826	63	487	435	104	3,783	237	10	98	14	2,403	580	38	43	9,120
16	746	63	497	486	103	3,617	226	8	88	12	2,213	692	59	232	9,042
17	719	63	497	502	107	3,408	238	9	83	11	1,679	736	62	898	9,012
18	688	57	480	520	105	3,305	229	10	80	10	1,516	745	79	43	8,856
19	664	53	465	540	105	3,215	230	10	76	9	1,473	945	93	884	8,761
20	632	51	457	516	105	2,986	227	10	75	9	1,307	1,161	146	838	8,519
21	617	46	461	500	103	2,844	240	8	84	8	1,117	1,495	192	824	8,537
22	589	43	443	480	100	2,764	262	8	94	8	948	1,754	212	808	8,515
23	601	40	433	484	98	2,690	290	8	97	7	838	1,871	233	809	8,501
24	593	40	427	481	105	2,685	321	9	99	7	781	1,974	248	769	8,538
25	581	37	425	486	105	2,665	332	9	108	7	748	2,103	276	710	8,591
26	557	34	400	462	101	2,596	351	10	118	7	765	1,979	319	632	8,331
27	556	33	391	467	107	2,666	370	9	135	7	751	2,034	353	596	8,476
28	537	30	374	457	106	2,637	353	9	145	7	732	2,057	401	565	8,412

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によつた。

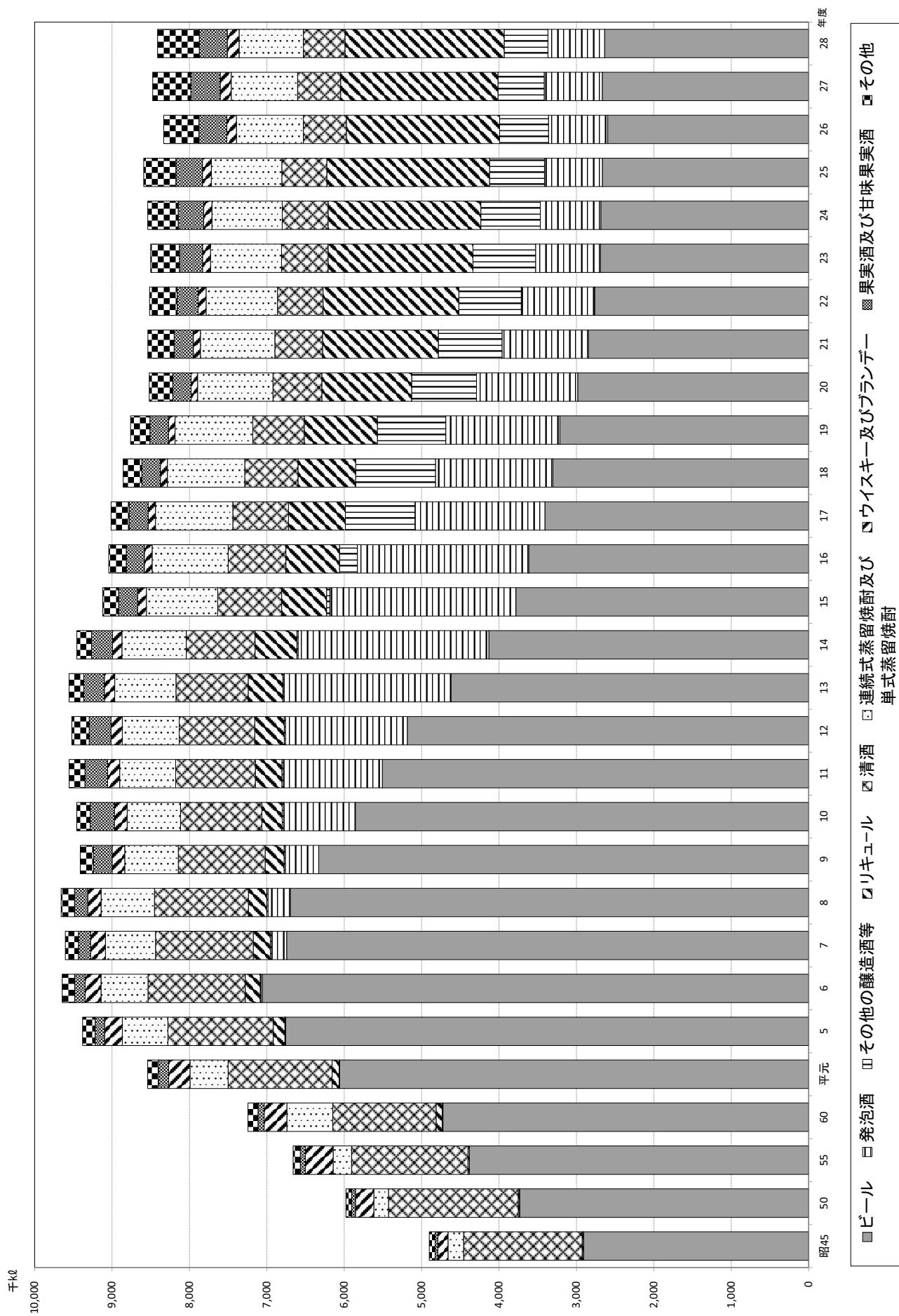
2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によつた。

3 平成17年度以前の品目別販売(消費)数量は、現行の品目に対応する平成18年度改正前の酒税法の種類又は品目の販売(消費)数量である。

4 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、その他の醸造酒等には粉末酒及び純酒を含む。

5 沖縄分は含まない。

(12) 酒類販売（消費）数量の推移)



付表 酒類販売(消費)数量の推移表

年 度 品 目	平18	23	26	27	28			
						対18年度比	対23年度比	対前年度比
清 酒	ℓ 6.7 688,403	ℓ 5.8 601,338	ℓ 5.4 557,435	ℓ 5.4 555,644	ℓ 5.2 537,433	% 78.1	% 89.4	% 96.7
合 成 清 酒	0.6 56,829	0.4 39,988	0.3 33,702	0.3 32,689	0.3 30,267			
連 続 式 蒸 留 烧 酎	4.7 480,161	4.2 433,200	3.9 400,164	3.8 391,213	3.6 373,626			
单 式 蒸 留 烧 酎	5.1 520,060	4.7 484,332	4.5 462,411	4.5 466,984	4.4 457,321			
み り ん	1.0 104,824	0.9 98,313	1.0 101,474	1.0 106,813	1.0 105,916			
ビ 一 ル	32.1 3,304,813	25.9 2,690,379	25.0 2,595,539	25.7 2,665,929	25.4 2,636,915			
果 実 酒	2.2 228,645	2.8 289,669	3.4 350,670	3.6 370,337	3.4 352,492			
甘 味 果 実 酒	0.1 9,660	0.1 8,429	0.1 10,019	0.1 9,465	0.1 8,795			
ウ イ ス キ 一	0.8 79,639	0.9 96,845	1.1 118,070	1.3 135,456	1.4 145,197			
ブ ラ ン デ 一	0.1 10,128	0.1 7,317	0.1 6,628	0.1 6,672	0.1 6,608			
発 泡 酒	14.7 1,516,422	8.1 838,065	7.4 764,936	7.2 751,499	7.0 731,737			
リ キ ュ ー ル	7.2 744,913	18.0 1,870,763	19.1 1,979,359	19.6 2,033,713	19.8 2,056,605			
ス ピ リ ツ 等	0.8 79,391	2.2 233,165	3.1 318,871	3.4 352,818	3.9 401,030			
そ の 他 の 酿 造 酒 等	10.0 1,032,134	7.8 809,364	6.1 632,111	5.7 596,389	5.5 567,879			
合 計	86.1 8,856,031	81.8 8,501,212	80.3 8,331,433	81.6 8,475,607	80.9 8,411,874			
						95.0	98.9	99.2

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」(4月～翌年3月)によった。

2 品目は、平成18年度改正後の酒税法の品目によった。

3 スピリッツ等には原料用アルコールを含み、他の醸造酒等には粉末酒及び雑酒を含む。

4 上段の数字は、成人1人当たりの酒類販売(消費)数量である。

5 成年人口は、各年度の「国勢調査結果・人口推計年報」(総務省統計局)によった。

6 沖縄分は含まない。

(14 酒類等製造免許場数の推移)

付表 1 地ビール製造免許場（者）数の推移

年 度	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	6	24	103	209	251	264	262	239	230	263	244	234	223	211	206	201	194	190	180	179	181	180	182
製造者数	6	24	95	194	231	242	240	228	220	251	232	223	213	200	196	191	184	183	174	173	174	173	174

(注)1 製造免許場(者)数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 平成6年4月1日以降ビールの製造免許を取得した製造場(者)で、大手ビールメーカー(5社)及び試験製造免許に係る製造場(者)を除いたものを掲げた。
※ 酒税法の一部改正(平成6年法律第24号)により、ビールの最低製造数量基準が2,000㎘から60㎘に引き下げられた。

付表 2 果実酒製造免許場（者）数の推移（特定酒類（果実酒））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	1	4	4	4	4	5	7	8
製造者数	0	1	4	4	4	4	5	7	8
認定計画数	8	12	16	19	21	22	25	35	36

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域の特例)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないこととされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域計画数(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

(14) 酒類等製造免許場数の推移

付表3 濁酒製造免許場(者)数の推移 (特定酒類(その他の醸造酒))

年 度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	4	29	54	85	119	139	144	156	167	171	177	176	183	192
製造者数	4	28	53	84	118	138	143	155	166	170	176	175	182	191
認定計画数	11	38	58	74	85	93	108	115	121	130	137	146	152	155

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)によりその他の醸造酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する他の醸造酒の製造免許に係る最低製造数量基準は適用しないことされた。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域法(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表4 果実酒製造免許場(者)数の推移 (特産酒類(果実酒))

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	0	6	7	8	7	10	14	17
製造者数	0	0	6	7	8	7	10	14	17
認定計画数	13	16	20	26	30	34	39	44	52

(注)1 製造免許場(者)数及び認定計画数は、各年度末(3月31日)現在のものである。

2 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に規定する酒税法の特例(総合特別区域法(平成23年法律第81号)によりみなし適用される場合を含む。)により果実酒の製造免許を取得した製造場(者)を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2(酒税法の特例)に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造する果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準は2kLに緩和された。

3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革特別区域法(総合特別区域法によりみなし適用される場合を含む。)である。

付表5 リキュール製造免許場（者）数の推移（特產酒類（リキュール））

年 度	平成20	21	22	23	24	25	26	27	28
製造場数	0	8	14	17	18	25	26	28	27
製造者数	0	8	14	17	18	25	26	28	27
認定計画数	11	19	24	32	38	40	45	51	58

(注) 1 製造免許場（者）数及び認定計画数は、各年度末（3月31日）現在のものである。

2 構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に規定する酒税法の特例（総合特別区域法（平成23年法律第81号）によりみなし適用される場合を含む。）によりリキュールの製造免許を取得した製造場（者）を掲げた。

※ 構造改革特別区域法第28条の2（酒税法の特例）に規定する要件に該当する製造者が、その製造場で製造するリキュールの製造免許に係る最低製造数量基準は1kℓに緩和された。
 3 認定計画数は、地方公共団体が内閣総理大臣の認定を受けている構造改革大臣の認定を受ける場合を含む。）である。

参考：構造改革特別区域における酒税法の特例の概要

（特定酒類について）
 構造改革特別区域内において、農家民宿等を営む農業者（特定農業者）が、自ら生産した果実又は米を原料として、果実酒又はその他の醸造酒（いわゆる「どぶろく」に限る。）を製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（いずれも6kℓ）を適用しないこととしている。

（特產酒類について）
 構造改革特別区域内において、地域の特産物である農産物等を原料として単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール及びリキュールを製造する場合には、その製造免許に係る最低製造数量基準（単式蒸留焼酎は10kℓ、果実酒、原料用アルコール及びリキュールは6kℓ）を果実酒については2kℓ、リキュールについては1kℓに緩和し、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールについては、最低製造数量基準を適用しないこととしている。

16 酒類販売業者の概況

1 酒類小売業者（酒類小売業者の概況より）

(1) 酒類小売業者の概況（一販売場平均）

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
酒類小売数量 (kl)	51.0	49.5	50.9
酒類売場面積 (m ²)	38.4	38.1	38.3
平均営業時間 (時間)	15.2	15.3	15.3

(2) 一般酒販店の経営概況（一者平均）

(単位：万円、%)

区分	金額・割合		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総売上高	6,669	7,617	6,895
うち酒類小売売上高	1,941	2,246	1,923
総売上高に占める割合	29.1	29.5	27.9
売上総利益	1,443	1,648	1,472
うち酒類小売売上総利益	345	387	317
税引前純利益	123	149	112
総売上高に占める割合	1.8	2.0	1.6

(3) 業態別の販売場数

(単位：場、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
一般酒販店	51,014	31.3	48,537	29.8	46,068	28.4
コンビニエンスストア	53,095	32.6	54,645	33.5	54,845	33.8
スーパーマーケット	20,395	12.5	20,330	12.5	20,483	12.6
百貨店	424	0.3	443	0.3	439	0.3
量販店	3,416	2.1	3,397	2.1	3,409	2.1
業務用卸主体店	2,733	1.7	2,845	1.7	2,927	1.8
ホームセンター・ドラッグストア	10,485	6.4	11,181	6.9	11,893	7.3
その他の	21,220	13.0	21,697	13.3	22,059	13.6
合計	162,782	100.0	163,075	100.0	162,123	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 業態別の販売数量

(単位 : kL、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
一般酒販店	1,225,690	14.8	1,177,861	14.6	1,140,352	13.8
コンビニエンスストア	919,447	11.1	950,552	11.8	932,860	11.3
スーパーマーケット	3,119,726	37.5	2,989,156	37.0	3,081,953	37.4
百貨店	61,734	0.7	58,716	0.7	57,653	0.7
量販店	1,082,796	13.0	1,020,998	12.6	1,008,148	12.2
業務用	811,799	9.8	786,160	9.7	846,548	10.3
ホームセンター・ドラッグストア	674,528	8.1	687,140	8.5	727,688	8.8
その他の	412,931	5.0	409,744	5.1	452,571	5.5
合計	8,308,652	100.0	8,080,327	100.0	8,247,771	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 経営組織別事業者数

(単位 : 者、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
個人	56,352	55.7	54,666	55.3	52,812	55.0
法人・その他	44,880	44.3	44,235	44.7	43,151	45.0
合計	101,232	100.0	98,901	100.0	95,963	100.0

(6) 一般酒販店の売上規模別事業者数

(単位 : 者、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
300 万円以下	4,652	14.1	4,753	14.9	4,796	15.6
300 万円超 500 万円以下	3,137	9.5	3,065	9.6	2,992	9.7
500 万円超 700 万円以下	2,632	8.0	2,606	8.2	2,593	8.4
700 万円超 1,000 万円以下	3,503	10.6	3,329	10.5	3,200	10.4
1,000 万円超 1,500 万円以下	3,890	11.8	3,709	11.7	3,506	11.4
1,500 万円超 2,000 万円以下	2,781	8.4	2,604	8.2	2,456	8.0
2,000 万円超 2,500 万円以下	2,129	6.5	1,995	6.3	1,805	5.9
2,500 万円超 3,000 万円以下	1,543	4.7	1,420	4.5	1,357	4.4
3,000 万円超 4,000 万円以下	2,182	6.6	2,071	6.5	1,996	6.5
4,000 万円超 5,000 万円以下	1,415	4.3	1,343	4.2	1,226	4.0
5,000 万円超 1 億円以下	2,872	8.7	2,672	8.4	2,573	8.4
1 億円超	2,260	6.9	2,258	7.0	2,194	7.1
合計	32,996	100.0	31,825	100.0	30,694	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

〔 酒類小売業者の概況については、国税庁ホームページに掲載している。
 (http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/kori/04.htm) 〕

2 酒類卸売業者（酒類卸売業者の概況より）

(1) 酒類卸売業者の概況

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		1 企業平均		1 企業平均		1 企業平均
事業者数 (者)	1,412	-	1,408	-	1,376	-
酒類販売数量 (kL)	13,485,078	9,550	11,875,640	8,434	13,541,714	9,841
総売上高 (百万円)	31,791,487	22,515	40,651,963	28,872	36,601,671	26,600
うち酒類卸売上高	5,362,795	3,798	4,777,869	3,393	5,262,473	3,824
売上総利益 (百万円)	2,048,225	1,451	2,609,873	1,854	3,063,460	2,226
税引前純利益 (百万円)	488,965	346	903,294	642	362,111	263
総従事者数(人)	139,309	99	191,800	136	188,407	137
うち酒卸売部門	21,137	15	18,202	13	19,196	14

(2) 酒類卸売業者の企業規模

(単位:者、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
協同組合	15	1.1	14	1.0	17	1.2
1 億円超・100 人超の会社	84	5.9	84	6.0	79	5.7
中小企業 会社	1 億円超・100 人以下	26	1.8	22	1.6	22
	1 億円以下・100 人超	88	6.2	90	6.4	81
	1 億円以下・100 人以下	1,127	79.8	1,121	79.6	1,099
	個人	72	5.1	77	5.5	78
	中小企業計	1,313	93.0	1,310	93.0	1,280
企業数合計	1,412	100.0	1,408	100.0	1,376	100.0

(注) 1 企業規模 (区分欄) の金額は資本金を、人数は従業員数を表す。

2 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(3) 税引前純利益金額別企業数

(単位:者、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
欠損	509	36.0	480	34.1	422	30.7
~50 万円未満	124	8.8	143	10.2	108	7.8
~500 万円未満	281	19.9	264	18.8	290	21.1
~3,000 万円未満	230	16.3	249	17.7	264	19.2
~1 億円未満	128	9.1	125	8.9	115	8.4
1 億円以上	140	9.9	147	10.4	177	12.9
合 計	1,412	100.0	1,408	100.0	1,376	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(4) 販売先別販売数量

(単位:kl、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
卸売業者	3,637,325	27.0	2,778,752	23.4	3,671,661	27.1
小売業者	8,519,234	63.2	7,671,709	64.6	8,175,175	60.4
消費者	1,328,519	9.9	1,425,178	12.0	1,694,878	12.5
合計	13,485,078	100.0	11,875,640	100.0	13,541,714	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

(5) 品目別販売数量

(単位:kl、%)

区分	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
		構成比		構成比		構成比
清酒	914,024	6.8	858,536	7.2	913,007	6.7
焼酎	1,426,051	10.6	1,309,086	11.0	1,415,270	10.5
ビール	4,367,271	32.4	3,683,779	31.0	4,447,967	32.8
発泡酒	1,050,424	7.8	1,016,074	8.6	1,127,782	8.3
その他の醸造酒	890,284	6.6	717,309	6.0	750,001	5.5
スピリット・リキュール	3,889,677	28.8	3,345,757	28.2	3,806,563	28.1
その他	947,346	7.0	945,099	8.0	1,081,124	8.0
合計	13,485,078	100.0	11,875,640	100.0	13,541,714	100.0

(注) 構成比については、小数点 2 位以下を四捨五入しているため、合計とは一致しない場合がある。

- 1 「酒類卸売業者の概況」(酒類卸売業者実態調査の結果)については、国税庁ホームページに掲載している。
[\(http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/oroshiuri/03.htm\)](http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/oroshiuri/03.htm)
- 2 調査表の回収率は、それぞれ90.3% (平成25年度)、90.0% (平成26年度)、88.5% (平成27年度) である。

17 酒類の表示義務

表示制度の概要

酒類の容器及び包装には、酒税の検査取締上の見地から、当該酒類の品目等、所定の事項を表示することが義務付けられています(酒類業組合法 86 の 5、酒類業組合法施行令 8 の 3)。

また、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、財務大臣は、酒類の製法、品質その他政令で定める事項の表示について必要な基準を定めることができるとされています(酒類業組合法 86 の 6、酒類業組合法施行令 8 の 4)。

目的	表示 内 容	根拠 規定
酒類の 品目等の 表示義務	酒税の保全 <ul style="list-style-type: none">・製造者名・製造場の所在地・内容量・品目・アルコール分・税率適用区分(発泡酒及び雑酒)・発泡性を有する旨及び税率適用区分(その他の発泡性酒類)	酒類業組合法 86 の 5 酒類業組合法施行 令 8 の 3
酒類の 表示基準	酒類の取引 の円滑な運 行及び消費 者の利益に 資するため <ul style="list-style-type: none">・清酒の製法品質表示基準 (平成元年国税庁告示第 8 号)・果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年国税庁告示第 18 号)・酒類における有機の表示基準 (平成 12 年国税庁告示第 7 号)・酒類の地理的表示に関する表示 基準 (平成 27 年国税庁告示第 19 号)・未成年者の飲酒防止に関する表 示基準 (平成元年国税庁告示第 9 号)	酒類業組合法 86 の 6 国税庁告示(※)

※酒類の表示基準を定める権限は、財務大臣から国税庁長官に委任されている(組合法施行規則 20)。

18 清酒の製法品質表示基準

「清酒の製法品質表示基準」（平成元年国税庁告示第8号）が制定された平成元年当時、清酒については、酒造技術の発達や消費の多様化に伴い、吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった製法や品質の異なる様々なタイプの清酒が酒屋さんの店頭で見られるようになりましたが、それらの表示には法的なルールが無かつたため、消費者からどのような品質のものであるかよく分からぬという声が高まっていました。

そこで、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成元年11月に「清酒の製法品質表示基準」が定められ、平成2年4月から適用されています。この表示基準では、①吟醸酒、純米酒、本醸造酒といった特定名称を表示する場合の基準を定めるとともに、全ての清酒について、②清酒の容器等に表示しなければならない事項の基準、③清酒の容器等に任意に表示できる事項の基準、④清酒の容器等に表示してはならない事項の基準が定められ、消費者の商品選択の大きなよりどころとなっています。

清酒の製法品質表示基準（概要）

1 特定名称の清酒の表示

特定名称の清酒とは、吟醸酒、純米酒、本醸造酒をいい、それぞれ所定の要件に該当するものにその名称を表示することができます。

なお、特定名称は、原料、製造方法等の違いによって8種類に分類されます。

特定名称	使用原料	精米歩合	こうじ米の使用割合	香味等の要件
吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
大吟醸酒	米、米こうじ、醸造アルコール	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
純米酒	米、米こうじ	—	15%以上	香味、色沢が良好
純米吟醸酒	米、米こうじ	60%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好
純米大吟醸酒	米、米こうじ	50%以下	15%以上	吟醸造り、固有の香味、色沢が特に良好
特別純米酒	米、米こうじ	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好
本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	70%以下	15%以上	香味、色沢が良好
特別本醸造酒	米、米こうじ、醸造アルコール	60%以下又は特別な製造方法（要説明表示）	15%以上	香味、色沢が特に良好

精米歩合とは

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合をいいます。精米歩合60%というときには、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。

米の胚芽や表層部には、たんぱく質、脂肪、灰分、ビタミンなどが多く含まれ、これらの成分は、清酒の製造に必要な成分ですが、多過ぎると清酒の香りや味を悪くしますので、米を清酒の原料として使うときは、精米によってこれらの成分を少なくした白米を使います。ちなみに、一般家庭で食べている米は、精米歩合

92%程度の白米（玄米の表層部を8%程度削り取ります。）ですが、清酒の原料とする米は、精米歩合75%以下の白米が多く用いられています。特に、特定名称の清酒に使用する白米は、「農産物検査法」（昭和26年法律第144号）に基づく「農産物規格規程」（平成13年農林水産省告示第244号）によって、3等以上に格付けされた玄米又はこれに相当する玄米を精米したものに限られています。

こうじ米とは

こうじ米とは、米こうじ（白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のデン粉を糖化させることができます。）の製造に使用する白米をいいます。

なお、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合（白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいいます。）が、15%以上のものに限られています。

醸造アルコールとは

醸造アルコールとは、デン粉質物や含糖質物を原料として発酵させて蒸留したアルコールをいいます。

もろみにアルコールを適量添加すると、香りが高く、「スッキリした味」となります。更に、アルコールの添加には、清酒の香味を劣化させる乳酸菌（火落菌）の増殖を防止するという効果もあります。

吟醸酒や本醸造酒に使用できる醸造アルコールの重量（アルコール分95度換算の重量によります。）は、白米の重量の10%以下に制限されています。

吟醸造りとは

吟醸造りとは、吟味して醸造することをいい、伝統的に、よりよく精米した白米を低温でゆっくり発酵させ、かすの割合を高くして、特有な芳香（吟香）を有するように醸造することをいいます。

吟醸酒は、吟醸造り専用の優良酵母、原料米の処理、発酵の管理からびん詰・出荷に至るまでの高度に完成された吟醸造り技術の開発普及により商品化が可能となったものです。

2 必要記載事項の表示

清酒には、次の事項を、原則として8ポイント（日本工業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示することになっています。

(1) 原材料名

使用した原材料名を、米、米こうじ、以下、使用量の多い順に記載します。

なお、特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示します。

例えば、本醸造酒であれば次のように記載します。

原材料名	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	68%

(2) 製造時期

次のいずれかの方法で記載します。

製造年月	平成25年10月	製造年月	25. 10
製造年月	2013. 10	製造年月	13. 10

なお、保税地域から引き取る清酒で、製造時期が不明なものにあっては、製造時期に代えて輸入年月を「輸入年月」の文字の後に表示してもよいことになっています。

また、容器の容量が300ml以下の場合には、「年月」の文字を省略してもよいことになっています。

(3) 保存又は飲用上の注意事項

生酒のように製成後一切加熱処理をしないで出荷する清酒には、保存又は飲用上の注意事項を記載します。

(参考)

生酒及び生貯蔵酒以外の清酒は、通常、製成後、貯蔵する前と出荷する前の2回加熱処理をしています。

(4) 原産国名

輸入品の場合に記載します。

(5) 外国産清酒を使用したものの表示

国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、その外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示します。

なお、使用割合については、10%の幅をもって記載してもよいことになっています。

以上のほか、次の事項も必ず表示するよう清酒製造者に表示義務が課されています。

- 製造者の氏名又は名称
- 製造場の所在地（記号で表示してもよいことになっています。）
- 容器の容量
- 清酒（原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒の場合、「日本酒」と表示してもよいことになっています。）
- アルコール分

3 任意記載事項の表示

次に掲げる事項は、それぞれの要件に該当する場合に表示することができます。

(1) 原料米の品種名

表示しようとする原料米の使用割合が50%を超えている場合に、使用割合と併せて、例えば、山田錦100%と表示できます。

(2) 清酒の産地名

その清酒の全部がその産地で醸造されたものである場合に表示できます。したがって、産地が異なるものをブレンドした清酒には産地名を表示できません。

(3) 貯蔵年数

1年以上貯蔵した清酒に、1年未満の端数を切り捨てた年数を表示できます。

(4) 原酒

製成後、水を加えてアルコール分などを調整しない清酒に表示できます。

なお、仕込みごとに若干異なるアルコール分を調整するため、アルコール分1%未満の範囲内で加水調整することは、差し支えないことになっています。

(5) 生酒

製成後、一切加熱処理をしない清酒に表示できます。

(6) 生貯蔵酒

製成後、加熱処理をしないで貯蔵し、出荷の際に加熱処理した清酒に表示できます。

(7) 生一本

一つの製造場だけで醸造した純米酒に表示できます。

(8) 樽酒

木製の樽で貯蔵し、木香のついた清酒に表示できます。

なお、販売する時点では、木製の容器に収容されているかは問いません。

(9) 「極上」、「優良」、「高級」等品質が優れている印象を与える用語

自社に同一の種別又は銘柄の清酒が複数ある場合において、品質が優れているものに表示できます（使用原材料等から客観的に説明できる場合に限ります。）。

なお、これらの用語は、自社の清酒のランク付けとして使用できるもので、他社の清酒と比較するために使用することはできません。

(10) 受賞の記述

国、地方公共団体等の公的機関から受賞した場合に、その清酒に表示できます。

上記以外の事項については、事実に基づき別途説明表示する場合に限り表示しても差し支えないことになっています。

4 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはいけません。

(1) 清酒の製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語

(2) 官公序御用達又はこれに類似する用語

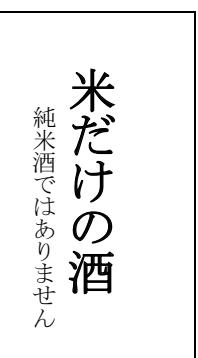
(3) 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語

※ ただし、特定名称に類似する用語の表示の近接する場所に、原則として8ポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えありません。

なお、この説明表示は、消費者の商品選択に資するために設けられたものですので、8ポイントの活字以上の大きさで表示してあればそれでよいということではなく、特定名称に類似する用語の表示とバランスのとれた大きさの文字とするなど、消費者の方が特定名称の清酒に該当しないと明確に分かる大きさの文字とする必要があります。

例えば、純米酒の製法品質の要件に該当しない清酒に、純米酒に類似する用語

（例：「米だけの酒」）を表示する場合には、次のように純米酒に該当しないことが明確に分かる説明表示をしなければなりません。



19 果実酒等の製法品質表示基準

1 制定の経緯等

国内における酒類の消費が伸び悩む中で、ワインについては国内製造分も含めて消費が拡大しています。特に国産ぶどうのみから造られる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場しています。また、地域振興、6次産業化などを通じて、新たな「日本ワイン」造りへの参入も期待できます。

ワインはEUを中心に古くから国際貿易の主要な产品として取引されています。ワインのラベル表示はその出所や品質の判断要素として重要視されており、EUを始め、アメリカやオーストラリアなど多くの国において公的なワインの表示に関するルールが定められています。

他方、国内においては「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、ワインのラベル表示に関する公的なルールもなかったため、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン等）の違いが分かりにくいという問題がありました。

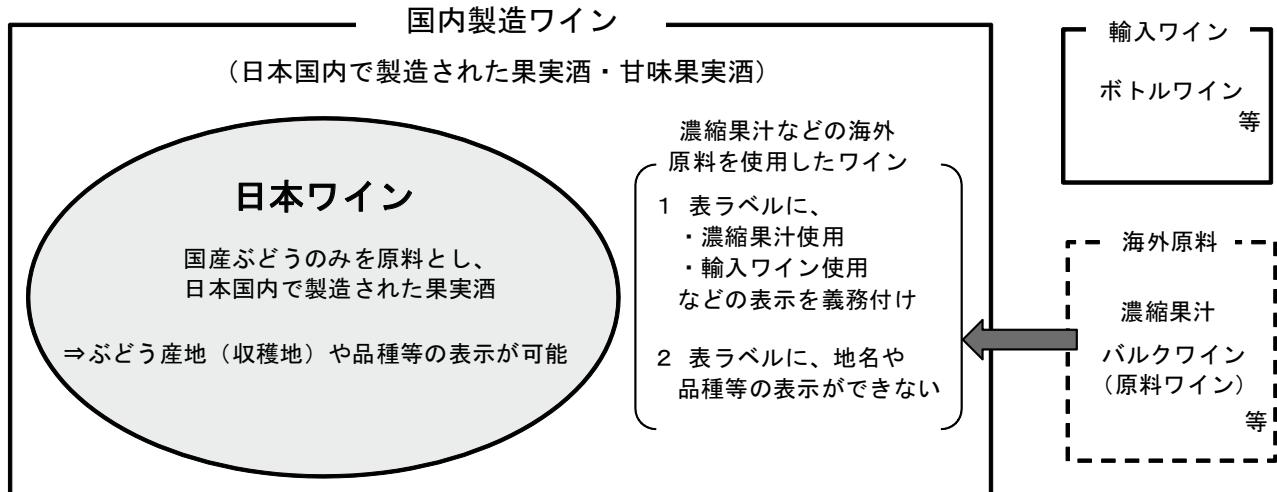
こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の国際的な認知の向上、消費者にとって分かりやすい表示といった観点から、国際的なルールを踏まえたワインの表示のルールを定めることとし、国税審議会の答申を受け、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年国税庁告示第18号）（以下「表示基準」といいます。）を平成27年10月に定め、平成30年10月から適用を開始することとされています。

2 表示基準の概要

日本ワイン

日本ワインとは、国内で収穫されたぶどうのみを使用し、日本国内で製造された果実酒のことをいいます。

表示基準では、国内で製造された「国内製造ワイン」と輸入された「輸入ワイン」とで区分し、さらに国内製造ワインのうち、国内で収穫されたぶどうのみを原料とした果実酒を「日本ワイン」に区分しています。



「日本ワイン」の表示

日本ワインには、一括表示欄に「日本ワイン」と表示する必要があります。また、一括表示欄以外の場所には、任意で表示することができます。

地名の表示

日本ワインに限り、次に掲げる地名を表示することができます。

- イ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が同一である場合の産地名
- ロ 産地で収穫されたぶどうを85%以上使用し、収穫地と醸造地が異なる場合のぶどうの収穫地名
- ハ 産地で収穫されたぶどうの使用が85%未満である場合のワインの醸造地名

なお、日本ワイン以外の国内製造ワインであっても、一括表示欄には原材料の原産地名としてぶどうの収穫地を表示することはできることとしています。

ぶどうの品種名の表示

国内製造ワインの原料として使用したぶどうの品種名については、次に掲げる品種名を表示することができます。ただし、一括表示欄以外への表示は、日本ワインに限り表示できることとしています。

- イ 単一品種を85%以上使用している場合の单一品種名
- ロ 2品種の合計で85%以上使用しており、かつ使用量の多い順に表示する場合の2つの品種名
- ハ 3品種以上の合計で85%以上使用しており、それぞれの使用量の割合を併記し、かつ使用量の多い順に表示する場合のそれぞれの品種名

ぶどうの収穫年の表示

日本ワインに限り、同一収穫年のぶどうを85%以上原料として使用している場合に、その収穫年を表示することができます。

原材料名の表示

国内製造ワインには、一括表示欄に原材料名を表示する必要があります。

原材料名は、①果実、②濃縮果汁、③輸入ワイン及び④国内製造ワインの区分により、使用量の多い順に表示することとしています。なお、④についてはその国内製造ワインの原材料を①～③とみなして表示することとしています。

特定の原材料を使用した旨の表示

国内製造ワインのうち濃縮果汁又は輸入ワインを原材料に使用したものについては、主たる商標を表示する側に10.5ポイント（日本工業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で、その原材料を使用したことの表示を行う必要があります。

原産国名の表示

輸入ワインには、一括表示欄に原産国名を表示する必要があります。

適用時期

平成30年10月30日以降に酒類製造場等から移出する果実酒等に適用することとしています。

また、適用の日前（平成30年10月29日まで）に容器に詰められた果実酒等については、この表示基準を適用しないこととしています。

20 酒類における有機の表示基準

「酒類における有機の表示基準」（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）は、有機米使用清酒、オーガニックビール等といった「有機等」の表示を行っている酒類が市場に流通していることから、消費者の適切な商品選択に資するため、中央酒類審議会（現：国税審議会）の答申を受け、平成12年に定め、平成13年4月から適用しています。

この表示基準は、有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機農畜産物加工酒類及び有機加工食品として格付けされた食品添加物（以下「有機農畜産物等」といいます。）を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」（以下「有機等」といいます。）の表示について、「有機加工食品の日本農林規格（JAS規格）」（平成17年農林水産省告示第1606号）に倣り定めています。

酒類における有機の表示基準（概要）

1 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示

次の基準を全て満たす酒類（有機農畜産物加工酒類）については、酒類の容器又は包装に有機等の表示をすることができます。

(1) 原材料及び使用割合

- ・ 使用する原材料は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」（昭和25年法律第175号）に基づく格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物であること。
- ・ 有機農畜産物等の重量の割合が95%以上であること。
- ・ 食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。

(2) 製造その他の工程に係る管理

製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。

(3) 品目の表示

- ・ 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」（有機畜産物を原材料として使用していないものに限ります。）と表示されていること。
- ・ 「（有機農畜産物加工酒類）」又は「（有機農産物加工酒類）」の表示の文字の書体及び大きさは、酒類の品目の表示の文字と同じであること。

なお、我が国のJAS法に規定する格付制度と同等の制度を有する諸外国から輸入される酒類については、一定の要件の下に、上記(1)及び(2)の基準を満たすものとして取り扱います。

2 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示

有機農畜産物等を原材料に使用した有機農畜産物加工酒類以外の酒類については、次の要件を全て満たしている場合に、有機農畜産物等を原材料に使用していることの表示をすることができます。

(1) 酒類の品目の表示に併せて「（有機農畜産物○%使用）」と表示されていること。

(2) 有機農畜産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。

(3) 有機農畜産物等の使用表示に使用する文字は、次によること。

イ 有機農畜産物等の使用割合が50%以上のものは、商品名の文字の活字のポイント（日本工業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいいます。以下同じ。）よりも小さいものであること。

ロ 有機農畜産物等の使用割合が50%未満のものは、未成年者飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないものであること。

(参考)酒類における有機の表示例

1 有機農産物加工酒類の場合

お酒は二十歳になつてから

原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 60%
製造者 ○○県○○市1-1-1 △△酒造株式会社
内容量 360ml
アルコール分 15度以上 16度未満
製造年月 平成30年3月

○
○ 正宗

清酒 (有機農産物加工酒類)⁽¹⁾

有機純米吟醸酒

【製造等の要件】

(原材料)
有機JAS格付の有機農産物等を95%以上使用

(添加物)
製造に必要な最小限度量

(製造工程管理)
物理的又は生物の機能を利用した製造の方法による等の一定の条件を満たす

【表示の要件】

(1) 品目表示に併せて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。

2 有機農産物等を原材料に使用している場合 (有機農産物等の使用表示)

お酒は二十歳になつてから⁽³⁾

原材料名 米(国産)、米こうじ(国産米) 精米歩合 60%
製造者 ○○県○○市1-1-1 △△酒造株式会社
内容量 360ml
アルコール分 15度以上 16度未満
製造年月 平成30年3月

○
○ 正宗

清酒 (有機農産物 80% 使用)⁽²⁾

純米吟醸酒

【製造等の要件】

(原材料)
有機JAS格付の有機農産物等を使用

【表示の要件】

(1) 品目表示に併せて「(有機農産物 80% 使用)」と表示されていること。

(2) 「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称(純米吟醸酒)又は商品名(○○正宗)と一体的でないこと。

(3) 有機農産物等の使用割合が50%以上であるので、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、商品名の文字の活字のポイントよりも小さいものであること。

・ 有機農産物等の使用割合が50%未満である場合は、「有機米使用」の文字の活字のポイントが、未成年者飲酒防止に関する表示等の文字の活字のポイントを超えないようにする必要があります。

21 酒類の地理的表示に関する表示基準

1 地理的表示制度について

ヨーロッパのワイン法を起源とする地理的表示(Geographical Indication : GI)制度は、酒類や農産品において、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該商品の地理的な産地に主として帰せられる場合において、その産地名（地域ブランド）を独占的に名乗ることができる制度です。

地理的表示に指定されると、商品の原料、製法や品質基準が明確になり、一定の品質を満たさない商品の地域ブランドへの「ただ乗り」防止によるブランド価値の向上が期待できるほか、国際交渉を通じて、外国に対しても地理的表示を名乗った模造品等の取締りを求めるようになります。

2 制定の経緯等

WTO（世界貿易機関）協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）においては、地理的表示が知的所有権の一つであると定義され、産地の虚偽表示や真正の産地以外を産地とするものであると消費者が誤認するような表示の使用が禁止されました。さらに、ぶどう酒又は蒸留酒については、地理的表示により表示される場所を産地としないものについて、その真正の産地が表示される場合や、「種類」、「型」等の表現を伴う場合など、消費者が誤認しないような表示であっても、その地理的表示の使用が禁止されました。WTO加盟国には地理的表示の保護に関して、利害関係を有する者に対する法的手段の確保、又は行政上の措置による実施の確保が義務付けられています。

日本においては、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の規定に基づき「地理的表示に関する表示基準」（平成6年国税庁告示第4号）（以下「旧表示基準」といいます。）を平成6年12月に定め、行政上の措置によりぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示の保護を行ってきました。また、平成17年9月には、清酒の地域ブランド確立に向けた体制の整備を図るため、旧表示基準の一部を改正して清酒の地理的表示の保護を行うこととしました。

しかし、旧表示基準では地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進まなかつたという状況を踏まえ、日本産酒類のブランド価値の向上や輸出促進の観点から、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者に分かりやすい統一的な表示のルール化等の制度の体系化のため、平成27年10月に全ての酒類を対象とした「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年国税庁告示第19号）（以下「表示基準」といいます。）を新たに定めました。これに伴い、旧表示基準に基づいて指定されていたものについては、表示基準にのっとった内容となるよう見直しを実施しました。

3 表示基準の概要

酒類の地理的表示

酒類の地理的表示とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類がWTO加盟国の領域又はその領域内の地

域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、国税庁長官が指定するもの又は日本国以外のWTO加盟国において保護されるものをいいます。

国内における酒類の地理的表示としては、平成7年6月に「壱岐」、「球磨」、「琉球」を、平成17年12月に「薩摩」及び「白山」を、平成25年7月に「山梨」を、平成27年12月に「日本酒」を、平成28年12月に「山形」を指定しています。

※ 日本国以外のWTO加盟国の地理的表示を保護するに当たっては、国税庁長官が交渉等を通じて確認することとしています。

(1) 国税庁長官が指定した地理的表示

名称	指定した日 (変更した日)	産地の範囲	酒類区分
壱岐	平成7年6月30日 (平成30年2月27日)	長崎県壱岐市	蒸留酒
球磨	平成7年6月30日 (平成30年2月27日)	熊本県球磨郡及び人吉市	蒸留酒
琉球	平成7年6月30日 (平成30年2月27日)	沖縄県	蒸留酒
薩摩	平成17年12月22日 (平成30年2月27日)	鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く。)	蒸留酒
白山	平成17年12月22日 (平成29年11月20日)	石川県白山市	清酒
山梨	平成25年7月16日 (平成29年6月26日)	山梨県	ぶどう酒
日本酒	平成27年12月25日	日本国	清酒
山形	平成28年12月16日	山形県	清酒

(2) 保護に当たって交渉等を通じて確認した地理的表示の状況

イ 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

(平成17年4月1日発効)

メキシコ合衆国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	テキーラ/Tequila	蒸留酒
球磨	蒸留酒	メスカル/Mezcal	蒸留酒
琉球	蒸留酒	ソトール/Sotol	蒸留酒
薩摩	蒸留酒	バカノラ/Bacanora	蒸留酒
		チャランダ/Charanda	蒸留酒

口 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定

(平成19年9月3日発効)

チリ共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
薩摩	蒸留酒	チリ産ピスコ/Pisco Chileno (Chilean Pisco)	蒸留酒

ハ 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

(平成24年3月1日発効)

ペルー共和国で保護		日本国で保護	
名称	酒類区分	名称	酒類区分
壱岐	蒸留酒	ピスコ・ペルー/Pisco Perú (Pisco Peru)	蒸留酒
球磨	蒸留酒		
琉球	蒸留酒		
薩摩	蒸留酒		

地理的表示の保護の内容

地理的表示の名称は、当該地理的表示の産地以外を産地とする酒類及び当該地理的表示に係る生産基準を満たさない酒類について使用することができません。

また、当該酒類の真正の産地として使用する場合又は地理的表示の名称が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合においても、同様に使用することはできません（例えば、長崎県壱岐市以外で製造された焼酎に「焼酎壱岐タイプ」、「壱岐風焼酎」などと表示することはできません。）。

なお、地理的表示は「ぶどう酒」、「蒸留酒」、「清酒」又は「その他の酒類」の酒類区分ごとに指定等することとしており、地理的表示の酒類区分と異なる酒類区分での使用は禁止されません（例えば、ぶどう酒の地理的表示である「山梨」を清酒に使用する場合。）。

地理的表示の使用

地理的表示の使用とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいいます。

- イ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為
- ロ 酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
- ハ 酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

地理的表示であることを明らかにする表示

消費者が、酒類のラベル表示から地理的表示制度に基づいた酒類であるかどうかを区別できるよう、消費者に分かりやすい統一的な表示のルールとして、酒類の容器又は包装に地理的表示を使用する場合は、使用した地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「G I」の文字を併せて使用することとしています。

なお、地理的表示を使用していない酒類には、「地理的表示」等の文字を使用することはできません。

※ 地理的表示「日本酒」については、これらの文字を併せて使用しなくてもよいこととしています。

適用除外

次に掲げる場合には、地理的表示の保護の規定が適用されません。

- イ 日本国以外のWTO加盟国のがぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を、平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に善意で、ぶどう酒又は蒸留酒の商標として日本国内で継続して使用してきた場合
- ロ 地理的表示の指定より先に商標登録出願された登録商標を使用する場合
- ハ 国税庁長官が地理的表示の保護の規定を適用しないものとして公示した商標その他の表示を使用する場合
- ニ 自然人の氏名又は法人の名称、酒類製造業者の製造場又は酒類販売業者の販売場の所在地、酒類の原料の産地として使用する場合（公衆が地理的表示と誤認するような方法で使用する場合を除く）

22 未成年者の飲酒防止に関する表示基準

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年国税庁告示第9号。以下「表示基準」といいます。)は、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、未成年者の飲酒防止のための対応が必要とされたことから、中央酒類審議会(現:国税審議会)の答申を受け、平成元年11月に定められ、平成2年4月から適用されました。

平成元年の制定時においては、酒類の自動販売機に対する表示について定められたものですが、平成6年10月の中央酒類審議会報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について(中間報告)」等において、個々の事業者の判断により自主的に行われてきた酒類容器への未成年者飲酒防止の注意表示を全酒類に拡大すべきとの提言があったことから、中央酒類審議会の答申を受け、平成9年2月に表示基準の一部が改正(平成9年国税庁告示第3号)され、同年7月から適用されています。

酒類小売業免許に係る規制緩和の進展に伴い、多様な業種・業態の者の参入が進み、酒類と他の商品を同じ販売場内で販売するケースが増えるなど、酒類へのアクセス機会が増加してきており、酒類小売業者に対する酒類の適正な販売管理に対する社会的な要請が高まっていることを踏まえ、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、平成15年6月に表示基準の一部が改正(平成15年国税庁告示第4号)され、同年9月から適用されています。

酒類の陳列場所の表示については、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止するため、より説得力・実効性のある表示とするため、平成17年9月に表示基準の一部が改正(平成17年国税庁告示第22号)され、同年10月から適用されています。

未成年者の飲酒防止に関する表示基準(概要)

1 酒類の容器等に対する表示

- (1) 酒類の容器又は包装(以下「容器等」といいます。)には、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示しなければなりません。
- (2) (1)の表示は、容器等の見やすい所に、6ポイント(日本工業規格Z8305(1962)に規定するポイントをいいます。以下同じ。)の活字以上(容量360ml以下の場合は5.5ポイントの活字以上)の大きさの統一のとれた日本文字で、明瞭に表示しなければなりません。

なお、①専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの、②内容量が50ml以下のもの又は③調味料として用いられること若しくは薬用であることが明らかな酒類の容器等については、当該表示を省略することができます。

2 酒類の陳列場所における表示

- (1) 酒類小売販売場においては、酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示しなければなりません。

- (2) (1)の表示は、酒類の陳列場所に、100ポイントの活字以上の大きさの日本文字で明瞭に表示しなければなりません。

3 酒類の自動販売機に対する表示

酒類の自動販売機には、次の事項を自動販売機の前面の見やすい所に、統一のとれた日本文字で夜間でも判読できるよう明瞭に表示しなければなりません。

- (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨（57ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
- (2) 免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号（20ポイントの活字以上の大きさ）
- (3) 販売停止時間（42ポイントの活字以上の大きさのゴシック体）
「午後11時から翌日午前5時まで販売を停止している」旨

4 酒類の通信販売における表示

酒類小売販売場において酒類の通信販売を行う場合には、次の事項を10ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字で表示しなければなりません。

- (1) 酒類に関する広告又はカタログ等（インターネット等によるものを含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (2) 酒類の購入申込者が記載する申込書等の書類（インターネット等により申込みを受ける場合には申込みに関する画面）
申込者の年齢記載欄を設けた上で、その近接する場所に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨
- (3) 酒類の購入者に交付する納品書等の書類（インターネット等による通知を含みます。）
「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨

23 酒類の表示の基準における重要基準

「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」といいます。）第86条の6第1項及び同法施行令（昭和28年政令第28号）第8条の4の規定により、財務大臣は、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他これらに類する事項、未成年者の飲酒防止に関する事項及び酒類の消費と健康との関係に関する事項の表示について、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができるとされており、現在、5つの表示基準が定められています。

更に、酒類業組合法第86条の7の規定により、財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができるとされており、この規定に基づき「酒類の表示の基準における重要基準」（平成15年12月国税庁告示第15号）が定められています。

※ 重要基準に違反していると認められるときは、酒類業組合法第86条の6第3項、第86条の7及び第98条第2号の規定により、重要基準に違反している個々の酒類業者に対して、その基準を遵守すべきことを個別に指示した上で、指示に従わなかった場合に命令を行い、更に、命令に違反した場合に罰則を課すこととされています。

酒類の表示の基準における重要基準を定める件（概要）

- (1) 「清酒の製法品質表示基準」（平成元年11月国税庁告示第8号）のうち、
 - ① 特定名称（吟醸酒など）を容器等に表示する場合の基準
 - ② 原材料名など容器等に表示しなければならない事項の基準
 - ③ 最上級を意味する用語など容器等に表示してはならない禁止事項の基準
- (2) 「果実酒等の製法品質表示基準」（平成27年10月国税庁告示第18号）のうち、
 - ① 記載事項の表示に関する基準
 - ② 特定の原材料を使用した旨の表示に関する基準
 - ③ 地名の表示に関する基準
 - ④ ぶどうの品種名及び収穫年の表示に関する基準
- (3) 「酒類における有機の表示基準」（平成12年12月国税庁告示第7号）のうち、
 - ① 有機農畜産物加工酒類における有機等の表示の基準
 - ② 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
 - ③ 有機農畜産物加工酒類の名称等の表示の基準
 - ④ 有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示の基準
- (4) 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号）のうち、
地理的表示の保護に関する事項の基準
- (5) 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（平成元年11月国税庁告示第9号）のうち、
 - ① 酒類の容器又は包装に対する表示の基準
 - ② 酒類の陳列場所における表示の基準
 - ③ 酒類の自動販売機に対する表示の基準
 - ④ 酒類の通信販売における表示の基準

24 酒類容器等の3R(スリーアール)の推進

近年、廃棄物の減量化、再資源化を通じて地球環境の保全を図ろうとする動きが世界的に高まりを見せており、我が国においても3Rの推進など環境保全に関する施策が強く求められています。

国税庁は、酒類業界の健全な発達を目的として、酒類業者が「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）等の環境関係法令に適切に対応するよう、消費者に対する啓発や酒類業者に対する指導啓発等を行っています。

また、酒類業界においては、経済システム、消費構造の変化を踏まえるとともに、3R、需要振興及び物流合理化といった様々な観点からどのような容器が酒類業界の発展に寄与するかを検討するため、平成10年9月に生販三層の関係者で構成する「酒類容器等に関する協議会」を発足し、平成11年4月に「酒類業界における当面のリサイクル推進のため採りうる方策」を取りまとめ、次のとおり酒類容器等の3Rに取り組んでいます。

リターナブルびん利用促進への取組

◇ ビールびんや一升びん等のリユース

- ・ ビールびんや一升びん等は小売店等を通して回収され、リユースされています。これらの中には、自主回収率がおおむね90%に達するものとして容器包装リサイクル法に基づく自主回収の認定を受けている回収率の高いものもあります。

◇ 清酒用500ml及び300mlのリターナブル用規格統一びん（Rびん）の開発・導入

- ・ 日本酒造組合中央会が、平成4年に500mlのRびんを、平成14年に300mlのRびんを開発、導入しています。
- ・ 平成20年4月から、一部地域で清酒製造業者、販売店等が協力して、Rびんをはじめとした清酒びんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 清酒用720mlのRびんの開発・導入

- ・ びん製造業者で作る団体が平成11年に720mlのRびんを開発し、一部の清酒製造業者が導入しています。

◇ プラスチックコンテナー（P箱）の開発・導入

- ・ 清酒製造業者と流通業界が協力し、昭和48年に一升びん輸送用のP箱を開発、導入しています。
- ・ 一部の焼酎製造業者において、平成4年に焼酎の一升びん用のP箱を開発、導入しています。

◇ 焼酎用900mlのRびんのリユースシステムの構築

- ・ 一部の焼酎製造業者がびん製造業者等とともに、900mlのRびんのリユースシステムの構築に取り組んでいます。

○ 3R（「さんアール」や「スリーアール」といわれます。）

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字のRのこと、循環型社会形成推進基本法においては、この順番が優先順位とされています。

資源の回収、有効利用への取組

◇ 店頭回収、回収業者への引渡し等の活動

- ・ 一部の小売酒販組合において、地域住民等と協力すること等により、空びんや段ボール等の回収活動を行っています。
- ・ 一部の小売店において、リターナブルびん、アルミ缶などの回収量に応じて買い物に使用できるポイントを付与すること等により、資源回収の促進に取り組んでいます。

◇ 酒パックの回収活動

- ・ 一部の小売店において、リサイクルに取り組む市民団体による酒パックの店頭回収活動に参加・協力しています。
- ・ 一部の酒類製造業者と酒パック製造業者において、酒パックのリサイクルシステムの構築に取り組んでいます。

◇ 材質表示の取組

- ・ 資源有効利用促進法では容器包装に1か所以上の材質表示が義務付けられています（国産のビール系飲料等、一部の酒類の缶には2か所に表示されています。）。



PET

各製造業者にみられる様々な3Rの取組

◇ ガラスびんの軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、ビールびん（大びん）を605gから475gへ軽量化しています。

◇ アルミ缶の軽量化

- ・ 大手ビール製造業者が、アルミ缶を軽量化しています。

◇ ペットボトルの軽量化

- ・ 大手焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトルを軽量化しています。

◇ 果実酒用びんなどのリユース

- ・ 一部の清酒製造業者が、果実酒用びんなどのリユースを目的として、自社の清酒を果実酒用びんなどに詰めて販売しています。

◇ ペットボトルのリユース

- ・ 一部の焼酎製造業者が、焼酎用のペットボトル（主に料飲食店向け製品）のリユースに取り組んでいます。

◇ 色の混在するカレットを利用したエコボトルの採用

- ・ 大手洋酒製造業者が、「込みカレット」（色が混在したガラスクズ）を原料とした果実酒用びんを使用しています。

◇ 無色びんへの切り替え

- ・ 一部の洋酒製造業者及び輸入業者が、果実酒用びんをリサイクルの用途が多様な無色びんへ切り換えてています。

25 未成年者の飲酒防止等に関する取組等

国税庁では、アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、より良い飲酒環境を形成して、消費者利益と酒類業の健全な発達を期する観点から、従来から、酒類業界に対し未成年者飲酒防止に配意した販売や広告、宣伝を行うよう要請するなど、所要の措置を講じてきています。

また、酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、総務省、公正取引委員会、国税庁、文部科学省及び厚生労働省）において、平成12年8月に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、その施策の実施を図っています。

平成15年5月に酒類業組合法が改正され、同年9月からは、酒類小売販売場における適正な販売管理の確保を図るため、酒類小売業者に対し、販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付け、従業員が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守して業務を実施するために必要な助言・指導を行わせるとともに、当該販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう努めなければならないこととしました。

この酒類販売管理研修については、平成28年6月に改正された酒類業組合法により義務化が図られ、平成29年6月からは、酒類小売業者は、過去3年以内に酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任するとともに、当該販売管理者に3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければならないこととなりました。

《業界団体への要請等》

- 1 警察庁及び厚生労働省と共同で、酒類小売業界に対し、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請（平成12年12月）
- 2 平成13年12月の未成年者飲酒禁止法の一部改正を受けて、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界に対して、「未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の撤廃及び設置した改良型酒類自動販売機の適切な管理」をはじめとする7項目の取組を指導・要請（平成13年12月）
- 3 未成年者飲酒禁止法が改正された平成13年当時に比して同法違反の検挙件数が増加し、高水準で推移していることに鑑み、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して「酒類自動販売機の適正な管理」をはじめとする4項目の取組を要請（平成22年7月）
- 4 「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、同法に基づき、「アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月31日閣議決定）」が策定されたことを受け、関係省庁（警察庁及び厚生労働省）と共同して、酒類小売業界等に対して未成年者飲酒防止のための取組を徹底するよう要請（平成28年7月）

《自動販売機》

- 1 自動販売機のみの酒類小売業免許は付与しないよう措置（昭和48年～）
- 2 自動販売機による酒類の深夜販売（23時00分～翌日5時00分）の自粛を指導（昭和52年～）
- 3 酒類自動販売機に次の事項を表示することを義務付け（平成元年～）
 - (1) 未成年者の飲酒は法律で禁止されている旨
 - (2) 管理責任者の氏名、連絡先の住所及び電話番号（平成15年9月以降は、免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名並びに連絡先の所在地及び電話番号を表示するよう改正）
 - (3) 販売停止時間
- 4 平成6年10月の中央酒類審議会の中間報告「アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方について」等を踏まえて、全国小売酒販組合中央会が現行の酒類自動販売機を平成12年5月までに撤廃することを決議（平成7年5月）したことを受け、「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、現行の酒類自動販売機の平成12年5月を目指とした撤去及び新たに設置する場合には改良型

自動販売機以外は設置しないよう指導（平成 7 年～）

- 5 新たに酒類小売業免許を付与する場合には、酒類自動販売機を設置しないよう指導（平成 11 年度～）
- 6 現行の酒類自動販売機の撤廃について改めて指導するとともに（平成 12 年 5 月）、酒類自動販売機の撤廃状況を調査し、その結果を毎年公表（平成 12 年 9 月～）

《対面販売》

- 1 対面販売の励行などに関し必要な助言と指導を実施（平成 9 年 3 月～）
- 2 未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して酒類を購入しないよう、酒類と清涼飲料との分離陳列の実施を指導（平成 9 年 3 月～）
- 3 未成年者への販売を防止するため、酒類を販売する場合には未成年者と思われる者に対して年齢確認を実施するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 4 未成年者が夜間に酒類を購入することを防止するため、未成年者の酒類の購入を責任を持って防止できる者を配置し、夜間における酒類の販売体制を整備するよう必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 5 年齢確認の実施をはじめとする取組を推進していくためには、酒類販売に従事する者が酒類の特性を理解することが必要であることから、小売酒販組合等に対して、傘下組合員等を対象とした「酒類の販売方法等に関する研修」の実施について必要な助言と指導を実施（平成 10 年 4 月～）
- 6 販売責任者が「未成年者飲酒防止に係る誓約書」を酒類販売場の所轄税務署長に提出するよう指導（平成 13 年 4 月～）（平成 15 年 9 月以降は、酒類小売業者は酒類販売管理者を選任し、所轄税務署長に「酒類販売管理者選任届出書」を提出するよう改正）

《容器等への注意表示》

- 1 酒類に対する適正な表示などを実施するため、次の事項を指導（昭和 59 年～）
 - (1) 容器には酒類であることが明瞭に判読することができる方法で表示
 - (2) 酒類を店頭及び自動販売機に陳列する際には、酒類である旨の表示を前面にするよう配意
 - (3) 自動販売機による販売に当たっては、酒類と清涼飲料とを混在しないよう配意
- 2 酒類の容器に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 9 年 7 月～）
- 3 日本洋酒酒造組合において、低アルコールリキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示に「酒マーク」を表示することや、色彩、絵柄等に配慮すること等の自主基準を制定（平成 12 年 6 月～）
- 4 酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨及び「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を義務付け（平成 15 年 9 月～）
- 5 酒類の陳列場所における表示について、より確実に未成年者の酒類の購入を防止するため、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示を「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改正（平成 17 年 10 月～）
- 6 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止するため、容器又は包装の表示の色彩、絵柄等に配慮することや、アルコール度 10 度未満の酒類の容器に、「酒マーク」を表示することについての自主基準を制定（平成 23 年 6 月～）
- 7 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、ノンアルコール飲料（アルコール度数 0.00% で、味わいが酒類に類似しており、満 20 歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているもの）の容器について、20 歳以上を対象としている旨を表示し、既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠を使用しないこととし、自主基準を改正（平成 24 年 11 月～）

【参考】酒マークのイメージ図（一例）
350ml 未満（20 ポイント活字）

(1) 円形



(2) 楕円形



《啓発活動》

- 1 警察庁と協力して、未成年者の飲酒が禁止されている旨のステッカーを全国の酒販店の店頭に貼付するなどを指導（平成4年3月～）
- 2 社団法人アルコール健康医学協会、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省及び総務省と共同で未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成し、酒販店の店頭のほか、公共施設等に掲示（平成8年9月～）
- 3 平成14年以降毎年4月が「未成年者飲酒防止強調月間」とされたことを受け、関係省庁及び各業界団体と協力して、酒販店の店頭のほか、中学校、高校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなどの広報活動を推進（平成14年4月～）
- 4 平成16年以降「未成年がお酒を飲んではいけない5つの理由」「お酒について知りたいこと」を作成し、教育機関等に配付（平成16年2月～）
- 5 ビール酒造組合において、未成年者飲酒防止教育学校コンクール（平成28年までは未成年者飲酒防止ポスター、スローガン、学校賞募集キャンペーン）を実施（平成14年～）
- 6 全国小売酒販組合中央会において、「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を毎年4月に開催（平成21年4月～）
- 7 全国小売酒販青年協議会において、小売酒販店向け「年齢確認ハンドブック」を作成（平成16年～）

《広告宣伝》

- 1 酒類業界（飲酒に関する連絡協議会）において、酒類の広告宣伝に関して次のような自主基準を制定（昭和63年12月制定：最終改正：平成28年7月。）
 - (1) 新聞、雑誌、ポスター、テレビ、ラジオ、インターネット、消費者向けチラシ（パンフレット類を含む。）を媒体とする広告宣伝に関し、「お酒は二十歳になってから」などの注意表示を行う。
 - (2) 未成年者の飲酒を推奨、連想、誘引する表現は行わない。
 - (3) 未成年者を対象としたテレビ番組、ラジオ番組、新聞、雑誌、インターネット、チラシには広告を行わない。
 - (4) テレビ広告において、25歳未満の者を広告のモデルに使用しない。また、25歳以上であっても、25歳未満に見えるような表現は行わない。
 - (5) 酒類を清涼飲料と誤認させる表現は行わない。
 - (6) 未成年者を対象としたキャンペーンは行わない。
 - (7) 公共交通機関には、車体広告、車内独占広告等の広告は行わない。
 - (8) 小学校、中学校、高等学校の周辺100m以内に、屋外の張替式大型商品広告板は設置しない。
 - (9) 過度な飲酒、「イッキ飲み」等飲酒の無理強いにつながる表現、テレビ広告での喉元を通る「ゴクゴク」等の効果音やお酒を飲むシーンについて喉元アップの描写はしない。
 - (10) 5時00分～18時00分までの時間帯にはテレビ広告を行わない。

〔未成年者飲酒防止啓発ポスターや酒類自動販売機の設置状況などについては国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>)に掲載している。〕

26 未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱

平成12年8月30日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁等連絡協議会決定

酒類販売に係る需給調整規制の廃止に伴い、未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁においては、既に着手している施策の徹底を図るとともに、下記のとおり、新たな施策に速やかに取り組み、その徹底を図ることとする。

記

1 未成年者の飲酒防止等対策

(1) 販売体制、販売方法等

- ① 未成年者飲酒防止に関する関係業界の取組状況等についてフォローアップ調査を実施する。
- ② 酒販店等に対し、未成年者飲酒防止について、関係省庁が連携して指導を行う。
- ③ 酒販店等に対し、酒類販売業免許の付与後においても、定期的（1年ごと）に販売責任者を把握し、適切に酒類の販売を行うよう指導する。
なお、酒類小売業免許の審査に当たり、申請者が実質的経営者であるかどうかの点を含め、その資格要件についての審査の徹底を図るものとする。
- ④ 酒類の深夜販売の体制の改善・整備について関係業界に検討を要請する。
これに関連し、深夜における年齢確認の励行等の徹底方策の充実についても関係業界に検討を要請し、かつ、関係省庁による積極的な指導を行う。
- ⑤ 酒販店等の経営者、従業員等に対する新たな研修システムについて関係業界に検討を要請する。
- ⑥ 平成7年5月の全国小売酒販組合中央会の酒類自動販売機の撤廃決議が遵守されるよう、同中央会を指導するとともに、酒類自動販売機の撤廃状況等について実態調査を行い、結果を公表する。
- ⑦ 平成10年4月に国税庁が要請した年齢確認の徹底などの具体的な取組に関し、国税局及び税務署を通じて積極的な指導を行う。
- ⑧ 酒類と清涼飲料の明確な分離陳列の徹底を図ることとし、特に清涼飲料的な酒類については、関係業界に対し特段の配慮を要請する。
- ⑨ 酒類と清涼飲料との誤認を防止する観点から、関係業界に対し表示の適正化を要請する。
- ⑩ 広告宣伝に関する自主規制のフォローアップと内容強化の検討を関係業界に対し要請する。

(2) 取締りの強化等

- ① 未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）及び青少年保護育成条例に基づき厳正な取締りを行う。
- ② 警察、教師、少年補導委員、少年警察ボランティア等による補導体制の強化を図る。
- ③ 地域のボランティア活動等における効果的な飲酒防止活動のための活動プログラムを策定する。
- ④ 飲食店営業者団体等に対し、法令遵守の徹底を要請する。

(3) 意識啓発の推進

- ① 平成12年度からの学習指導要領の移行措置期間においても、小学校の体育科で、新たに、低年齢からの飲酒は特に害が大きいことや、未成年の飲酒は法律によって禁止されていることなどを盛り込み、飲酒防止に関する内容が指導されるよう教育委員会等に要請する。

- ② 各学校に対し児童生徒に対する飲酒防止に関する指導の強化を要請する。
- ③ 各学校におけるアルコールと健康についての教材用ビデオの活用を推進する。
- ④ 喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導用ビデオを作成し、全国の小学校、中学校及び高等学校に配付する。
- ⑤ 飲酒防止に関する指導について、教師と保護者の懇談の場を通じて保護者への働きかけを行う。
- ⑥ 児童生徒の喫煙、飲酒及び薬物に対する意識調査並びに喫煙、飲酒及び薬物乱用防止に関する指導状況調査を実施する。
- ⑦ 未成年者飲酒防止に関する知識の啓発を図る観点から、未成年者飲酒禁止啓発ポスターを作成・配付する。
- ⑧ アルコールと健康に関する正しい知識の普及を図るために、ポスター及びパンフレットの作成・配付を行うとともに、インターネット（厚生労働省ホームページ等）を用いた情報提供を行う。
- ⑨ アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒の防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催する。
- ⑩ 未成年者飲酒防止強調月間を設け、全国的な広報啓発活動を行う。
- ⑪ 公民館等において地域住民を対象とする定期的な講習会等を実施する。
- ⑫ 未成年者飲酒防止に関し、青少年対策推進会議を通じた取組を強化する。

(4) 地域レベルでの総合的な取組

- ① 未成年者の飲酒防止に向け、地域レベルの関係機関（税務署、警察署、保健所、教育委員会・学校、自治体等）における組織的な取組体制を確立する。また、飲酒等不良行為に対処するため、特に、家庭、学校及び警察を軸とする連携を強化する。
- ② 上記の取組体制の下に、補導委員、相談委員、保護司、地元有志等による地域連絡網を編成し、相互に連携を図りながら未成年者保護育成活動を行う。

(5) 医学的及び精神保健的取組の強化

- ① 保健所及び精神保健福祉センターにおいて、青少年の心の問題として、相談者の匿名性及び利便性に配慮しながら、未成年者の飲酒に関する相談を行う等相談サービスを充実する。
- ② 未成年者を含む飲酒実態及び飲酒による健康影響についての調査研究を行い、その予防のための方策を検討する。

2 酒類販売の公正な取引環境の整備

(1) ガイドライン等の基準の明確化等

- ① 公正かつ自由な取引を確保する観点から、酒類の取引実態調査の充実強化を図り、酒類の取引実態に即して中小事業者等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に関する考え方の一層の明確化を図る。これに伴うガイドライン等の基準の明確化に関しては（編注：平成 12 年）9 月中にこれを実現する。
- ② 合理的な価格の設定、取引先等の公正な取扱、公正な取引条件の設定、透明かつ合理的なリベート類のルールを規定する、平成 10 年 4 月の「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針（国税庁長官通達）」による取組を更に徹底・促進し、合理的とは認められない取引の改善に向けて積極的な指導を行う。
- ③ 酒類販売の公正な取引のガイドライン等の基準について酒類業団体に対する説明会を実施する。

(2) 取締りの強化等

- ① 小売業における不当廉売は、周辺の中小事業者等に対する影響が大きいことから、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく報告に対しては、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（昭和 59 年 11 月 20 日公正取引委員会事務局）」に基づいて、その審査の充実強化を図り、問題があると認められた場合には厳正に対処する。

- ② 現在、発出の都度行われている警告の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、注意の公表内容について、更に具体性を高める。
- (3) 民事的救済制度の整備
不公正な取引方法を用いた事業者等に対する差止請求を行うことができる制度の導入等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反行為に対する民事的救済制度について、その周知徹底を図る。
- (4) 酒類の取引実態調査の充実
酒類の取引実態調査について、調査結果を公表し、改善に向けた業界の取組を促すとともに、その調査件数を増加させ、取引の改善を指導した業者に対してはフォローアップ調査を行う。
- (5) 関係行政機関の連携強化等
① 酒類に係る不当廉売事案などの不公正な取引方法への対応の強化に資するため、国税庁から公正取引委員会へ職員を派遣する。
② 酒類市場における流通・取引慣行等の問題点について、国税庁と公正取引委員会との間で、一層の連携強化を図る。

3 与党において未成年者飲酒禁止法及び酒税法の一部改正案の国会提出が検討されている状況を受けて、同一部改正案が国会に提出され、その成立をみた上は、同改正法の的確な施行に取り組むものとする。

4 フォローアップ

以上の新たな施策については、1年後に実施状況のフォローアップを行い、公表する。

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

平成13年10月5日
酒類に係る社会的規制等
関係省庁連絡協議会幹事会決定

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」（平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定）記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎年4月（4月1日から同月30日までの1か月間）を未成年者飲酒防止強調月間とする。
- 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
- 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

未成年者飲酒防止啓発ポスター

(官公庁等掲示用)

未成年者は 飲まない。 絶対に。

5 未成年者が お酒を飲んでは いけない つの理由

- ① 脳の機能を低下させるおそれがあります。
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③ 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- ④ アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤ 未成年者の飲酒を禁じる法律があります。

4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。

厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、全国小売酒類組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人新日本スーパー・マーケット協会



リサイクルマーク
ごみ箱へ
リサイクルできます。

年齢確認に ご協力ください。



当店では20歳以上の年齢であることを
確認できない場合にはお酒を販売しません。

年齢確認などの実施は法律で定められています。

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。



4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

未成年者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。



国税庁、厚生労働省、内閣府、警察庁、文部科学省、公益社団法人アルコール健康医学協会、
全国小売酒販組合中央会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、
一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会、一般社団法人新日本スーパー・マーケット協会

リサイクル適性①
この印刷物は、印刷所の場へ
リサイクルできます。

国税庁ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokujii.htm>)

27 酒類自動販売機の設置状況

1 調査の目的

未成年者の飲酒を防止するために、購入者の年齢を確認した上で酒類を販売することが求められています。

従来型の酒類自動販売機（以下「従来型機」といいます。）による販売には、購入者の年齢を識別できない等の点で問題があること等から、全国小売酒販組合中央会では、平成7年5月の総会で従来型の酒類の屋外自動販売機の撤廃を決議し、自主的な撤廃を進めてきました。

国税庁においても、平成12年8月30日に決定された「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に基づき、従来型機の撤廃に向けた自主的な取組の推進を促すため、毎年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況等について、酒類小売業者に報告を求めていました。

2 平成29年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況

平成29年4月1日現在の酒類自動販売機の設置状況は、別紙のとおりです。

全国小売酒販組合中央会の撤廃決議直後の平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数185,829台に対し、平成29年4月1日現在の従来型機の設置台数は3,082台となっており、その残存率（平成8年3月31日現在の従来型機の設置台数を100%とした場合）は1.7%となっています。

なお、従来型機を撤廃していない主な理由としては、「売上が減少する」、「撤廃費用又は改良型機への切替え費用の負担が難しい」、「周辺の酒販店が撤廃していない」などが挙げられています。

（注）「改良型機」とは、購入者の年齢を確認できるように改良された酒類自動販売機のことです。

3 今後の取組

従来型機については、残存率1.7%まで撤廃が進んでおり、国税庁としては、引き続き全国小売酒販組合中央会等とも連携して、従来型機の撤廃及び改良型機への移行を促し、より長期的には、全ての酒類自動販売機の撤廃に向けた取組について検討を進めていくこととしています。

平成 29 年 4 月 1 日現在の酒類自動販売機の設置状況

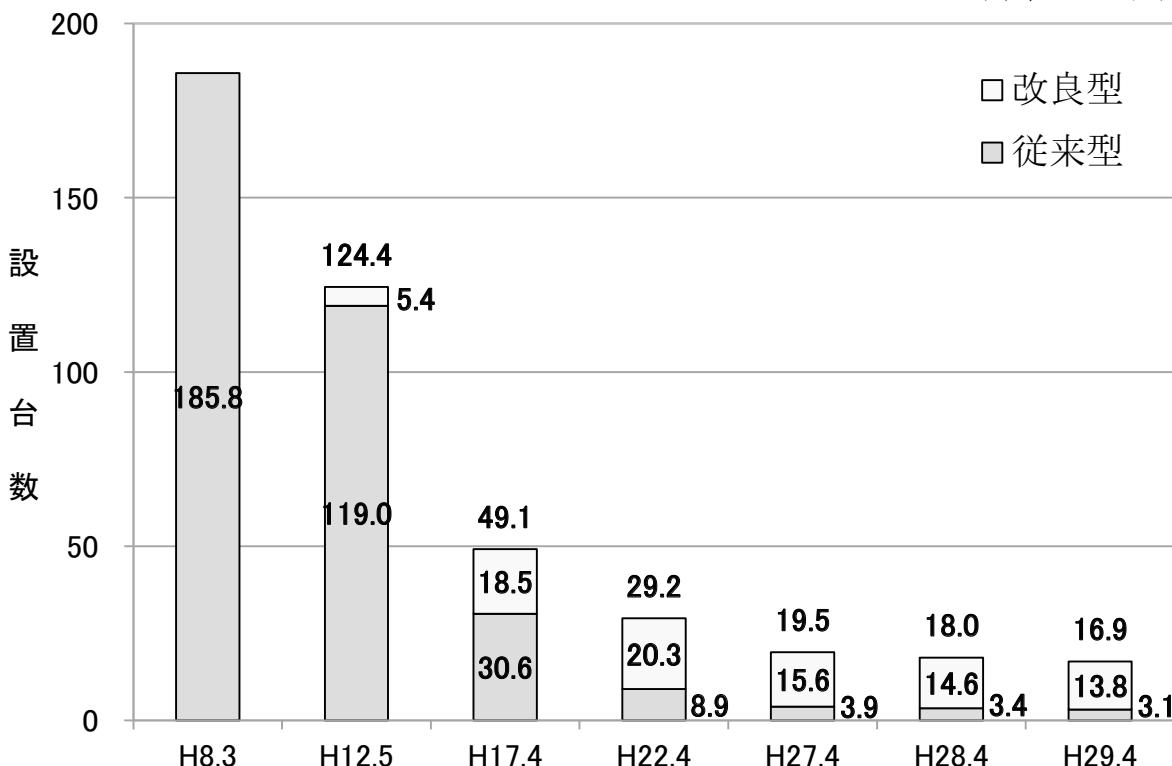
酒類自動販売機の設置状況

	撤廃決議直後 の設置台数 (H8.3.31現在)	設置台数(従来型)						撤廃予定等 の台数を勘案 した場合の		改良型酒類 自動販売機 の設置状況 (J)
				残存率(C) (B)/(A)	撤廃予定の状況				設置台数(H)	
		(A)	(B)		撤廃 予定 (D)	改良 予定 (E)	稼動して いない (F)	計(G) (D+E+F)		
全 国 計		台	台	%	台	台	台	台		
	185,829	3,082	1.7	163	230	237	630			
札幌国税局管内	3,964	10	0.3	2	0	0	2			
仙台国税局管内	12,072	72	0.6	1	6	4	11			
関東信越国税局管内	23,057	372	1.6	24	26	32	82			
東京国税局管内	30,520	327	1.1	22	29	36	87			
金沢国税局管内	5,808	20	0.3	2	2	1	5			
名古屋国税局管内	19,707	322	1.6	17	15	22	54			
大阪国税局管内	41,021	1,123	2.7	56	112	57	225			
広島国税局管内	18,603	335	1.8	19	11	31	61			
高松国税局管内	10,640	200	1.9	9	11	30	50			
福岡国税局管内	11,455	162	1.4	4	12	17	33			
熊本国税局管内	8,787	139	1.6	7	6	7	20			
沖縄国税事務所管内	195	0	0.0	0	0	0	0			

(注)設置台数等は、平成29年5月31日までに提出された報告書を集計したものである。

酒類自動販売機の設置台数の推移

(単位：千台)



『未成年者飲酒防止への取組』 7か条

酒類は、致酔性、依存性、慢性影響による臓器障害及び発育・発達段階にある未成年者の心身に対する悪影響等の特性を有しており、酒類を販売する際には、このような酒類の特性を理解している者が購入者を確認した上で販売を行うことが必要です。

酒類小売販売場の経営者及び酒類販売管理者のみなさまにおかれましては、未成年者飲酒防止のため、次の事項について積極的に取り組んでください。

1

未成年と思われるお客様には**年齢確認**を実施し、未成年者には酒類を販売しないようにしましょう。

2

夜間に酒類を販売する場合には、未成年者の酒類購入を責任をもって防止できる者を配置するなど**販売体制の整備**をしましょう。

3

未成年者が酒類を清涼飲料と誤認して購入しないよう、酒類(特に清涼飲料的な酒類)と清涼飲料との**分離陳列の実施**をしましょう。

4

未成年者のアクセスを防止するよう改良された酒類自動販売機(改良型酒類自動販売機)以外の**酒類自動販売機の撤廃**及び設置した**改良型酒類自動販売機の適切な管理**をしましょう。

5

カタログ販売やインターネット販売等の通信販売形態で酒類を取り扱う場合には、**未成年者飲酒防止の注意喚起**及び**申込者の年齢記載・年齢確認の徹底**をしましょう。

6

ポスター掲示などによる未成年者飲酒防止の注意喚起をしましょう。

7

アルコール飲料としての酒類の特性、特に未成年者の心身に対する悪影響及び未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施方法などの**従業員研修を実施**をしましょう。

29 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 26 年 6 月 1 日にアルコール健康障害対策基本法が施行され、平成 28 年 5 月 31 日にはアルコール健康障害対策推進基本計画が閣議決定されました。

同基本法においては、国等は国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための事業の実施に努めるとともに、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力することとされております。また、基本計画では、国は酒類業者に対し、未成年者への販売の禁止の周知徹底や指導を行うほか、酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準の見直しや表示・販売に関する自主的な取組を講ずることが盛り込まれています。

(注) アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。

アルコール関連問題啓発週間ポスター



同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

アルコール健康障害対策基本法について

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害：アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務を規定

(事業者の責務)

第6条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から同月16日まで)を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画：内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画：都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・不適切な飲酒の誘引の防止・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第16条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することならないようするためには必要な施策を講ずるものとする。

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定

30 酒類販売管理者制度

酒類は、致酔性などの特性を有する飲料であることから、酒類小売業者に対しては、未成年者飲酒防止をはじめとした酒類の販売管理に対する社会的要請が高まっています。こうしたことを背景として、平成15年5月に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正により、酒類販売管理者制度が創設され、同年9月から適用されています。

また、平成28年6月に同法の一部が改正され、平成29年6月から酒類販売管理研修の受講、標識の掲示が義務化されました。

1 酒類販売管理者の役割

酒類販売管理者は、酒類の販売業務に関する法令を遵守した業務が行われるように酒類小売業者に助言し、あるいは酒類の販売業務に従事する従業員等に対して指導を行います。

酒類小売業者は、酒類販売管理者が行う助言を尊重しなければなりません。

また、酒類の販売業務に従事する従業員等は、酒類販売管理者の指導に従わなければなりません。

2 酒類販売管理者の選任・届出書の提出

酒類小売業者（酒類製造者又は酒類卸売業者であって酒類の小売販売を行うものを含みます。）は、酒類の小売販売場（以下「販売場」といいます。）ごとに、酒類販売管理者を一人選任しなければなりません。

酒類販売管理者に選任することができる者は、酒類の販売業務に従事する者で過去3年以内に酒類販売管理研修を受けた者でなければなりません。

（注）酒類販売管理研修は、致酔性などを有する酒類の特性や酒類小売業者が遵守すべき関係法令の知識の向上を図ることにより、酒類販売管理者の資質を高め、販売場における酒類の適正な販売管理の確保についてより実効性を高めることを目的として実施されるものです。

なお、酒類販売管理者の選任は、その販売場において酒類の販売業務を開始するときまでに行わなければならず、酒類販売管理者を選任したときは、2週間以内に「酒類販売管理者選任届出書」を、販売場を所轄する税務署に提出しなければなりません。

3 酒類販売管理研修の定期受講

酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修を受講させなければなりません。

4 標識の掲示

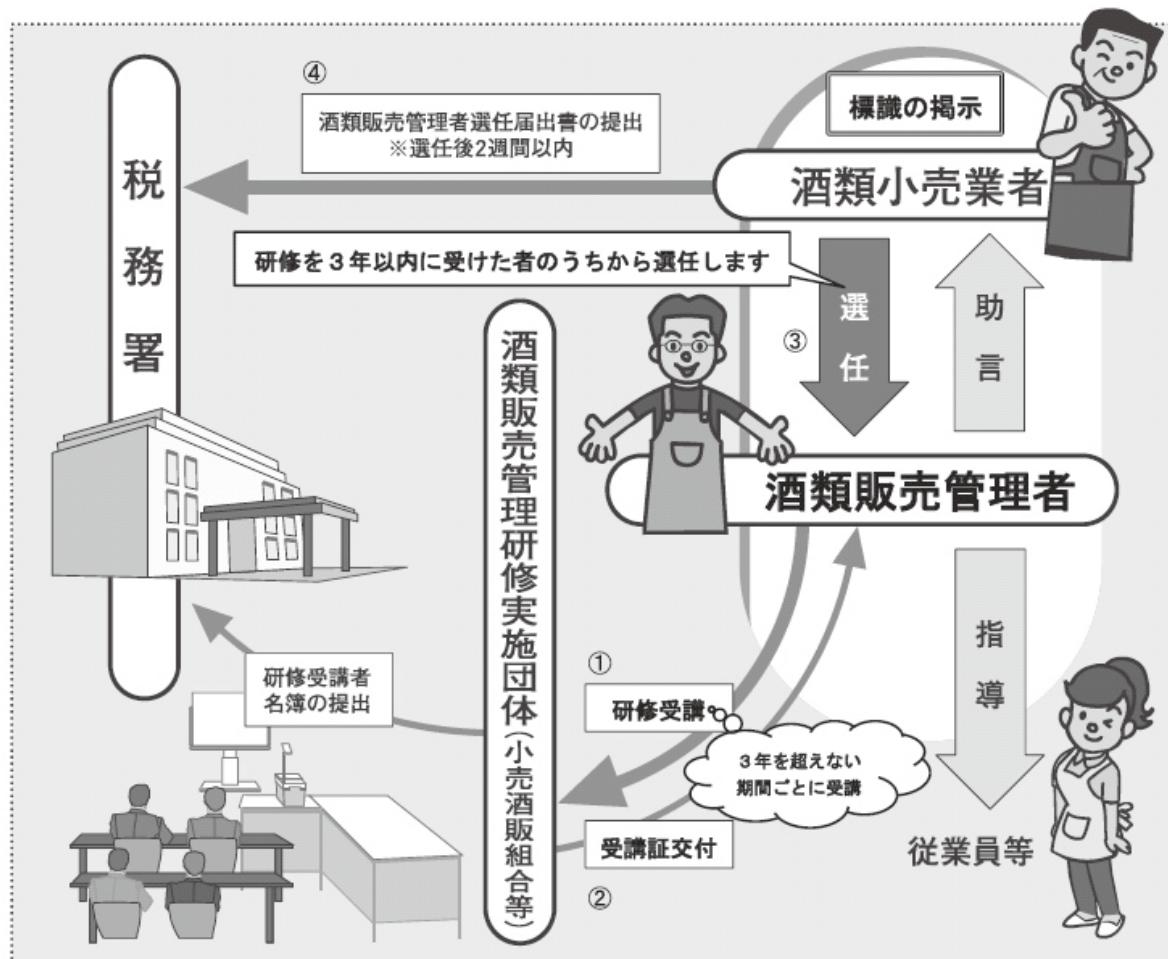
酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講事績等を記載した標識を掲げなければなりません。

販売場に掲げる「標識」のイメージ

酒類販売管理者標識	
販売場の名称及び所在地	国税酒店 千代田区霞が関3-1-1
酒類販売管理者の氏名	国税 太郎
酒類販売管理研修受講年月日	平成29年4月1日
次回研修の受講期限	平成32年3月31日
研修実施団体名	霞が関小売酒販組合

国税庁ホームページからダウンロードできます。
[\(http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/mokujii.htm\)](http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/hambai/mokujii.htm)

(参考) 酒類販売管理者制度のスキーム図



31 酒類の公正な取引に関する基準

酒類の公正な取引に関する基準

(目的)

- 1 この基準は、酒類が、酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、酒類の公正な取引に関し必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

(公正な取引の基準)

- 2 酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

(1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること

(2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

(売上原価の算定方法)

- 3 前項(1)の売上原価の額は、酒類製造業者の製造した酒類の販売にあっては、当該酒類の販売に対応する酒類の製造原価の額とし、酒類業者の仕入れた酒類の販売にあっては、当該酒類の販売に対応する酒類の仕入価格（その付随費用を含む。）から当該酒類の仕入れに係る値引きの額を控除して算出した額とする。

- 4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。

(費用配賦の方法)

- 5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。

(販売価格の算定方法)

- 6 酒類業者が、酒類の販売につき値引き（これに類する行為を含む。）をした場合には、当該酒類の販売価格は、当該値引きの額を控除して算出するものとする。

(指示)

- 7 国税庁長官は、酒類業者に第二項の規定に違反する行為があると認める場合において、当該酒類業者に対して法第八十六条の三第四項の規定による指示をするときは、当該行為を取り止めること又は当該行為を再び行わないことその他必要な事項を指示するものとする。

(命令)

- 8 前項の規定は、国税庁長官が、法第八十六条の四の規定による命令をする場合について準用する。

(質問検査権)

- 9 国税庁長官は、法第九十一条の規定により、酒類業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、売上原価の算定、酒類事業の状況その他公正な取引の基準の実施に関し必要な事項について報告を求めることができる。

(公正取引委員会との連携)

- 10 国税庁長官は、法第九十四条第三項又は第四項の規定により、公正取引委員会から報告を受け、又は公正取引委員会に対し報告をするときは、その内容その他必要な事項について、公正取引委員会と十分に協議するものとする。

- 11 国税庁長官は、法第八十六条の三第四項の規定による指示をしようとするときは、必要に応じ、公正取引委員会に対し、第二項の規定に違反する行為があると認められる事実を報告し、当該事実の認定方法その他の必要な事項について意見を求めることができる。

32 酒類に関する公正な取引のための指針

酒類に関する公正な取引のための指針

平成 18 年 8 月 31 日

国 税 厅

(平成 29 年 3 月 31 日改定)

(はじめに)

近年の酒類市場は、人口減少・高齢化社会の到来、健康や安全性に対する国民の意識の高まり、生活様式の多様化など経営環境に大きな変化が見られる。酒類小売業の業態は、消費者の購買行動の変化を踏まえ、一般酒販店のほかコンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等と多様化しており、業務用市場においては全国にチェーン展開する料理飲食店が出現し、事業者間で取扱数量や取引価格に格差も生じてきている。

このような中、今後、酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大を期待することは難しく、酒類業が健全に発達していくためには、「量から質への転換」を図っていく必要がある。製造業者は的確な経営戦略に基づき高品質・高付加価値の酒類を適正規模で製造し、卸売業者は小売業者へそうした酒類を適正に供給し、小売業者は個性ある品揃えなどの多様なサービスの提供等によって差別化を図りつつ未成年者飲酒防止などの社会的要請に対応するため販売管理に取り組んでいくことが求められる。料理飲食店では、未成年者飲酒防止に配意することはもちろん、品質を損なうことなく酒類を提供していくことが期待されている。他方、単に酒類業界が高利益な酒類の提供等により高いマージンを確保することや販売管理に伴う過剰な負担を安易に消費者へ求めるのも適切ではない。常に「消費者の視点」を意識し、酒類の供給者（業界）と実需者（消費者）の利益が最大化するようにすべきである。

国税庁は、酒類業組合の会合などあらゆる機会を通じて、「酒類に関する公正な取引のための指針（平成 18 年 8 月）」（以下「指針」という。）及び公正取引委員会の「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成 21 年 11 月）」等の周知・啓発を図ってきた。さらに、公正取引委員会との連携の下、取引状況の実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には、その不合理さを指摘して合理的な取引が行われるよう改善指導し、公正取引についての自主的な取組を促してきた。しかしながら、指針のルールに則していない不合理な取引が見受けられる状況は現在も継続している。

こうした状況の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、平成 28 年法律第 57 号により、「酒税法」（昭和 28 年法律第 6 号）及び「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律第 7 号。以下「酒類業組合法」という。）が改正された。

また、改正された酒類業組合法に基づき、「酒類の公正な取引に関する基準（平成 29 年国税庁告示第 2 号。以下「取引基準」という。）」を定めた。

こうしたことから、国税庁は、酒類業組合法第 86 条の 3 《公正な取引の基準》第 4 項及び第 86 条の 4 《公正な取引の基準に関する命令》の適用の可能性を踏まえつつ、酒類業界の実情に即した酒類に関する公正な取引の在り方を提示する。また、併せて、公正取引委員会との連携方法等を明らかにすることにより、一層、公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることとする。このことは、酒類業の健全な発達にも資するものである。

第 1 酒類に関する公正な取引の在り方

国税庁は、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図るため、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方を以下のとおり提示する。

（注）本取引の在り方に抵触すると思料される個々の行為は、必ずしも取引基準第 2 項《公正な取引の基準》に違反する行為や、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条《定義》第 9 項に規定する不公正な取引方法に

該当するというものではなく、個別具体的な事案において、行為の意図・目的、取引価格、取引条件、取引形態、酒類事業に与える影響、市場における競争秩序に与える影響等を総合的に勘案し、取引基準違反に該当するかどうかは国税庁、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当するかどうかは公正取引委員会において、それぞれ判断されるものである。

1 合理的な価格の設定

① 酒類の価格に関しては、取引基準において、(1)正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること、(2)自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること、のいずれにも該当する行為を行ってはならないこととしている。

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。

一般に商品価格は、市場における事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるものであるが、酒類は財政上重要な物品であり、また、アルコール飲料として社会的配慮を必要とし、更には代表的な嗜好品として国民生活に深い関わりを持っていることから、酒類の価格については、こうした酒類の特殊性から生じる多様な要請に応え得る合理的かつ妥当なものであることが必要である。

酒類の合理的な価格設定は、酒類に関する公正な取引の在り方の根幹をなすものであり、取引基準に違反する行為には該当しない場合であっても、合理性を欠く価格設定については改善していく必要がある。

② 酒類は国の財政上重要な物品であること、致酔性・習慣性を有する社会的に配慮を要する財であること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、多種類の商品を取り扱っている小売業者が、酒類の供給に要する費用を下回る価格、言い換えば他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒類販売による直接的な損失があっても来店客数、店舗全体の売上高の増加によって全体の利益を図ることのできる販売方法であるが、酒税の適正な転嫁の観点や上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

(注) 今後、酒類全体における数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、全事業者が独自の判断の下、的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

酒類業者が経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による物流等の業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることがあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

3 公正な取引条件の設定

- ① 大きな販売力を有する百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、料理飲食店等（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ製作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。したがって、こうした不利益な取扱いについては、改善していくべきである。
- ② 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。したがって、製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その様様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

リベート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引の当事者間において事前に共有されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの遞減効果等によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。例えば、支払基準が事前に明確に示されていないもの、取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものなどは、透明性及び合理性を欠くリベート類に該当する。

透明性及び合理性を欠くリベート類は廃止していく必要があるが、リベート類を支払う酒類業者が、こうした点を踏まえた自主基準を策定することは、酒類の公正な取引環境の整備を進める観点から有効である。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等

国税庁は、酒類取引の実態把握に努め、公正取引委員会と連携して酒類の公正な取引が図られるよう以下のとおり対応することとする。

1 効果的な取引状況等実態調査の実施等

(1) 市場に影響を与える取引を行っている酒類業者に対する重点的な取引状況等実態調査の実施
取引状況等実態調査は、過去における取引状況等実態調査の事績、各種資料情報等を検討した結果、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると認められる酒類業者に対して重点的に実施する。

なお、関連する事業場が広範にある酒類業者に対する調査は、関係国税局が連携して実施する。

また、調査の結果、改善すべき事項が調査を受けた酒類業者の全部又は大部分の事業場に及ぶ場合は、本店に対して総括的な指導を行い、公正取引に向けた全社的な取組を促す。

(注) 取引状況等実態調査の実施に当たっては、事前通知を行い、調査の趣旨について「酒類業組合法第86条の3に基づく酒類の公正な取引に関する基準の内容を含む酒類に関する公正な取引の在り方が遵守されているかどうかを判断するために同法第91条の質問検査権を行使して実施するものである。」旨を説明する。

(2) フォローアップ調査の実施

個別に改善指導等を行った酒類業者については、フォローアップ調査を実施する。相当期間経過後においても改善が認められない場合は、必要に応じ調査対象者への酒類納入業者に対し臨場するなど、更に深度ある調査を実施して、改善できなかつた理由の解明等を行い、改善に向けた更なる指導等必要な措置を講ずる。

(3) 取引状況等実態調査の実施状況の公表

取引状況等実態調査によって把握した問題取引とその指導事績については、可能な限り具体的に公表し、他の酒類業者において同様の取引が行われないよう啓発する。

2 取引基準との関係

取引状況等実態調査を実施した結果、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」に則していないと認められる取引を把握した場合には、改善指導を実施する。

さらに、当該取引が取引基準を遵守していないと思料される場合には、「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて（法令解釈通達）」を踏まえ、所要の調査を実施する。

当該調査の結果、取引基準を遵守していないと認められる場合には、酒類業組合法第86条の3《公正な取引の基準》第4項の規定に基づく指示を検討するものとする。

3 独占禁止法違反等への対応

(1) 国税局長による公正取引委員会への報告

国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の長は、取引状況等実態調査の実施等により、酒類業者の取引に関し、独占禁止法の規定に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会（地方事務所等を含む。以下同じ。）に対し、酒類業組合法第94条《公正取引委員会との関係》第4項の規定に基づく報告を行い、適当な措置をとるべきことを求める。

(2) 酒類業者、業界団体、消費者団体等からの通報への対応

イ 酒類の取引に関し、酒類業者、業界団体、消費者団体等から、酒類取引の在り方に則していない疑いのある事例、又は取引基準を遵守していない疑いのある事例について通報があった場合は、取引状況等実態調査を実施するなど適切に対応する。

ロ 酒類業者、業界団体、消費者団体等から、独占禁止法に違反する疑いのある事例について、例えば、「独占禁止法の不当廉売に該当するのではないか。」と相談があった場合は、必要に応じ、同法第45条《違反事実の報告・探知》に基づく公正取引委員会への報告手続について説明する。

(注) 独占禁止法に違反する疑いのある事例に係る相談のうち、独占禁止法違反被疑事実に関する事業者に雇用されている労働者（当該事業者を派遣先とする派遣労働者を含む。）からのものである場合は、必要に応じ、公正取引委員会の「公益通報者保護法」（平成16年法律第122号）の通報受付窓口を教示する。

(3) 排除措置命令等を受けた者への対応

排除措置命令又は警告など酒類業者に係る独占禁止法違反等の事実が公正取引委員会から公表された場合において、その違反等の行為が酒類取引の在り方に則していないと認められるときは、必要に応じ酒税保全の観点から関係酒類業者に対し酒類取引の在り方に則した取引を行うよ

う的確に指導するほか、取引基準を遵守していないと認められるときは、酒類業組合法第86条の3《公正な取引の基準》第4項の規定に基づく指示を行うなど適切に対応する。

4 質問検査権

取引状況等実態調査の実施に関し、酒類業者（調査対象者以外の酒類業者を含む。）及び当該酒類業者の持株会社や取引のある金融機関、運送業者、料理飲食店など、その事業に関して関係のある事業者に対して、酒類業組合法第91条《質問検査権》の規定に基づき、必要な事項について報告を求めるなど、適切に対応する。

5 公正取引委員会との連携等

国税庁は、公正取引委員会とあらゆる機会を通じて、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題について協議・情報共有を行う。

また、国税局と公正取引委員会においては、それぞれ連絡担当者を設けて相互の連絡体制を確保し、緊密な連携を図る。この場合、国税局においては、酒類市場における流通上・取引慣行上の諸問題についての情報を一元的に管理する「公正取引担当者」を配置するものとし、公正取引委員会との連携強化及び取引状況等実態調査の充実を図る。

33 酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成28事務年度分（平成28年7月～平成29年6月）

1 調査・指導の目的

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、平成4事務年度（平成4年7月～平成5年6月）から酒類の取引状況等実態調査（以下「調査」といいます。）を実施しています。

この調査により、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等を行うよう改善指導するなどして、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促しています。

2 調査の概要

(1) 調査の実施状況

平成28事務年度（平成28年7月～平成29年6月）においては、約20万場の酒類販売場等のうち、チラシ広告などの情報から「指針」に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対して、取引等の実態を把握するための調査（以下「一般調査」といいます。）を1,469場に対して実施しました。

また、過去に一般調査により改善を指導した酒類販売場等のうち、特に再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対する調査（以下「フォローアップ調査」といいます。）を109場に対して実施しました。

なお、いずれの調査においても、市場に大きな影響を与える取引を行っていると認められる酒類業者を優先的に選定しました。

このほか、調査を実施した酒類販売場等のうち、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の規定に違反する事実があると思料された取引等については、同法第45条第1項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。

調査の実施場数等は表1及び表2のとおりです。

表1 平成28事務年度の実施場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合計	報告件数
調査場数	1,469 場	109 場	1,578 場	8 件

表2 一般調査実施場数の推移 (場)

	平成24事務年度	平成25事務年度	平成26事務年度	平成27事務年度	平成28事務年度
調査場数	1,711	1,352	1,458	1,429	1,469

(2) 調査結果

イ 一般調査

一般調査の結果、「指針」に示された公正なルールに則していない取引が多数認められました。

取引上の主な問題は、総販売原価（仕入価格（又は製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたもの）を下回る価格で販売するなど「合理的な価格の設定をしていないと認められたもの」であり、1,469場中1,464場において認められました。

その他、特定の取引先に対してのみ合理的な理由なく差別的な取扱いをするなど「取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの」が49場、取引上優位にある者が取引先に対して一方的な要求を行うなど「公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの」が3場、支払基準が不明確なリベートを支払うなど「リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの」が38場認められました。

これら「指針」のルールに則していない取引を行っていた酒類業者に対しては、「指針」の趣旨を説明し、「指針」のルールに則した取引を行うよう改善指導を行いました。

一般調査の実施状況は表3のとおりです。

表3 一般調査の実施状況

調査対象者の業態等	調査数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数 (注)1 (注)2	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
			総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの (注)3	仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの			
小売業者	場 1,371	場 1,370	場 1,370	場 440	場 7	場 3	場 3
卸売業者	75	71	71	22	29	0	20
製造業者	23	23	23	8	13	0	15
合計	1,469	1,464	1,464	470	49	3	38

(注)1 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

(注)2 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注)3 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

また、「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例は、別紙のとおりです。

口 フォローアップ調査

フォローアップ調査の結果、109場中108場において問題取引の改善が認められました。

なお、フォローアップ調査においても、「指針」のルールに則していない取引が認められた酒類業者に対しては、「指針」のルールに則した取引を行うよう改めて改善指導を行うとともに、その後の改善状況の確認を行うこととしております。

フォローアップ調査の実施状況は表4のとおりです。

表4 フォローアップ調査の実施状況

調査対象者の業態等	調査(確認)場数 (a)	指摘事項に改善が認められたもの		指摘事項に改善が認められなかつたもの	
		(b)	割合 (b/a)	(c)	割合 (c/a)
小売業者	82	82	100.0	0	0.0
卸売業者	14	13	92.9	1	7.1
製造業者	13	13	100.0	0	0.0
合計	109	108	99.1	1	0.9

「指針」に示された公正なルールに則していない主な事例

「指針」のルール1 合理的な価格の設定(抜粋)

酒類の価格は、一般的には仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものになることが短期的にも中長期的にも合理的である。

国の財政上重要な物品であること、致酔性・習慣性を有すること等その特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な取引慣行であり改善していくべきである。

また、他の商品の販売による利益その他の資金を投入しなければ困難な低価格を継続的に設定することによって競争事業者の顧客を獲得するという手段は、酒税の適正な転嫁の観点や上記のような酒類の特殊性に鑑みても、他の商品と比べてそのような販売方法での弊害が大きいと考えられ、そのような不公正な取引慣行については改善していくべきである。

今後、数量ベースでの国内市場の拡大が困難であることから、適正生産を行うことが必要である。酒類の著しい供給過剰は、取引の安定を阻害するおそれがある。

経営基盤の安定を図りつつ消費者ニーズに応じた酒類を的確に供給していくためには、企業努力による業務効率化を反映した競争をしつつ、個別の取引において適正な利潤を確保していくことが望まれる。

【「指針」のルール1に則していない事例に対する指導事項等】

総販売原価^(注)を下回る価格で販売を継続する場合には、当該事業者において将来にわたって健全な経営を維持することが困難となるおそれがあることから、指針に沿った合理的な価格設定を行うよう改善指導した。

(注) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

(卸売業者)

- A社は、取引の維持を図るため、ビール系飲料の一部について、1ケース（350ml × 24本）当たり仕入価格を最大140円（仕入価格の6.3%）下回る価格で特定の取引先に販売していた。
なお、国税局はこの事実に対して、公正取引委員会に報告を行っている。

(小売業者)

- B社の一部店舗においては、価格訴求を目的に、仕入価格を考慮しない販売価格を設定し、ビール系飲料の一部について、1ケース（350ml × 24本）当たり総販売原価を最大393.3円（総販売原価の9.2%）下回る価格で、1ヶ月間にわたり消費者に販売していた。
なお、国税局はこの事実に対して、公正取引委員会に報告を行っている。
- C社の一部店舗においては、近隣店舗の価格に対抗するため、仕入価格を考慮しない販売価格を設定し、ビール系飲料の一部について、1ケース（350ml × 24本）当たり仕入価格を最大46円（仕入価格の1.1%）下回る価格で、1週間にわたり消費者に販売していた。
なお、国税局はこの事実に対して、公正取引委員会に報告を行っている。

「指針」のルール2 取引先等の公正な取扱い

酒類の価格は、取引数量の多寡、決済条件、配送条件等の相違を反映して差が設けられることがあるが、その差は、取引数量の相違等正当なコスト差に基づく合理的なものであるべきである。同様に、合理的な理由がないにもかかわらず取引先又は販売地域によって取引条件に差異を設けることは、公正な取扱いとはならない。

取引価格やその他の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをすることは、酒類の価格形成を歪める大きな一因となると考えられ、そのような取扱いについては改善していくべきである。

【「指針」のルール2に則していない事例に対する指導事項等】

取引先によって取引条件に差異を設ける場合には、合理的な理由に基づくものとするよう改善指導した。

(製造業者)

- 1 D社は、取引の維持を図るため、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の取引先と他社より高条件の達成謝礼契約を締結し、謝金を支出していた。
- 2 E社は、取引の維持を図るため、特定の取引先に対する基本リベートについて、取引数量の相違など正当なコスト差によらず、自社基準で定める最高条件を適用して支出していた。

「指針」のルール3 公正な取引条件の設定

- (1) 大きな販売力を有する百貨店、スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、料理飲食店等（コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む。）が、その購買力を背景に取引上優越した地位にある場合に、自己の都合による返品、商品購入後における納入価格の値引き、特売用商品の著しい低価納入、プライベート・ブランド商品の発注後の受領拒否、中元・歳暮などの押し付け販売、従業員等の派遣、不透明又は過大な協賛金やセンターフィー、カタログ製作費等の負担、自己が負担すべき費用のつけ回し、多頻度小口配送等の要求を一方的に行う場合、若しくはこれらの要求に応じないことを理由として不利益な取扱いをする場合、又はコスト上昇分の価格転嫁の必要性を背景とした取引条件の見直しの申入れ等を一方的に拒否する場合には、公正な取引条件の設定が妨げられる。例えば、一方的な都合による返品や従業員等の派遣を強要した場合には、納入業者に経済上の不利益を及ぼすことになり、更に、納入業者の経営を悪化させたときには、製造業者の代金回収にも影響を及ぼし酒税の保全上の問題が生じるおそれもある。したがって、こうした不利益な取扱いについては、改善していくべきである。
- (2) 製造業者等が市場調査、販売促進、宣伝等の市場活動等を通じて経済上の利益を供与する又は経済上の不利益を課すことにより、流通業者の取引条件等に不当に関与し影響を及ぼす場合には、流通業者の事業活動を制限することになるばかりでなく、消費者利益を損なうこともある。例えば、流通業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先などに不当な影響を及ぼす場合には、流通業者間の競争を減少させ、流通業者の自由な事業活動を妨げ、消費者の商品選択を狭めることにもつながる。したがって、製造業者等はこうした不当な影響が生じないように十分に配慮する必要がある。

【「指針」のルール3に則していない事例に対する指導事項等】

優越的な地位にある者が、従業員等の派遣や協賛金の要求を一方的に行なうこととは、公正な取引条件の設定が妨げられることから、是正するよう指導した。

(小売業者)

- F社は、新規店舗オープン時の商品陳列作業等に従事させるため、卸売業者に対して、応援作業に要した費用を支払う旨の条件を一方的に示した上で、従業員の派遣を要請したが、卸売業者から請求がないとの理由で、従業員を派遣されたにも関わらず全く支払いを行っていなかった。

卸売業者にとって極めて有力な取引先であり、今後の取引に与える影響を考慮して、無償で要求を受け入れたと考えられる。

なお、国税局はこの事実に対して、公正取引委員会に報告を行っている。

「指針」のルール4 透明かつ合理的なリベート類

リベート類は、仕切価格の修正としての性格を持つもの、販売促進を目的としたもの、業務効率化への寄与度等に応じて支払われるもの等その態様は様々であるが、いかなる形態であれ透明性及び合理性が必要である。

リベート類の透明性が確保されているとは、その支払基準及び支払時期等が明確にされているとともに、それらが取引の当事者間において事前に共有されていることをいう。合理性が確保されているとは、支払基準が取引数量に基づく場合には輸送コストの遞減効果等によって決められるなど合理的に説明し得ることをいう。例えば、支払基準が事前に明確に示されていないもの、取引の一方の当事者の認識がないまま取引の当事者以外の者から他方の当事者に支払われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものなどは、透明性及び合理性を欠くリベート類に該当する。

透明性及び合理性を欠くリベート類は廃止していく必要があるが、リベート類を支払う酒類業者が、こうした点を踏まえた自主基準を策定することは、酒類の公正な取引環境の整備を進める観点から有効である。

【「指針」のルール4に則していない事例に対する指導事項等】

リベート等の透明性・合理性を確保するよう改善指導した。

(製造業者)

- 1 G社は、特定の取引先に対し達成謝礼金（リベート）を支出していたが、契約期間経過後に契約書を作成しており、透明性・合理性が認められない支出であった。
- 2 H社は、売上げの拡大を図るため、特定の取引先に対して通常支払われる拡売費に上乗せした拡売費を支出していたが、支払基準が明確に定まっておらず、透明性・合理性が認められない支出であった。

(卸売業者)

- 1 I社は、特定の取引先からの追加リベートや値引きの要求に応じており、透明性・合理性が認められないリベートを支出していた。
- 2 J社は、販売促進のため、リベートを支出していたが、特定の取引先には納入価格に対して一律14%のリベートを支出しており、透明性・合理性が認められない支出であった。

34 酒類業に対する活性化支援

中小企業者が多くを占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しています。

国税庁の支援策

活性化支援研修会等の開催

中小企業診断士などの専門家等を講師とした各種研修会を開催しています。

リーディング・ケースの紹介

酒類業者による活性化・経営革新の取組事例等をホームページで紹介しています。

中小企業支援施策等情報の提供

中小企業支援施策（融資制度、補助金等）に関する様々な情報を随時提供しています。

経営革新計画等の作成支援

中小企業等経営強化法に定める経営革新計画、中小企業地域資源活用促進法に定める地域資源活用事業計画及び農商工等連携促進法に定める農商工等連携事業計画等の作成に対して助言等を通じて支援しています（各事業計画の概要については次頁参照）。

35 経営革新計画等の制度の概要

中小企業を支援する各法律により、中小企業者による新商品の開発などの取組に対して、低利融資、信用保証、補助金等の各種支援措置が用意されています。

これらの支援措置を受けるためには、中小企業者が各法律に基づく事業計画を策定し、国等の認定を受ける必要があります。

各事業計画の概要

経営革新計画（中小企業等経営強化法）

中小企業者等が単独又は共同して新商品や新役務の開発や提供等の新たな事業活動を通じて、相当程度の経営の改善を図る計画

- 例：びん詰め時の火入れ方法の変更による高品質商品の製造（兵庫）
- プリペイド販売方式による酒類の量り売り（東京）

地域産業資源活用事業計画（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法））

中小企業者が地域産業資源（産地の技術・地域の農水産品・観光資源）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を図る計画

- 例：西湘フルーツと伝統の酒造り技術を活用したリキュールの開発・販売（神奈川）
- 地酒の酒粕を利用したチョコレート等の商品開発とブランド化（山形）

農商工等連携事業計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法））

中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む計画

- 例：富山県産古代米を活用した日本酒の開発と海外への販路開拓事業（富山）
- ワイン残渣を用いたメタボリック症候群予防食品の開発等（北海道）
- いちごを使った果実酒の開発等（栃木）

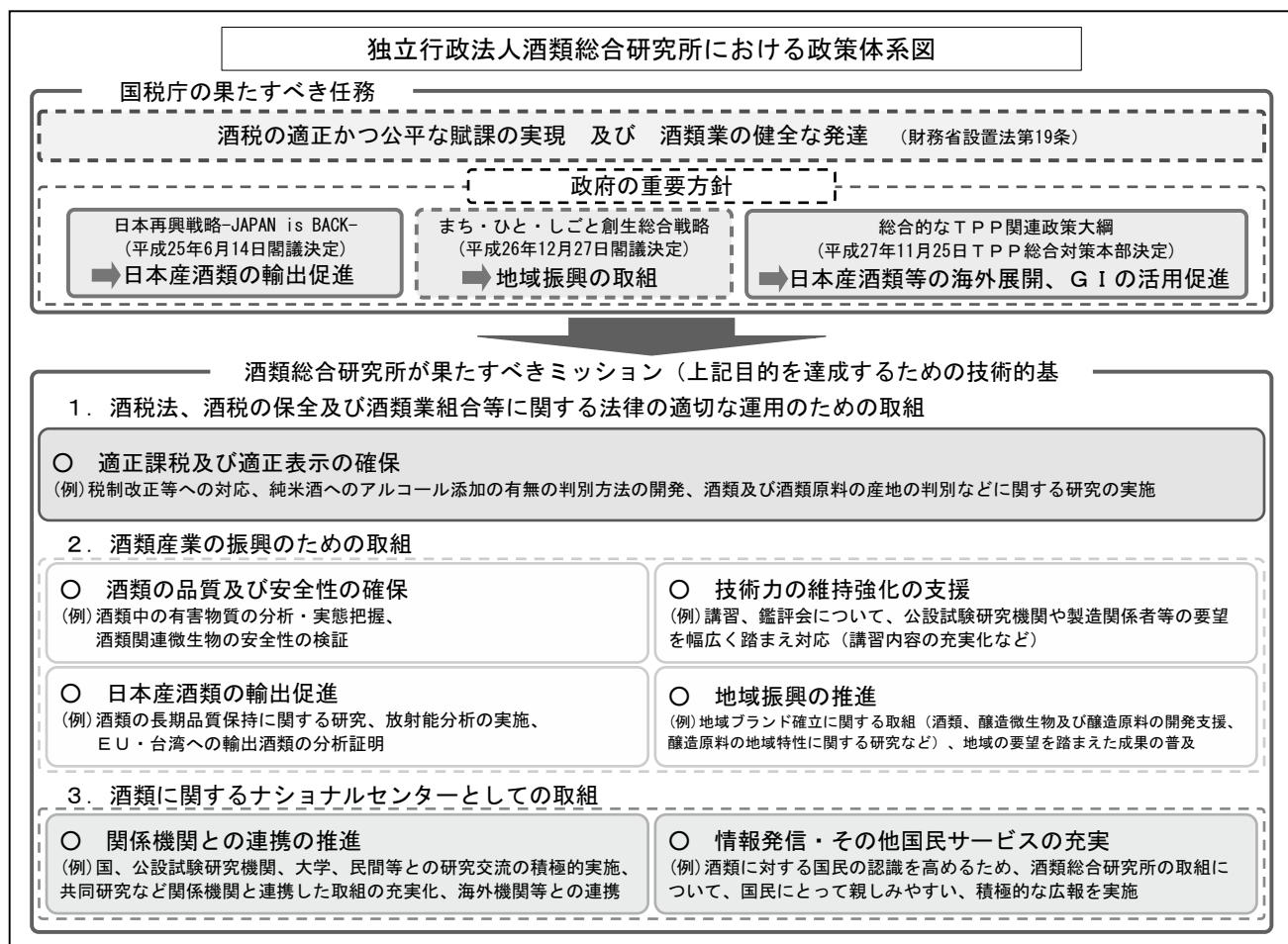
36 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称) 独立行政法人酒類総合研究所（ホームページ：www.nrib.go.jp）

(所在地) 〒739-0046 広島県東広島市鏡山3丁目7番1号 Tel 082-420-0800(代表)

(目的) 独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）に基づき、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

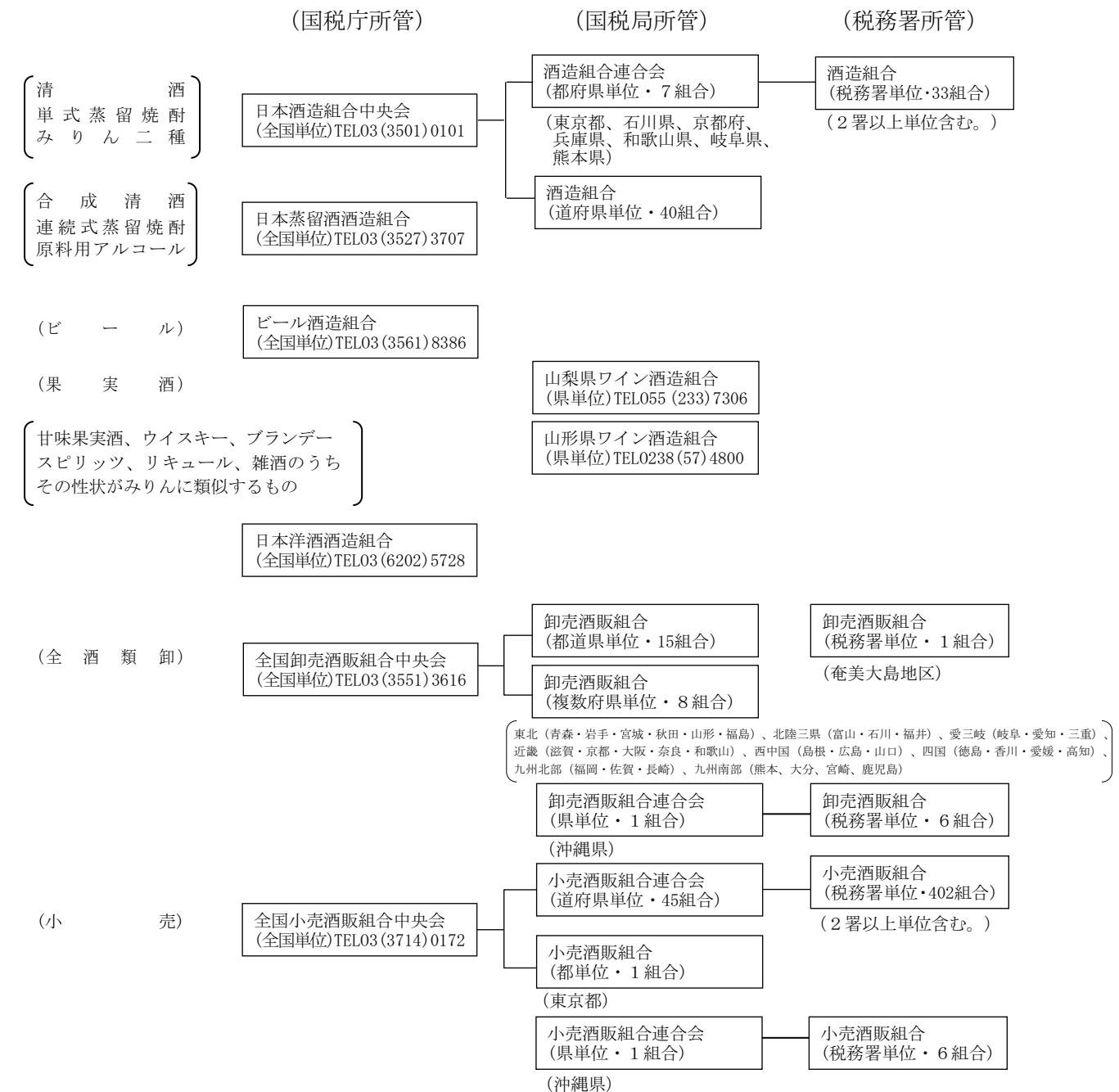
(沿革) 明治37年、酒類の製造技術を科学的に研究する機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和24年国税庁の開庁を機に「国税庁醸造試験所」に改組されました。平成7年には、「国の行政組織等の移転について」（昭和63年閣議決定）により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。平成13年4月1日より独立行政法人となっています。



(平成30年1月現在)

37 酒類業組合等構成図表

(1) 酒類業組合法に基づく組合



(2) 主な任意団体

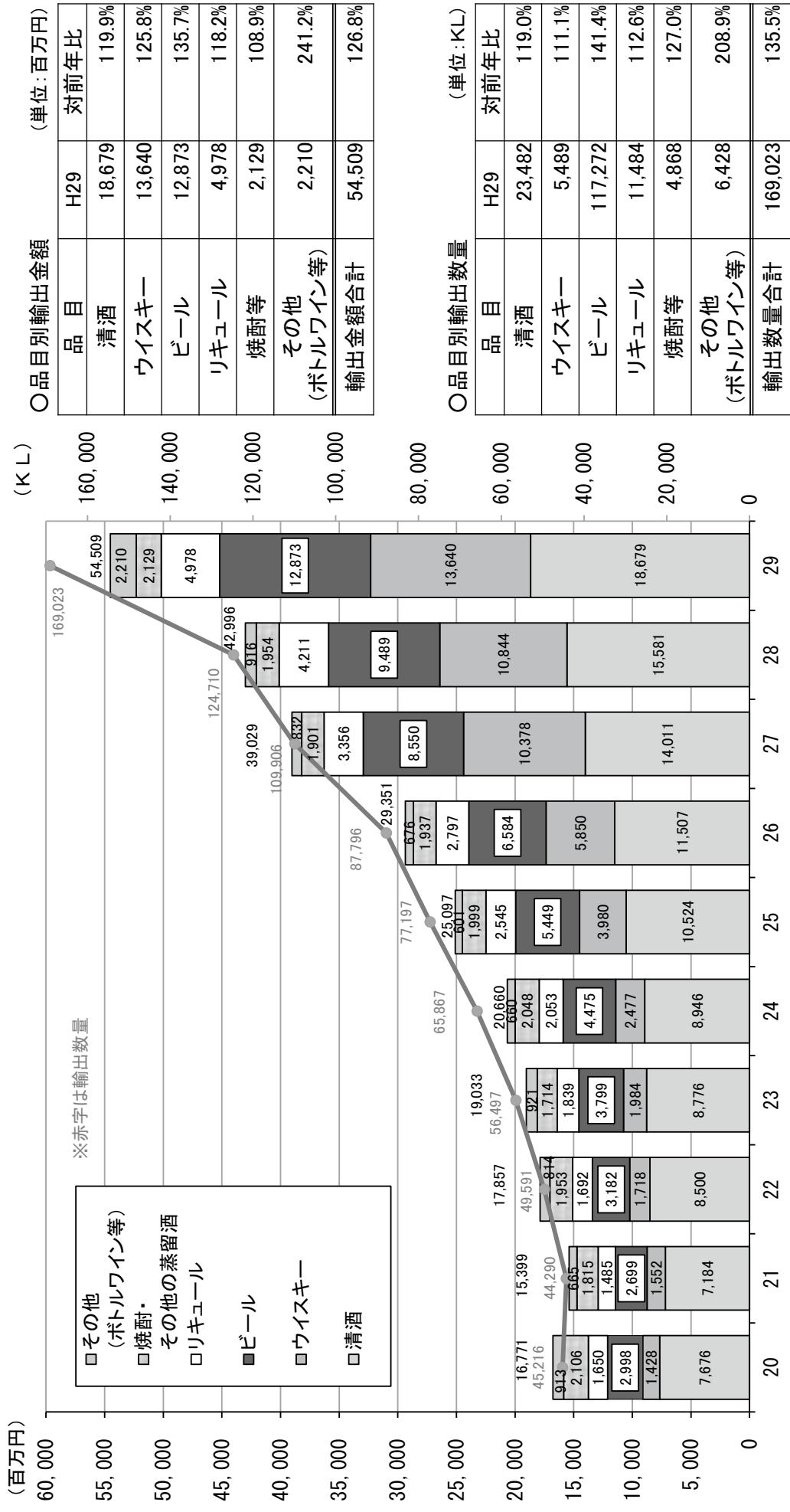
(みりん一種)	全國味淋協会 (全国単位) TEL03(3527) 3707
(みりん二種)	全国本みりん協議会 (全国単位) TEL052(451) 8211
(ビール)	全国地ビール醸造者協議会 (全国単位) TEL03(5909) 8929
(果実酒)	日本ワイン協会 (全国単位) TEL03(6202) 5728
(洋酒輸入)	日本洋酒輸入協会 (全国単位) TEL03(3503) 6505
(業務用卸)	全国酒類業務用卸連合会 (全国単位) TEL03(3661) 3055

(果実酒)	道産ワイン懇談会 (道単位) TEL0167(22) 3242
(果実酒)	長野県ワイン協会 (県単位) TEL0263(52) 0059
(果実酒)	北陸ワインナー協会 (北陸地区) TEL076(469) 4539
(果実酒)	大阪ワインナー協会 (府単位) TEL06(6624) 8555

(平成30年1月現在)

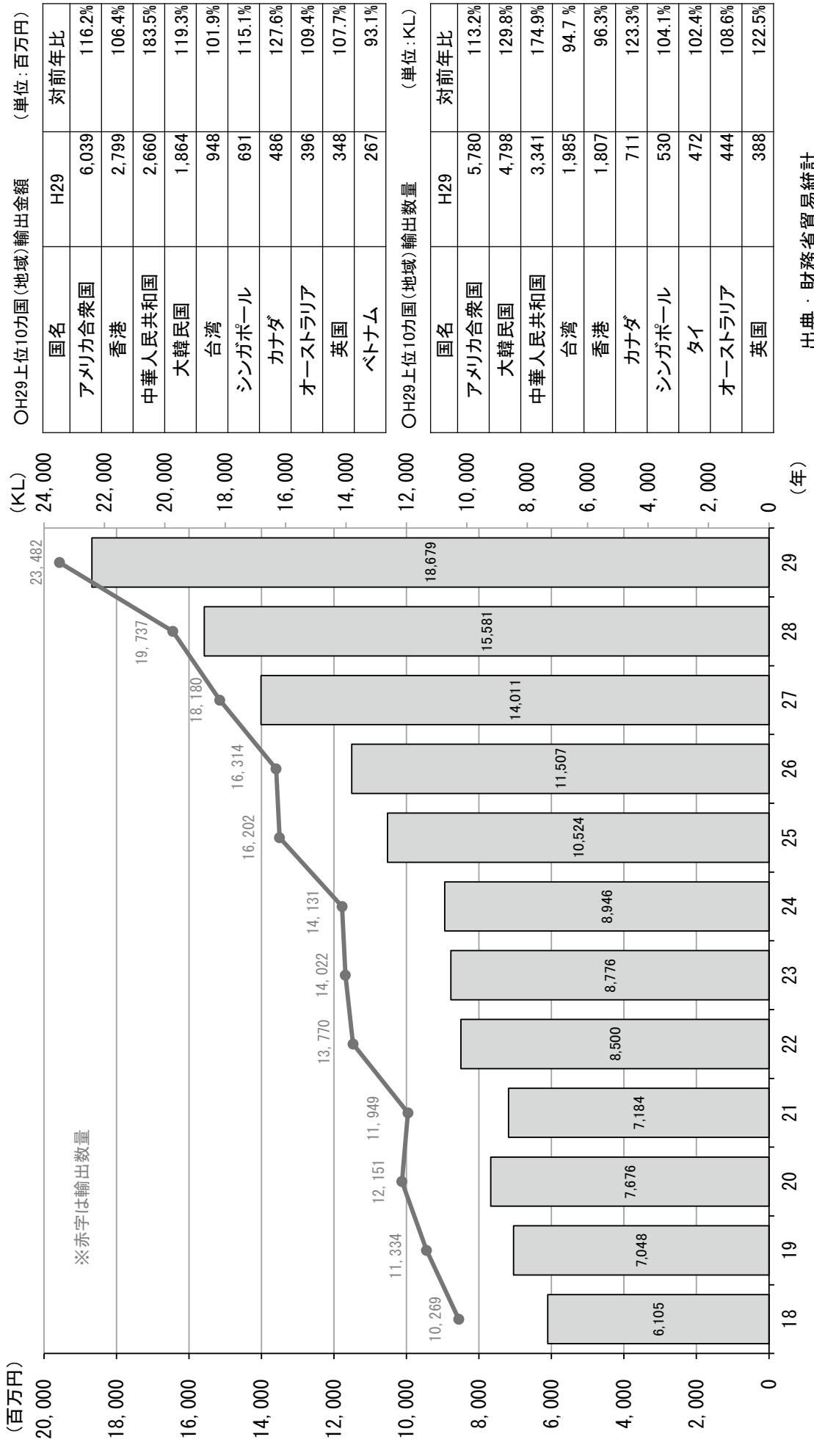
38 最近の日本産酒類の輸出動向について

○ 平成29年の輸出金額(約545億円(対前年対比126.8%))となり、6年連続で過去最高を記録。



39 最近の清酒の輸出動向について

○ 平成29年の清酒の輸出金額は約187億円(対前年比119.9%)、輸出数量(は約23,482KL(一升瓶換算で約1,300万本、対前年比119.0%)となり、共に8年連続で過去最高を記録。



40 清酒・焼酎の主な輸出先(平成29年)

清酒

国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)	
1 アメリカ合衆国	6,039	32.3	5,780	24.6	1 中華人民共和国	484	31.5	800	34.8
2 香港	2,799	15.0	1,807	7.7	2 アメリカ合衆国	388	25.3	526	22.9
3 中華人民共和国	2,660	14.2	3,341	14.2	3 タイ	114	7.4	154	6.7
4 大韓民国	1,864	10.0	4,798	20.4	4 台湾	84	5.4	133	5.8
5 台湾	948	5.1	1,985	8.5	5 大韓民国	76	5.0	182	7.9
6 シンガポール	691	3.7	530	2.3	6 ベトナム	75	4.9	86	3.8
7 カナダ	486	2.6	711	3.0	7 香港	73	4.8	111	4.8
8 オーストラリア	396	2.1	444	1.9	8 シンガポール	58	3.7	76	3.3
9 英国	348	1.9	388	1.7	9 マレーシア	57	3.7	68	3.0
10 ベトナム	267	1.4	376	1.6	10 フィリピン	39	2.5	55	2.4
合計	18,679	100.0	23,482	100.0	合計	1,537	100.0	2,297	100.0

焼酎

国名	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)	金額 (百万円)	輸出全体 に占める 割合 (%)	数量 (kℓ)	輸出全体 に占める 割合 (%)	
1 アメリカ合衆国	6,039	32.3	5,780	24.6	1 中華人民共和国	484	31.5	800	34.8
2 香港	2,799	15.0	1,807	7.7	2 アメリカ合衆国	388	25.3	526	22.9
3 中華人民共和国	2,660	14.2	3,341	14.2	3 タイ	114	7.4	154	6.7
4 大韓民国	1,864	10.0	4,798	20.4	4 台湾	84	5.4	133	5.8
5 台湾	948	5.1	1,985	8.5	5 大韓民国	76	5.0	182	7.9
6 シンガポール	691	3.7	530	2.3	6 ベトナム	75	4.9	86	3.8
7 カナダ	486	2.6	711	3.0	7 香港	73	4.8	111	4.8
8 オーストラリア	396	2.1	444	1.9	8 シンガポール	58	3.7	76	3.3
9 英国	348	1.9	388	1.7	9 マレーシア	57	3.7	68	3.0
10 ベトナム	267	1.4	376	1.6	10 フィリピン	39	2.5	55	2.4
合計	18,679	100.0	23,482	100.0	合計	1,537	100.0	2,297	100.0

(出典：財務省貿易統計)

○国内外における日本産酒類の情報発信の強化

- 【主な取組】
 - ・リオ・オリンピック・パラリンピックや国連総会などの機会に合わせ、日本産酒類PRブースを出展し、国税庁職員を派遣するなど、各國要人・プレスが集まる機会を活用し、日本産酒類のPRを実施
 - ・海外における日本酒の魅力をPRするための冊子を酒類総合研究所にて作成、在外公館や国際会議に外国人に販売する際に活用するため、酒類総合研究所にて「清酒の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成
- 【今後の取組】
 - ・引き続き、在外公館、ジャパンハウスやジャポニスム2018を日本産酒類の情報発信拠点として活用
 - ・焼酎に関する「焼酎の専門用語の標準的英語表現リスト」を作成中
- 発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発



【今後の取組】

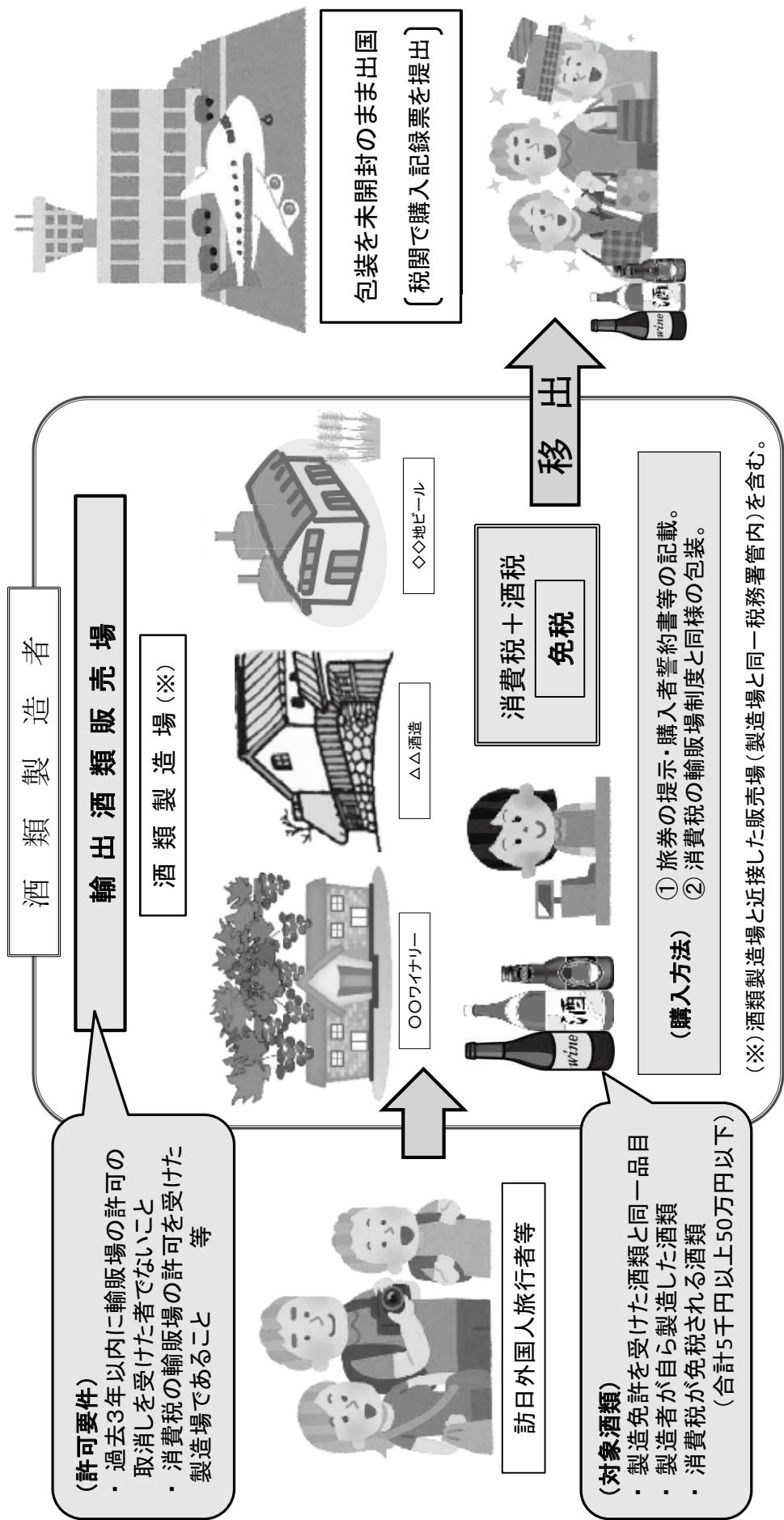
- ・日本酒に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援
- ・日本酒交官酒蔵ツアーワークショップの企画・実施（日本酒造組合中央会と共催）
- ・駐外外交官酒蔵として、（独）酒類総合研究所における講習などを通じた、國酒に関する正しい知識の普及
- 【今後の取組】
 - ・焼酎に関する国外の日本産酒類専門家の育成支援
- 輸出環境整備

【主な取組】

- ・日EU・EPA交渉による単式蒸留焼酎の容量規制の緩和及び地理的表示（G I）の相互保護
- ・東日本大震災後に導入された輸入規制の解除及び米国における蒸留酒の容量規制見直しへの働きかけ
- ・ブランデー価値向上に有効な表示ルール（G I「日本酒」等）の活用促進を図るための一般向けセミナー、シンポジウムなどの開催
- ・日本食・文化をテーマとするロンドンの展示会「WAB」（和美）・ドイツで開催される見本市「PROWEIN」へ日本産酒類PRブースを出展するとともに、国内酒類業者の出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供
- 【今後の課題・取組】
 - ・引き続き、各國とのEPA交渉などを通じた、諸外国に対する輸入規制の緩和及び日本のG Iの保護の働きかけ
 - ・引き続き、輸出先国・地域での展示会や商談会等の開催による、意欲ある事業者へのビジネスマッチングの機会の提供等

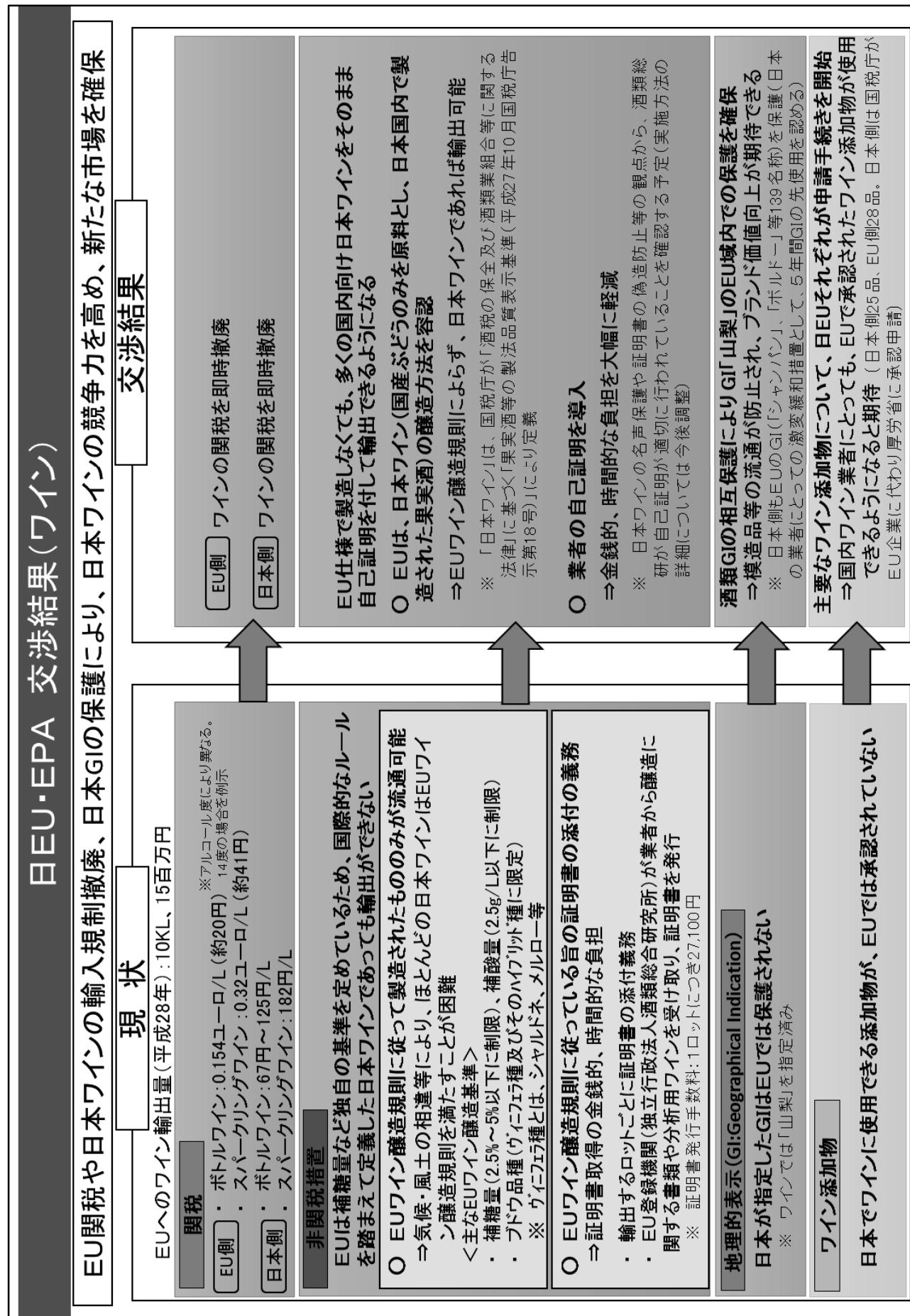
酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。



輸出酒類販売場許可件数（平成 30 年 1 月 1 日現在）

局	都道府県	許可件数	局	都道府県	許可件数
札幌国税局	北海道	1		滋賀県	2
仙台国税局	青森県	0	大阪国税局	京都府	1
	岩手県	3		大阪府	0
	宮城県	1		兵庫県	7
	秋田県	0		奈良県	1
	山形県	3		和歌山県	1
	福島県	1		鳥取県	1
	茨城県	1		島根県	0
関東信越国税局	栃木県	1	広島国税局	岡山県	2
	群馬県	0		広島県	19
	埼玉県	0		山口県	1
	新潟県	2		徳島県	1
	長野県	1		香川県	3
	千葉県	2	高松国税局	愛媛県	3
	東京都	2		高知県	1
東京国税局	神奈川県	2		福岡県	3
	山梨県	3		佐賀県	0
金沢国税局	富山県	0		長崎県	4
	石川県	1	熊本国税局	熊本県	0
	福井県	2		大分県	3
名古屋国税局	岐阜県	0		宮崎県	2
	静岡県	2		鹿児島県	10
	愛知県	2	沖縄国税事務所	沖縄県	6
	三重県	0	全国計		101



日EU・EPA 交渉結果(清酒・焼酎)

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

現状

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等に比べてEU向けは少ない
※清酒の輸出量(平成28年)：19,737KL、15,581百万円
(内EU向け：1,605KL、1,085百万円)
※焼酎の輸出量(平成28年)：3,834KL、1,954百万円
(内EU向け：28KL、26百万円)

関税

EU側	・清酒：0.077ユーロ/L(約10円) (焼酎は無税)
日本側	・清酒：70.4円/L ・焼酎：16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない

⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができます

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
※ 焼酎では「吉岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒EUへの輸出専用として、BINの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担

- ・700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
- ・日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

交渉結果

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側 清酒の関税を即時撤廃
日本側 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保
⇒ GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等139名称)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和
⇒ 单式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

44 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について

平成 29 年 8 月
国税庁

国税庁では、東日本大震災の発生以降、平成 23 年度より放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を実施しており、平成 29 年度も独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

これらの施策は、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから実施するものです。

- 1 調査対象地域^(注)に所在する酒類製造場について、その場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します（酒類等安全確認調査）。

（注）調査対象地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている福島県とします。

（資料）平成 29 年度酒類等安全確認調査の実施について

- 2 例年実施している全国市販酒類調査において、放射性物質に関する分析を実施します。

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官）において技術相談に応じます。

（参考情報）

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施しています。

平成 29 年度酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、平成 29 年度においても、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める一般食品の基準値：放射性セシウムについて 100 Bq/kg

なお、厚生労働省によれば、酒類については食品衛生法の「基準値」のうち、一般食品の基準値が適用されます。

2 試料

国税局において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり着手時期を分けて対象酒類を設定します。

着手時期	対象酒類
第 1 期（10 月）	果実酒又は清酒以外の酒類
第 2 期（11 月）	果実酒
第 3 期（12 月）	清酒

このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により変更される場合があります。

4 対象製造場の選定方法等

以下の基準により、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

地域	選定する製造場の割合	1 場当たり分析点数
福島県	全製造場	酒類 1 点 + 醸造用水 1 点（使用する場合のみ）

(注) 上記地域は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日付原子力災害対策本部）別表において、「米」又は「果実類」が検査対象品目として定められている検査対象自治体に当たります。

5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。

45 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 紳税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 紳税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 紳税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 紳税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 紳税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不斷に見直し・改善を行っていく。

○ 国税局及び酒類指導官設置署等一覧表(平成29年10月30日現在)

【国税局・国税事務所及び酒類業調整官派遣先税務署】

局・所名	郵便番号	所在地	電話番号	酒類業調整官 派遣先税務署
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-231-5011	札幌北、旭川中
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111	青森、盛岡、秋田南、 山形、福島
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111	水戸、宇都宮、前橋、 熊谷、浦和、新潟、 長野
東京国税局	104-8449	中央区築地5丁目3番1号	03-3542-2111	千葉東、神田、豊島、 横浜中、甲府
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131	富山、金沢、福井
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511	岐阜北、静岡、 名古屋中、津
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331	大津、伏見、南、 西宮、奈良、和歌山
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211	松江、岡山東、 広島東、山口
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111	徳島、高松、松山、 高知
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031	博多、佐賀、長崎
熊本国税局	860-8603	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-354-6171	大分、宮崎、鹿児島
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601	—

【酒類指導官設置税務署】

【札幌国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
札幌北	札幌中、札幌南、札幌西、札幌東、小樽、室蘭、岩見沢、苫小牧、倶知安、余市、浦河	001-0031	札幌市北区北31条西 7丁目 3番 1号	011-707-5111
函館	八雲、江差	040-0014	函館市中島町37番 1号	0138-31-3171
旭川中	旭川東、北見、網走、留萌、稚内、紋別、名寄、滝川、深川、富良野	078-8504	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-90-1451
釧路	帶広、根室、十勝池田	085-8515	釧路市幸町10丁目 3番地 釧路地方合同庁舎	0154-31-5100

【仙台国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
青森	弘前、八戸、黒石、五所川原、十和田、むつ	030-0861	青森市長島 1丁目 3番 5号 青森第二合同庁舎	017-776-4241
盛岡	宮古、花巻、久慈、二戸	020-8677	盛岡市本町通 3丁目 8番 37号	019-622-6141
一関	大船渡、水沢、釜石	021-0877	一関市城内 3番 2号 一関合同庁舎	0191-23-4205
仙台北	仙台中、仙台南、石巻、塩釜、大河原	980-8402	仙台市青葉区上杉 1丁目 1番 1号	022-222-8121
古川	気仙沼、築館、佐沼	989-6185	大崎市古川旭 6丁目 2番 15号	0229-22-1711
秋田南	秋田北、能代、横手、大館、本荘、湯沢、大曲	010-8622	秋田市中通 5丁目 5番 2号	018-832-4121
山形	米沢、新庄、寒河江、村山、長井	990-8606	山形市大手町 1番 23号	023-622-1611
鶴岡	酒田	997-0033	鶴岡市泉町 5番 70号	0235-22-1401
福島	相馬、二本松	960-8620	福島市森合町 16番 6号	024-534-3121
会津若松	喜多方、田島	965-8686	会津若松市城前 1番 82号	0242-27-4311
郡山	いわき、白河、須賀川	963-8655	郡山市堂前町 20番 11号	024-932-2041

【関東信越国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
水戸	日立、土浦、古河、下館、竜ヶ崎、太田、潮来	310-8666	水戸市北見町 1番 17号	029-231-4211
宇都宮	足利、栃木、佐野、鹿沼、真岡、大田原、氏家	320-8655	宇都宮市昭和 2丁目 1番 7号	028-621-2151
前橋	高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、藤岡、富岡、中之条	371-8686	前橋市大手町 2丁目 3番 1号 前橋地方合同庁舎	027-224-4371
熊谷	川越、行田、秩父、所沢、本庄、東松山	360-8620	熊谷市仲町 41番地	048-521-2905
浦和	川口、西川口、大宮、春日部、上尾、越谷、朝霞	330-9590	さいたま市中央区新都心 1番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-5400
新潟	新津、巻、新発田、村上、佐渡	951-8685	新潟市中央区西大畑町 5191番地	025-229-2151
長岡	三条、柏崎、小千谷、十日町、糸魚川、高田	940-8654	長岡市千歳 1丁目 3番 88号 長岡地方合同庁舎	0258-35-2070
長野	上田、信濃中野、佐久	380-8612	長野市西後町 608番地の 2	026-234-0111
松本	飯田、諏訪、伊那、大町、木曽	390-8710	松本市城西 2丁目 1番 20号	0263-32-2790

【東京国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
千葉東	千葉南、千葉西、館山、木更津、茂原	260-8577	千葉市中央区祐光1丁目1番1号	043-225-6811
松戸	市川、船橋、柏	271-8533	松戸市小根本53番地の3	047-363-1171
成田	銚子、佐原、東金	286-8501	成田市加良部1丁目15番地	0476-28-5151
神田	麹町、日本橋、京橋、芝、麻布、江東西、江東東、江戸川北、江戸川南	100-8183	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館3階・4階	03-4574-5596
品川	荏原、目黒、大森、雪谷、蒲田、世田谷、北沢、玉川、渋谷	108-8622	港区高輪3丁目13番22号	03-3443-4171
東京上野	小石川、本郷、浅草、本所、向島、王子、荒川、足立、西新井、葛飾	110-8607	台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎	03-3821-9001
豊島	四谷、新宿、中野、杉並、荻窪、板橋、練馬東、練馬西	171-8521	豊島区西池袋3丁目33番22号	03-3984-2171
立川	八王子、武蔵野、青梅、武蔵府中、町田、日野、東村山	190-8565	立川市緑町4番地の2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
横浜中	保土ヶ谷、横浜南、戸塚、横須賀、鎌倉	231-8550	横浜市中区山下町37番地9号 横浜地方合同庁舎	045-651-1321
川崎北	鶴見、神奈川、緑、川崎南、川崎西	213-8503	川崎市高津区久本2丁目4番3号	044-852-3221
厚木	平塚、藤沢、小田原、相模原、大和	243-8577	厚木市水引1丁目10番7号	046-221-3261
甲府	山梨、大月、鰐沢	400-8584	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	055-254-6105

【金沢国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
富山	高岡、魚津、砺波	930-8530	富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎	076-432-4191
金沢	七尾、小松、輪島、松任	920-8505	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-261-3221
福井	敦賀、武生、小浜、大野、三国	910-8566	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-23-2690

【名古屋国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
岐阜北	岐阜南、大垣、高山、多治見、関、中津川	500-8711	岐阜市千石町1丁目4番地	058-262-6131
静岡	清水、沼津、熱海、三島、島田、富士、藤枝、下田	420-8606	静岡市葵区追手町10番88号	054-252-8111
浜松西	浜松東、磐田、掛川	430-8585	浜松市中区中央1丁目12番4号 浜松合同庁舎	053-555-7111
名古屋中村	名古屋西、中川、一宮、半田、津島	453-8686	名古屋市中村区太閤3丁目4番1号	052-451-1441
名古屋中	千種、名古屋東、名古屋北、昭和、尾張瀬戸、小牧	460-8522	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-962-3131
熱田	豊橋、岡崎、刈谷、豊田、西尾、新城	456-8711	名古屋市熱田区花表町7番17号	052-881-1541
津	四日市、伊勢、松阪、桑名、上野、鈴鹿、尾鷲	514-8545	津市桜橋2丁目99番地	059-228-3131

【大阪国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
大津	彦根、長浜、近江八幡、草津、水口、今津	520-8510	大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	077-524-1111
上京	左京、中京、東山、下京、右京、園部	602-8555	京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町358	075-441-9171
伏見	宇治	612-0084	京都市伏見区鎌屋町	075-641-5111
福知山	舞鶴、宮津、峰山、豊岡、和田山、柏原	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目37番地	0773-22-3121
東	大阪福島、西淀川、東成、旭、城東、東淀川、北、大淀、枚方、門真	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6942-1101
南	西、港、天王寺、浪速、生野、阿倍野、住吉、東住吉、西成	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	06-6768-4881
堺	岸和田、泉大津、泉佐野	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堀地方合同庁舎	072-238-5551
茨木	豊能、吹田	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	072-623-1131
東大阪	八尾、富田林	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	06-6724-0001
神戸	兵庫、長田、須磨、洲本	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2番20号	078-391-7161
姫路	相生、龍野	670-8543	姫路市北条1丁目250番地	079-282-1135
明石	加古川、西脇、三木、社	673-8555	明石市田町1丁目12番1号	078-921-2261
西宮	灘、尼崎、芦屋、伊丹	662-8585	西宮市江上町3番35号	0798-34-3930
奈良	葛城、桜井、吉野	630-8567	奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201
和歌山	海南、御坊、田辺、新宮、粉河、湯浅	640-8520	和歌山市二番丁3 和歌山合同庁舎	073-424-2131

【広島国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取	米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目89番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江	浜田、出雲、益田、石見大田、大東、西郷	690-8505	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東	岡山西、西大寺、児島、倉敷、玉島、津山、玉野、笠岡、高梁、新見、瀬戸、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番23号	086-225-3141
広島東	広島南、広島西、広島北、呉、三次、庄原、廿日市、海田、吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番19号	082-227-1155
西条	竹原、三原、尾道、福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町16番8号	082-422-2191
山口	下関、宇部、萩、徳山、防府、岩国、光、長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-922-1340

【高松国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
徳島	鳴門、阿南、川島、脇町、池田	770-0847	徳島市幸町3丁目54番地	088-622-4131
高松	丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-861-4121
松山	今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-941-9121
高知	安芸、南国、須崎、中村、伊野	780-0061	高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-1123

【福岡国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
小倉	門司、若松、八幡、行橋	803-8602	北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331
博多	香椎、福岡、西福岡、直方、飯塚、田川、筑紫、壱岐、厳原	812-8706	福岡市東区馬出1丁目8番1号	092-641-8131
久留米	大牟田、甘木、八女、大川	830-8688	久留米市諫訪野町2401の10	0942-32-4461
佐賀	唐津、鳥栖、伊万里、武雄	840-8611	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎	0952-32-7511
長崎	佐世保、島原、諫早、福江、平戸	850-8678	長崎市松が枝町6番26号	095-822-4231

【熊本国税局管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
熊本西	熊本東、八代、人吉、玉名、天草、山鹿、菊池、宇土、阿蘇	860-8624	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟	096-355-1181
大分	別府、中津、日田、佐伯、臼杵、竹田、宇佐、三重	870-8616	大分市中島西1丁目1番32号	097-532-4171
宮崎	都城、延岡、日南、小林、高鍋	880-8666	宮崎市広島1丁目10番1号	0985-29-2151
鹿児島	川内、鹿屋、出水、指宿、種子島、知覧、伊集院、加治木、大隅	890-8691	鹿児島市荒田1丁目24番4号	099-255-8111
大島	—	894-8677	奄美市名瀬長浜町1番1号 名瀬地方合同庁舎	0997-52-4321

【沖縄国税事務所管内】

設置税務署	管轄している税務署	郵便番号	所在地	電話番号
那覇	宮古島、石垣、北那覇、名護、沖縄	900-8543	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3101

e-Tax で利用できる酒税関係の手続について

- 酒類製造業者の方が利用できる主な手続
 - ・酒税の納税申告及び納付
 - ・酒類の製成及び移出の数量等申告
 - ・酒類の移出数量明細書の提出
 - ・酒類等の亡失・腐敗の届出 など
- 酒類販売業者の方が利用できる主な手続
 - ・酒類の販売数量等報告
 - ・未成年者の飲酒防止に関する表示基準の実施状況等報告
 - ・酒類販売管理者の選任（解任）の届出
 - ・酒類蔵置所設置・廃止報告 など



詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索

事前準備、送信方法、エラー解消など作成コーナーの使い方に関するお問合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

受付時間：平 日 9時～17時

e - コ ク ゼ イ

（年末年始を除きます。）

☎ 0570-01-5901

マイナンバーカードをご利用になる場合の IC カードリーダライタの設定などに関するお問合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

受付時間：平 日 9時30分～20時

マイナンバー

土日祝 9時30分～17時30分

☎ 0120-95-0178

（年末年始を除きます。）

（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）

※ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク及びマイナンバー総合フリーダイヤルの受付時間は変更される場合がありますので、e-Tax ホームページ又は内閣府のマイナンバーホームページでご確認ください。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁（www.nta.go.jp）のトップページにある「社会保障・税番号制度（マイナンバー）」をクリックして、ご覧ください。

この冊子は、国税庁のホームページ
「お酒に関する情報」のコーナーでご覧いただけます。
URL <http://www.nta.go.jp/>

酒税等に関する御質問は最寄りの国税局・税務署へ。
また、この冊子をご覧になってお気付きの点、御意見等が
ございましたら、国税庁のホームページの「ご意見ご要望」
欄からメールで、若しくは、下記の連絡先宛に郵送で、御意
見をお寄せください。

〈連絡先〉
〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁課税部酒税課

———— この社会あなたの税がいきている ———



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。